

第 1 部

男女共同参画の状況

序章 男女共同参画施策の推移

第1節 国際的な動き

1945年（S20）10月に発足した国際連合（以下「国連」という。）は、翌1946年（S21）に「婦人の地位委員会」を設置し、以来、「国連憲章」「世界人権宣言」（1948年、S23）、「婦人の参政権に関する条約」（1952年、S27）さらに「婦人に対する差別撤廃条約」（1967年、S42）等女性にかかわる宣言や諸条約を相次いで採択するなど男女平等と女性の地位向上を促進するための積極的な取組を続けてきた。

この間、各国においても、制度上の男女平等には顕著な進歩が認められたが、現実面ではその取組が概して遅れており、女性の能力が十分に活用されていないことが指摘されるようになった。

このような状況を背景として、1972年（S47）の第27回国連総会において、国連の目的とする基本的人権の尊重に基づいて、あらゆる分野への女性の全面参加を掲げ、全世界が男女平等をめざす国として1975年（S50）を「国際婦人年」とすることが決議された。その目標として「男女平等の推進」、「社会、経済、文化の発展への女性の参加」、「国際友好と協力への女性の貢献」を掲げ、女性の地位向上のため、世界的規模で行動することが決定された。

1975年（S50）7月、メキシコシティにおいて開催された「国際婦人年世界会議」は第1回目の世界女性会議であり、133か国の政府代表が集まり、国際婦人年の目標達成のために各国のとるべき措置のガイドラインとなる「世界行動計画」が採択された。

また、同年に開催された第30回国連総会では、国際婦人年世界会議で採択された世界行動計画等を支持するとともに、1976年（S51）～1985年（S60）を「国連婦人の十年」とし、そのテーマを「平等・開発・平和」とすることが宣言され、国際婦人年の目標達成のための努力を継続することを提唱した。これを受けて世界各国等において世界行動計画の趣旨を取り入れた諸施策が積極的に推進された。

また、1979年（S54）の国連総会において、女子に対する差別を撤廃し、男女平等原則を具体化するための具体的かつ包括的な法的国際文書である「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（以下「女子差別撤廃条約」という。）」が採択された。

「国際婦人の十年」の中間年である1980年（S55）7月には、第2回世界女性会議である『「国際婦人の十年」中間年世界会議』がデンマークのコペンハーゲンで開催され、世界145か国の政府代表が参加した。同会議では、世界行動計画の前半期における実施状況の評価に基づき「国連婦人の十年後半期行動プログラム」が採択され、また、女子差別撤廃条約の署名式が行われ、我が国も署名した。

「国連婦人の十年」最終年である1985年（S60）7月には、ケニアのナイロビにおいて第3回世界女性会議である「国連婦人の十年ナイロビ世界会議（以下「ナイロビ世界会議」という。）」が開催され、157か国の政府代表が参加した。この会議では、国連婦人年の目標達成のために、これまで行われてきた多様な活動の成果及び目標を達成する上での障害が検討され、その結果、2000年（H12）に向けて、女性の地位の一層の向上のために、各国等が効果的措置をとる上でのガイドラインである「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」（以下「ナイロビ将来戦略」という。）が、全会一致で採択された。

1990年（H2）には、国連経済社会理事会において、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」が採択された。

世界各国等はナイロビ将来戦略の要請に沿い、2000年（H12）に向けて、新たな活動を着実に推進してきたが、冷戦の終結、民主化の動き、貧困の増大など国際情勢は激変し、1992年（H4）の環境サミット以来、人口、開発、貧困など地球規模の問題を考える上で、女性問題の解決がカギとなるという認識が広まってきた。

1995年（H7）9月、「平等・開発・平和への行動」をテーマに、「第4回世界女性会議」がアジアで初めて北京で開催された。政府間会議には190か国の政府代表ら17,000人が参加し、ナイロビ将来会議の第2回見直しと評価が行われ、「北京宣言及び行動要綱」が全会一致で採択された。行動要綱は、「女性のエンパワーメント（力をつけること）に関するアジェンダ（予定表）」と位置付けられており、2000年（H12）に向けて女性の抱える問題の解決のため取り組むべき貧困、教育、健康等の12の優先行動分野を示した上で、その実施に向けて、可能ならば1996年（H8）末までに各国政府が自国の行動計画を策定し終えることを求めている。

また、政府会議に先立ち、北京市郊外の怀柔県でNGO（非政府組織）フォーラムが開催され、日本からの約5,000人を含めて世界各国から約31,000人が参加した。行動要綱に民間の女性の意見を反映させるため、各国政府に対してロビー活動が行われ、さらに3,300余りのワークショップやシンポジウム、各種イベント等が開催され、女性の抱える問題について活発な意見交換が行われた。このように「女性のエンパワーメント」や「パートナーシップ」を合い言葉に開催された第4回世界女性会議は、国連史上最大の会議となった。

2000年（H12）にニューヨークで「女性2000年会議」が開催され、「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のためのさらなる行動とイニシアティブ（成果文書）」が採択された。

「成果文書」は北京女性会議で採択された「行動綱領」の実施状況を分析するとともに、北京会議後に出現した新しい課題を踏まえて、「行動綱領」の更なる実施に向けて、取るべき行動指針を示している。

2003年（H15）7月、国連女子差別撤廃委員会第29会期において、我が国の第4回・5回実施状況報告が審議された。我が国は1985年（S60）に女子差別撤廃条約を批准したが、条約締結国は、条約の実施状況に関する報告を4年ごとに国連事務総長に提出することになっており、今回の審議は、1994年（H6）1月の第2・3回報告審議以来、9年半ぶりの審議となった。

2005年（H17）3月には第4回世界女性会議（北京会議）から10年目にあたることから、男女共同参画に関する最も重要な国際会議である第49回国連婦人の地位委員会「北京+10」がニューヨークで開催された。

第2節 我が国の動き

1945年（S20）11月、公職選挙法が改正されて女性の参政権が認められ、翌1946年（S21）4月10日に行われた第22回衆議院議員総選挙において、女性が初めて参政権を行使し、初の女性代議士39名が誕生した。また、同年11月3日、憲法が公布されて男女平等が法文化され、翌1947年（S22）5月には新憲法が施行されて、男女平等が保障されることになり、女性の法的地位は飛躍的に向上した。

1975年（S50）の国際婦人世界会議（第1回世界女性会議）以降、女性の地位向上をめざす政府及び民間の活動は活発になり、政府は女性問題を総合的に扱う国内機関として、内閣総理大臣を本部長とした「婦人問題企画推進本部」を設置した。さらに、内閣総理大臣の私的諮問機関として「婦人問題企画推進会議（1986年（S61）2月「婦人問題企画推進有識者会議」に改称）」を設置し、これらの事務局として、総理府に「婦人問題担当室」を設置して1977年（S52）1月には世界行動計画を国内施策に取り入れた「国内行動計画」を策定した。

国内行動計画は、政治、教育、労働、健康、家庭生活等に関して、憲法が保障する一切の国民的権利を女性が男性と等しく享受し、かつ、国民生活のあらゆる領域に男女が共に参加貢献することが必要であるという基本的考え方に立って、その後10年間にわたって総合的な施策を展開することとした。

1981年（S56）5月には、国内行動計画目標達成のための後期重点目標を設定した。この中で女子差別撤廃条約を批准するための国内法制等諸条件の整備を特に重点課題として取り上げ、民法、国籍法、男女雇用機会均等法の制定等多くの改善、充実を見た。

女子差別撤廃条約については、1985年（S60）6月24日、批准承認案件が国会で可決され（7月25日条約発効）、我が国は世界で72番目の締結国となった。

婦人問題企画推進本部は、1987年（S62）5月、「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を策定し、次の基本目標を設定した。

- （1） 男女平等をめぐる意識改革
- （2） 平等を基礎とした男女の共同参加
- （3） 多様な選択を可能とする条件整備
- （4） 老後生活等をめぐる女性福祉の確保
- （5） 国際協力及び平和への貢献

さらに、婦人問題企画推進本部は1991年（H3）5月、「西暦2000年に向けての新国内行動計画（第一次改定）」を策定した。この改定は、1990年（H2）の「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」の趣旨を生かしながら、1987年（S62）に策定された新国内行動計画の成果も踏まえ、具体的施策1991年～1995年度（H3～H7年度）と基本施策（2000年度（H12年度）まで）の中・長期両面の女性関係施策を示している。

新国内行動計画（第一次改定）は「男女共同参画型社会の形成をめざす」をテーマとして、1987年（S62）に策定したときと同じ基本目標を掲げている。

このうち、「(3) 多様な選択を可能とする条件整備」の中の育児期間における条件整備の充実の一つとして、企業で働く男女労働者を対象として「育児休業等に関する法律」及び男女公務員を対象とした「地方公務員の育児休業等に関する法律」

「国家公務員の育児休業等に関する法律」が1992年（H4）4月に施行された。

1994年（H6）6月「総理府本府組織令の一部を改正する政令」公布・施行により、総理府本府に「男女共同参画室」が設置され、それまでの婦人問題担当室の事務を引継ぎ、男女共同参画社会を一層促進していくこととなった。また、婦人問題企画推進有識者会議を廃止して「男女共同参画審議会」（政令）が設置され、男女共同参画社会の形成に関する基本的かつ包括的な事項について調査審議等を行うこととなった。

さらに男女共同参画社会の実現に向けて国が一体となった取組をするため、婦人問題企画推進本部を廃止し、内閣に内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚を本部員とする「男女共同参画推進本部」を設置することを1994年（H6）7月の閣議で決定した。

1994年（H6）8月、内閣総理大臣は男女共同参画審議会に「男女共同参画社会の形成に向けて、21世紀を展望した総合的ビジョン」について諮問し、同審議会は、広く国民各層の意見を求めつつ、1995年（H7）の第4回世界女性会議の成果を視野に入れて調査審議を進め、1996年（H8）7月に「男女共同参画ビジョン～21世紀の新たな価値の創造～」を答申した。

この答申を受けて男女共同参画本部では新たな国内行動計画である「男女共同参画2000年プラン～男女共同参画社会の形成の促進に関する平成12年（西暦2000年）度までの国内行動計画～」を策定したが、この計画では新たな課題として社会制度・慣行の見直し、暴力の根絶、メディア、生涯を通じた健康支援を重点目標として掲げており、政府が男女共同参画社会の実現に向けて取り組むべき施策を総合的・体系的に整備した。

1997年（H9）4月、それまでの政令に基づく男女共同参画審議会に代わり、男女共同参画審議会設置法に基づいて、内閣総理大臣及び関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的かつ総合的な政策及び重要事項を調査審議する「男女共同参画審議会」（法律）を設置し、推進体制の整備が行われた。

1998年（H10）、国は、男女共同参画社会の実現に関し基本的な方針・理念等を定め、施策の総合的かつ計画的な推進を目的とした、男女共同参画社会基本法（仮称）の検討を行った男女共同参画審議会からの最終答申を得た。1999年（H11）2月には、通常国会に法案を提出し、同年5月参議院、6月衆議院で可決・成立し、6月23日に男女共同参画社会基本法が施行された。

この法律は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、国・地方自治体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めたものである。

国においては、男女共同参画審議会の答申（「男女共同参画基本計画策定にあたっての基本的な考え方—21世紀の最重要課題—」（平成12年9月）及び「女性に対する暴力に関する基本的方策について」（平成12年7月））を受け、女性2000年会議で採択された「成果文書」も踏まえて、2000年（H12）12月、「男女共同参画社会基本法」に基づく「男女共同参画基本計画」が策定され、2010年（H22）までを見通した長期的な政策の方向性を記述するとともに、2005年度（H17年度）末までに行政（国、地方公共団体）や国民が取り組むべき具体的施策などが示された。

2001年（H13）1月6日、中央省庁等改革に伴い、内閣府が新たに設置された。

男女共同参画社会の実現は21世紀の我が国社会を決定する最重要課題であることから、各省庁にまたがる機能を政府として取りまとめていく国内本部機構の整備・強化のため、内閣官房長官を議長とし、関係大臣や有識者で構成する男女共同参画会議が新設された。

男女共同参画局においては、男女共同参画会議の事務局としての機能を担いつつ、行政各部の施策の統一を図るために必要となる男女共同参画社会の形成の促進に関する事項の企画立案・総合調整等を所掌事務としている。また、施策を推進していくにあたり、地方公共団体・民間団体とも連携を取りつつ、社会全体の気運の醸成にも努めていくことにしている。な

お、内閣府設置法に基づく特命担当大臣として男女共同参画担当大臣が置かれ、内閣官房長官が男女共同参画担当大臣に指定された。

2001年（H13）4月、議員立法により「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が成立、同年10月13日一部施行され、2002年（H14）4月1日から完全施行された。配偶者からの暴力は犯罪となる行為であるにもかかわらず、被害者の救済は必ずしも十分には行われてこなかった。個人の尊厳を害し、男女平等の実現を妨げる暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要であることから、この法律で配偶者暴力相談支援センターが制度化され、被害者の申し立てにより裁判所が加害者に対し接近禁止や退去を命じる保護命令制度が新設された。この法律は、内閣府、警察庁、法務省及び厚生労働省の4省庁で共管している。また、官民を問わず関係者が力を合わせて法律の円滑な施行のために努力することが求められている。

2003年（H15）7月、次世代育成支援対策推進法が公布・一部施行され、2005年（H17）4月から完全施行された。同法は2015年（H27）3月までの時限立法である。我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、次世代を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するとしている。また、2003年（H15）7月、少子化社会において講ぜられる施策の基本理念となる少子化社会対策基本法が公布された。

2004年（H16）6月には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が一部改正され、退去命令期間の延長や被害者と同居する未成年の子への接近禁止制度等が盛り込まれた改正法が同年12月2日から施行された。さらに、改正法では、国が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための基本的な方針を定め、都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における基本的な計画を定めることを義務付けた。

2004年（H16）7月、内閣総理大臣は、男女共同参画会議に対し男女共同参画基本計画策定後の男女共同参画社会の形成に関連する国内外の様々な状況の変化を考慮の上、政府において男女共同参画基本計画を策定していく際の基本的な考え方を諮問した。これを受けて男女共同参画会議から2005年（H17）7月答申がなされ、政府は答申を踏まえて基本計画の改定案を作成し、同年12月27日に男女共同参画基本計画（第二次）が閣議決定された。

2007年（H19）4月1日に、改正男女雇用機会均等法が施行された。今回の改正では、男女双方に対する性別を理由とする差別的取扱いに禁止範囲を拡大し、間接差別の創設、妊娠・出産等を理由とする解雇その他不利益取扱いの禁止、男女労働者を対象とするセクシュアルハラスメント防止措置の拡充、均等法に基づく報告をしない又は虚偽の報告をした事業主に対する過料の創設等がなされた。

2007年（H19）7月には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が一部改正され、保護命令制度の拡充（生命・身体に対する脅迫を受けた被害者に係る保護命令、電話・ファクシミリ・電子メール等を禁止する保護命令、被害者の親族等への接近禁止命令等）、基本計画の策定を市町村の努力義務とすること、市町村の適切な施設において配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにすることを努力義務とすることを盛り込み、2008年1月11日に施行された。

2007年（H19）12月、関係閣僚、経済界・労働界・地方公共団体の代表等からなる「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」において、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定し、2008年（H20）1月には、内閣府に「仕事と生活の調和推進室」を設置した。

2009年（H21）3月、内閣総理大臣は、男女共同参画会議に対し第二次男女共同参画基本計画の改定に向けて、男女共同参

画社会の形成の促進に関する施策の基本的な方向について諮問した。これを受けて男女共同参画会議から 2010 年（H22）7 月答申がなされ、政府は答申を踏まえて基本計画の改定案を作成し、同年 12 月の閣議により男女共同参画基本計画（第三次）を策定する予定である。

第3節 青森県の動き

国際婦人年に始まる国際的な動きと国内行動計画策定を背景に、青森県において1977年（S52）、女性行政担当窓口を生活福祉部児童家庭課に設置し、女性に係る施策の調整を図ることとした。

また、1979年（S54）には、青森県婦人行動計画を策定するための検討機関として県内各界各層の有識者からなる「青森県婦人問題対策推進委員会」を設置した。

1980年（S55）4月、女性行政の調整を図る窓口として企画部に「青少年婦人室」を設置し、同年5月、「青森県婦人行動計画」を策定して本県における女性に係る施策の基本的方針を明らかにした。

1980年（S55）6月には、女性問題に関する本県行政の各分野における施策の総合的推進を図ることを目的として女性行政関係課で構成する「青森県婦人問題行政連絡会議」を設置した。

1981年（S56）4月、青少年婦人室は企画部から生活福祉部へと移管となり、同年6月、婦人行動計画の具体的施策を進めるための「青森県婦人行動計画推進計画」を策定した。

1986年（S61）3月、青森県婦人問題対策推進委員会から青森県婦人行動計画の計画期間終了後も、引き続き計画目標達成のための女性行政の推進が図れるよう、「青森県の婦人対策に関する提言」が県に出された。

1989年（H元）7月、県は1980年（S55）に策定した青森県婦人行動の基本的な考え方を継承しつつ、青森県婦人問題対策推進委員会から提出された提言及び新国内行動計画の趣旨を踏まえ、高齢化の急速な進行、技術革新、情報化、国際化の進展など2000年（H12）に向けて社会環境の変化に対応する「新青森県婦人行動計画」を策定した。

1993年（H5）4月、女性の地位向上、青少年の健全育成の推進を一層強化するため、青少年婦人室を「青少年女性課」に改組した。

1996年（H8）4月、男女共同参画社会づくりを一層推進していくため女性に関する行政を専門に担当する専管課として「女性政策課」が新設され、女性人材バンク整備事業、市町村女性行政支援事業等がスタートした。

1996年（H8）4月には、青森県婦人問題行政連絡会議を「青森県女性行政推進連絡会議」に、同年7月には青森県婦人問題対策推進委員会を「青森県女性政策懇話会」に改称した。

1997年（H9）4月、組織再編に伴い女性政策課は生活福祉部から環境生活部に移管となった。

2000年（H12）1月、それまでおおむね順調に進捗してきた新青森県婦人行動計画を見直し、新たに「あおり男女共同参画プラン21」を策定した。

この見直しは、国の「男女共同参画2000年プラン」策定（平成8年12月）及び「男女共同参画社会基本法」の施行（平成11年6月）並びに平成9年2月策定の「新青森県長期総合プラン」に「男女共同参画社会推進構想」が戦略プロジェクトとして掲げられたこと等に対応し、これらとの整合を図ることとしたものである。同プランに基づき、毎年度「推進計画」を作成し、その推進状況を点検しつつ、施策の効果的な推進を図ることとしている。

2000年（H12）4月、女性政策課から「男女共同参画課」へ改組したことに伴い、青森県女性政策懇話会を「青森県男女共同参画懇話会」へ、また、青森県女性行政推進連絡会議を「青森県男女共同参画推進連絡会議」に改称した。

2001年（H13）6月、青森市に男女共同参画の活動拠点施設として「青森県男女共同参画センター（愛称：アピオあおり）」を開館した。同センターは情報、啓発・学習、交流、自主活動支援、相談などの機能を有しており、県民の多様な活動の支援に努めている。

2001年（H13）7月、男女共同参画の推進について基本理念を定め、県の施策の基本となる事項を示すとともに、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、それぞれの連携・協力した取組を促すため、「青森県男女共同参画推進条例」を公布・施行した。

2002年（H14）6月、国の「男女共同参画基本計画（平成12年12月制定）」及び青森県男女共同参画推進条例との整合性を図り、法定計画として位置付けるため、「あおり男女共同参画プラン21」を改定し、推進体制の強化などを明記した。

2002年（H14）9月、平成15年度重点施策に「男女が共に家庭や社会に参画できる環境づくり」を選定した。環境生活部関係では青少年・男女共同参画課の「男女が共に創るあおり推進事業」及び「DV防止啓発事業」が、健康福祉部関係ではこどもみらい課の「DV被害者支援事業」及び「共に育てる妊産婦健康支援事業」が、農林水産部関係では「女性フロリストフォローアップ事業」の計5事業が推進特別事業となった。

2003年（H15）10月、庁内推進体制の一層の強化を図るため「青森県男女共同参画推進本部」を設置し、これまで推進本部の役割を果たしてきた青森県男女共同参画推進連絡会議を廃止した。

2004年（H16）12月、県の基本計画である「生活創造推進プラン」において、男女共同参画の推進が、生活創造社会を支える5つの社会像（①青森の豊かさを知り、夢をもって未来を拓く社会、②いきいきと働ける豊かな社会、③健やかで安心して暮らせる社会、④環境と共生する循環型社会、⑤安全・安心で快適な社会）を実現するための仕組みづくりに位置付けられた。

2005年（H17）4月、DV基本計画の策定に向けて、庁内関係課による会議とワーキンググループを設置し、原案を作成し、また、DV被害者支援にかかる民間団体代表者や被害者支援現場関係者、学識経験者等をメンバーとする検討委員会を設置・検討をして、同年12月に「配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画」を策定した。

2005年（H17）12月には、青森県男女共同参画推進条例第11条の規定に基づく苦情処理について、同年7月の青森県男女共同参画審議会からの答申を受けて青森県男女共同参画推進本部において「青森県が実施する男女共同参画の推進に関する施策等の苦情・意見の申出に係る処理要綱」を定めた。これにより、2006年（H18）4月1日から、青森県男女共同参画審議会に設置した苦情等部会で調査審議を行うこととして、苦情処理制度がスタートした。

2007年（H19）3月、新たな基本計画として「男女が わかち合い ささえ合う 青森県」を大目標に「新あおり男女共同参画プラン21」を策定した。

2007年（H19）4月には、組織再編に伴い、「DV防止広報事業」を含む配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する一連の事務は、健康福祉部こどもみらい課の所管となった。

2007年（H19）には、男女共同参画社会の実現に向けて顕著な功績のあった個人及び団体を称える知事表彰制度を創設した。

2008年（H20）12月、県の新しい基本計画である「青森県基本計画未来への挑戦」において、この基本計画が目指す「生活創造社会」を実現するための4つの分野にまたがる重要な視点として、男女共同参画の推進が位置付けられた。

2009年（H21）1月、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正に伴い、「配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画」を改定した。

第1章 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

男女が共にあらゆる分野に参画し、主体的に活動する必要があることから、政策・方針決定過程への女性の参画の促進や女性のエンパワーメントを支援している。

- 1 県議会議員に占める女性の割合は平成19年4月の一般選挙で2.0%（1人）から4.2%（2人）へ増加。
- 2 市町村議会議員に占める女性の割合は平成22年4月1日現在5.4%で0.1ポイント上昇。
- 3 県が設置する審議会等の女性の登用率は平成22年4月1日現在、委員の9割以上が法律等による充て職となっている審議会を除くと39.3%で0.1ポイント下降。（全審議会では31.6%で0.2ポイント上昇。）
- 4 市町村が設置する審議会等への女性の登用率は、平成22年4月1日現在19.6%で0.3ポイント下降。
- 5 県職員の課長級以上の女性職員は平成22年4月1日現在5.7%で0.8ポイント上昇。課長補佐級に占める女性の割合は平成18年度11.2%から平成22年度13.3%に上昇。
- 6 農業委員に占める女性の割合は平成22年4月末現在1.6%で0.2ポイント上昇。
- 7 V i C・ウーマン認定者は平成22年4月1日現在400人で7人増加。

第1節 政策・方針決定過程への女性の参画促進

1 選挙と投票率等

女性の参政権は、昭和20年12月の衆議院議員選挙法の改正により、男性と同じ条件で認められた。その後、この参政権が行使されたのは、昭和21年4月10日に行われた第22回衆議院議員総選挙からである。

最近の各選挙の投票率をみると、平成19年4月8日に行われた青森県議会議員一般選挙では女性が57.50%、男性が56.61%、6月3日に行われた青森県知事選挙では女性が38.70%、男性が38.18%、平成21年8月30日に行われた衆議院小選挙区選出議員選挙では、女性が68.02%、男性が69.08%、平成22年7月11日に行われた参議院青森県選挙区選出議員選挙では、女性が53.33%、男性が55.95%となっている。

国会議員で青森関係の女性議員数は、衆議院比例代表選出議員が3名である。（平成22年7月末現在）

過去15回の県議会議員一般選挙においては、第1回（昭和22年4月）、第8回（昭和50年4月）、第11回（昭和62年4月）、第12回（平成3年4月）及び第15回（平成15年4月）に女性が1人ずつ当選している。また、第9回（昭和54年4月）、第10回（昭和58年4月）、第13回（平成7年4月）及び第16回（平成19年4月）には女性が2人ずつ当選しており、第14回（平成11年4月）には女性が3人当選している。

なお、女性候補者数については、第10回が最多で7人となっている。

表1 最近の県議会議員一般選挙における候補者数及び当選者数

回	選挙執行年月日	候補者数 (人)	女性の 候補者数 (人)	男性の 候補者数 (人)	当選者数 (人)	女性の 当選者数 (人)	男性の 当選者数 (人)	女性 比率 (%)
10	昭和58年4月10日	83	7	76	52	2	50	3.8
11	昭和62年4月12日	75	1	74	51	1	50	2.0
12	平成3年4月7日	76	3	73	51	1	50	2.0
13	平成7年4月9日	72	3	69	51	2	49	3.9
14	平成11年4月11日	78	3	75	51	3	48	5.9
15	平成15年4月13日	72	2	70	51	1	50	2.0
16	平成19年4月8日	69	4	65	48	2	46	4.2

資料：青森県選挙管理委員会

2 女性の登用状況

(1) 議会議員

平成22年4月1日現在の県議会議員は46人で、女性は2人であり、女性の割合は4.3%となっている。

また、平成22年4月1日現在の市町村議員総数は672人で、女性は36人(5.4%)、男性は636人(94.6%)となっている。内訳は、市議会議員は277人で、女性が21人(7.6%)、男性が256人(92.4%)、町村議会議員は395人で、女性が15人(3.8%)、男性が380人(96.2%)となっている。

(市町村ごとの詳細は、P154 第3部1(1)市町村議会議員の状況を参照)

図1 県議会における女性議員の割合

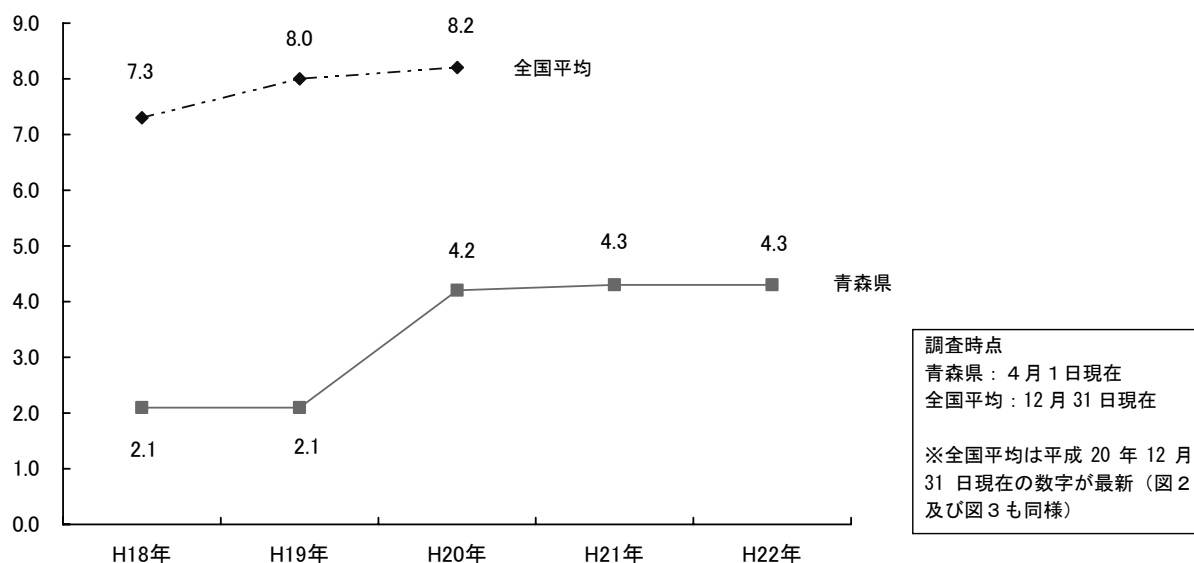


図2 市議会における女性議員の割合

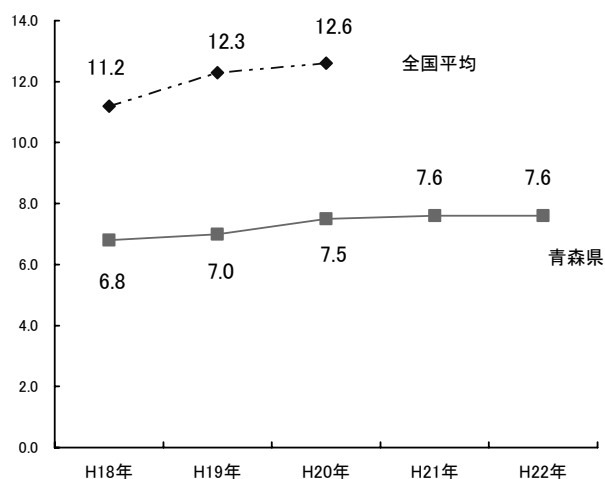
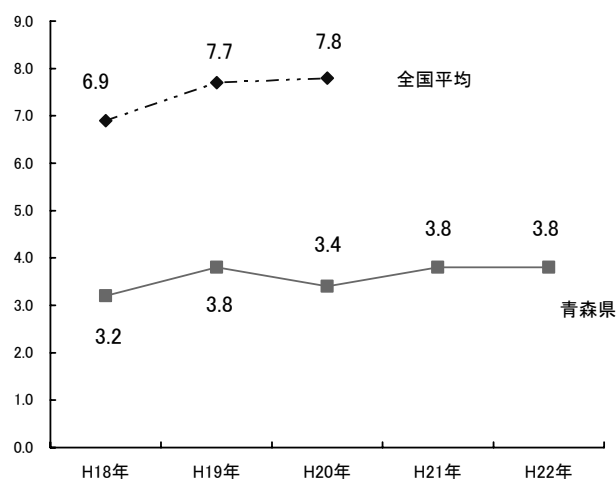


図3 町村議会における女性議員の割合



(2) 行政委員会

平成 22 年 4 月 1 日現在の県の行政委員会数は 9 で、委員数は 82 人となっており、女性は 18 人 (22.0%)、男性は 64 人 (78.0%) となっている。

また、平成 22 年 4 月 1 日現在の市町村の行政委員会数は 200 となっており、女性委員を含む行政委員会数は 67 (33.5%)、委員総数は 1,327 人で、女性は 78 人 (5.9%)、男性は 1,249 人 (94.1%) となっている。

(市町村ごとの詳細は、P155 第 3 部 1 (2) 市町村行政委員会の登用状況を参照)

表 2 市町村行政委員会の女性登用状況

(平成 22 年 4 月 1 日現在)

区分	委 員 会 数			委 員 総 数		
	合 計	女性を含む 委員会数	男性のみの 委員会数	合 計	女性 (人) (%)	男性 (人) (%)
市 計	51	22 (43.1%)	29 (56.9%)	470	28 (6.0%)	442 (94.0%)
町村計	149	45 (30.2%)	104 (69.8%)	857	50 (5.8%)	807 (94.2%)
合 計	200	67 (33.5%)	133 (66.5%)	1,327	78 (5.9%)	1,249 (94.1%)

資料：青少年・男女共同参画課

(3) 各種審議会等委員

平成 22 年 4 月 1 日現在、県が設置する審議会等数は 70 であり、うち 62 審議会が女性委員を登用しており、その割合は 88.6%となっている。また、委員の 9 割以上が法律等による充て職となっている審議会等を除いた審議会等数は 53 となっており、うち 50 審議会が女性委員を登用しており、その割合は 94.3%となっている。

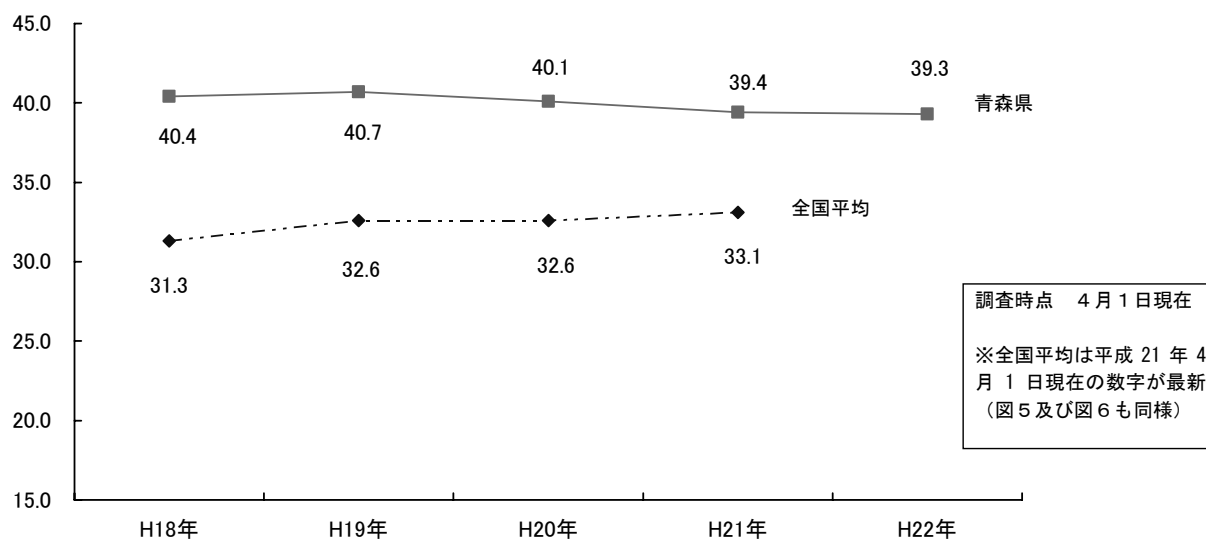
女性委員の登用率は、委員の 9 割以上が法律等による充て職となっている審議会等を除くと 39.3%（委員総数 704 人中、女性が 277 人）、全審議会では 31.6%（委員総数 919 人中、女性が 290 人）となっている。

表 3 青森県における各種審議会等への登用状況

調査時	区分	機関数	左のうち		委員数 (人)	左のうち	
			女性を含む 機関数	女性を含む機関 数の比率 (%)		女性 (人) (比率%)	男性 (人) (比率%)
	元・12・1	96	46	47.9	1,522	102(6.7)	1,420(93.9)
	5・12・1	92	49	53.3	1,439	122(8.5)	1,408(92.8)
	10・3・31	89	77	86.5	1,562	298(19.1)	1,264(80.9)
	15・3・31	82	78	95.1	1,317	478(36.3)	839(63.7)
	16・4・1	76	72	94.7	1,162	417(35.9)	745(64.1)
	17・4・1	78	73	93.6	1,144	404(35.3)	740(64.7)
	18・4・1 (9割以上充て職を 除いた場合)	55	55	100.0	778	314(40.4)	464(59.6)
	(全審議会の場合)	72	66	91.7	999	326(32.6)	673(67.4)
	19・4・1 (9割以上充て職を 除いた場合)	54	53	98.1	730	297(40.7)	433(59.3)
	(全審議会の場合)	71	64	90.1	946	308(32.6)	638(67.4)
	20・4・1 (9割以上充て職を 除いた場合)	54	53	98.1	711	285(40.1)	426(59.9)
	(全審議会の場合)	71	65	91.5	926	299(32.3)	627(67.7)
	21・4・1 (9割以上充て職を 除いた場合)	56	55	98.2	724	285(39.4)	439(60.6)
	(全審議会の場合)	73	65	89.0	939	295(31.4)	644(68.6)
	22・4・1 (9割以上充て職を 除いた場合)	53	50	94.3	704	277(39.3)	427(60.7)
	(全審議会の場合)	70	62	88.6	919	290(31.6)	629(68.4)

※平成 18 年度から委員の 9 割以上が法律等により充て職となっている審議会を除いた場合と全審議会の場合の 2 パターンの集計を行っている。資料：青少年・男女共同参画課

図4 県の審議会等における女性委員の割合



また、平成22年4月1日現在の市町村の審議会等数は658となっており、女性を含む審議会等数は488で、その割合は74.2%となっている。委員総数は8,395人となっており、女性は1,643人(19.6%)、男性は6,752人(80.4%)となっている。

表4 市町村における各種審議会等への登用状況 (平成22年4月1日現在)

区分	審議会等数			委員総数		
	合計	女性を含む 審議会等数	男性のみの 審議会等数	合計	女性(人)(%)	男性(人)(%)
市計	264	220(83.3%)	44(16.7%)	3,877	871(22.5%)	3,006(77.5%)
町村計	394	268(68.0%)	126(32.0%)	4,518	772(17.1%)	3,746(82.9%)
合計	658	488(74.2%)	170(25.8%)	8,395	1,643(19.6%)	6,752(80.4%)

資料：青少年・男女共同参画課

図5 市の審議会等における女性委員の割合

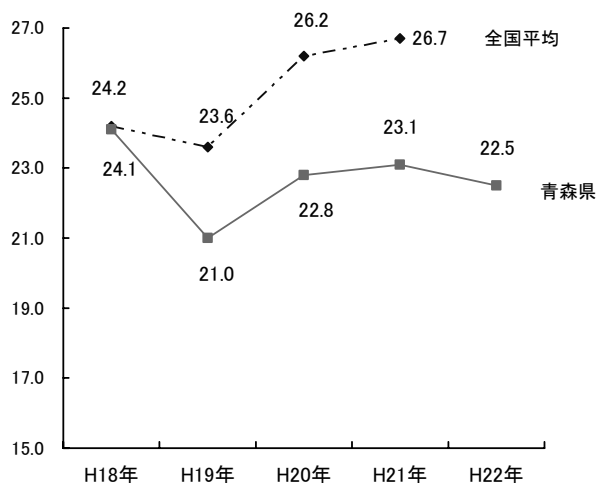
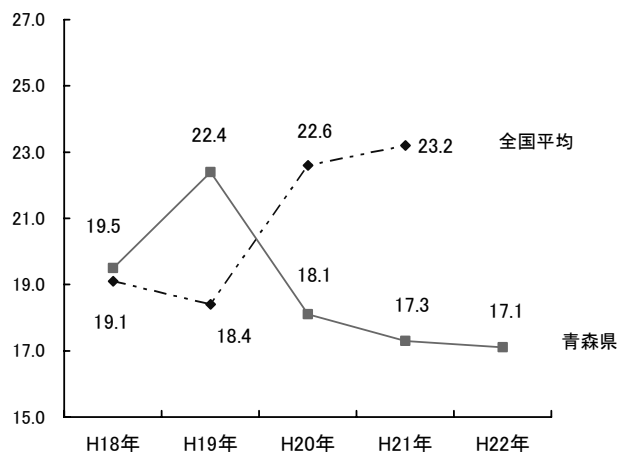


図6 町村の審議会等における女性委員の割合



(4) 県職員

教育・警察関係を除く本県職員の状況は、表5のとおりである。

平成22年4月1日現在の総職員は4,801人で、女性は1,576人(32.8%)、男性は3,225人(67.2%)となっており、女性の割合が増加している。役付職員についてみると、全役付職員のうち、女性は788人(23.9%)、男性は2,511人(76.1%)、また課長級以上の役付職員については、女性は30人(5.7%)、男性は499人(94.3%)で、いずれも女性の割合がやや増加している。一方、課長補佐級に占める女性の割合は、平成18年度11.2%から平成22年度13.3%に増加している。

平成22年度も引き続き、予算編成、人事管理、農林・土木現場監督等の業務へ配置し、職域の拡大を図っている。

表5 知事部局等県の職員の状況

区分	職名	課長級 以上		課長 補佐級		主査級		役付		一般職員		合計	
		人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率
18年度	男女計	727	—	1,645	—	1,641	—	4,013	—	1,909	—	5,922	—
	女性	39	5.4%	185	11.2%	628	38.3%	852	21.2%	809	42.4%	1,661	28.0%
	男性	688	94.6%	1,460	88.8%	1,013	61.7%	3,161	78.8%	1,100	57.6%	4,261	72.0%
19年度	男女計	715	—	1,645	—	1,579	—	3,939	—	1,753	—	5,692	—
	女性	37	5.2%	183	11.1%	608	38.5%	828	21.0%	755	43.1%	1,583	27.8%
	男性	678	94.8%	1,462	88.9%	971	61.5%	3,111	79.0%	998	56.9%	4,109	72.2%
20年度	男女計	648	—	1,635	—	1,470	—	3,753	—	1,659	—	5,412	—
	女性	25	3.9%	182	11.1%	590	40.1%	797	21.2%	746	45.0%	1,543	28.5%
	男性	623	96.1%	1,453	88.9%	880	59.9%	2,956	78.8%	913	55.0%	3,869	71.5%
21年度	男女計	571	—	1,530	—	1,304	—	3,405	—	1,551	—	4,956	—
	女性	28	4.9%	189	12.4%	574	44.0%	791	23.2%	807	52.0%	1,598	32.2%
	男性	543	95.1%	1,341	87.6%	730	56.0%	2,614	76.8%	744	48.0%	3,358	67.8%
22年度	男女計	529	—	1,495	—	1,275	—	3,299	—	1,502	—	4,801	—
	女性	30	5.7%	199	13.3%	559	43.8%	788	23.9%	788	52.5%	1,576	32.8%
	男性	499	94.3%	1,296	86.7%	716	56.2%	2,511	76.1%	714	47.5%	3,225	67.2%

(注) 1 いずれも各年度4月1日現在の数値である。

2 対象は、知事部局、議会、県土整備部（公営企業担当）、病院局及び各種委員会等事務局の定数内職員である。

3 「一般職員」には、技能労務職員も含んでいる。

4 「課長補佐級」には「課長補佐級」（総括主幹）と「班長級」（主幹）が含まれている。

資料：人事課・病院局

第2節 女性の人材養成と情報の提供

1 政策・方針決定過程へ参画できる人材の養成

(1) あおもりウィメンズアカデミー

男女共同参画に関する様々な課題の解消に向けて問題意識を持って政策・方針決定の場に参画し、即戦力として活躍できる女性人材の養成を目的としている。これまで行ってきたあおもり女性大学の上位の講座として、平成21年度は「社会保障」、「地域医療」及び「労働」の分野に重点を置いた講座を実施し、13名が修了した。

平成22年度は、「農林水産」及び「自然環境」の分野に重点を置いた講座を実施し、地方自治体の審議会等の委員として活躍できる人材の育成を目指す。

表6 あおもりウィメンズアカデミー修了生の活動状況（平成22年8月1日現在・重複あり）

修了者数	県審議会等委員	市町村審議会等委員
29人	11人	11人

資料：青少年・男女共同参画課

(2) 農山漁村女性リーダーの資質の向上

農林水産政策課及び地域県民局地域農林水産部では、農山漁村女性リーダーが女性の声を地域に反映させることができるよう、各種セミナーや関係機関・団体長等との懇談会の開催、全国研修会への派遣などにより、人材育成を行っている。

表7 農山漁村女性の登用状況及びリーダー等の育成状況

項目		年度				
		H17年	H18年	H19年	H20年	H21年
方針決定の場への登用	農業委員	※H18年4月 16人 (1.6%)	※H19年4月 12人 (1.0%)	※H20年4月 12人 (1.0%)	※H21年4月 11人 (1.4%)	※H22年4月 12人 (1.6%)
	県農政審議会委員 (女性の割合)	40.0%	35.0%	45.0%	45.0%	45.0%
女性リーダー等の認定	農業経営士	5人 (3.4%)	5人 (3.4%)	5人 (3.4%)	4人 (2.6%)	4人 (2.5%)
	青年農業士	2人 (1.4%)	2人 (1.4%)	2人 (1.4%)	1人 (0.8%)	2人 (1.6%)
	V i C ・ ウーマン	※H18年4月 373人	※H19年4月 371人	※H20年4月 385人	※H21年4月 393人	※H22年4月 400人

資料：農林水産政策課

* 「V i C ・ ウーマン」とは、Village Conductor of Woman の略称で、「地域のよりよい『農林水産業とくらし』を指揮するリーダー」を意味する。平成22年4月1日現在で400人がV i C ・ ウーマンに認定されている。

表8 ViC・ウーマンの審議会等への登用状況（兼任あり）

区 分	審議会等の委員（人）		内 訳				
	全認定者数に対する 割合（%）	市町村議員 （人）	農業委員数 （人）	農協理事 （人）	審議会委員等		
					県（人）	市町村（人）	
平成17年度 （5月現在）	99	26.5	6	6	2	27	58
平成18年度 （5月現在）	104	27.9	6	6	3	25	64
平成19年度 （5月現在）	109	29.4	4	6	3	34	62
平成20年度 （5月現在）	108	28.0	3	5	3	31	66
平成21年度 （5月現在）	100	25.4	2	6	1	20	71
平成22年度 （5月現在）	87	21.8	2	7	1	19	58

資料：農林水産政策課

2 女性人材情報の充実と活用

（P104 第2部第2章 基本目標Ⅰ 重点目標2 2女性人材情報の充実と活用を参照）

第2章 職場・家庭・地域における男女共同参画の実現

雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保を図るとともに、家事・育児・介護などにおける男女共同参画を促進するため、普及啓発や支援等の充実を図っている。

- 1 一般労働者の平成21年の所定内給与額は、女性が男性の約72.4%。産業別にみると最も男女間格差が少ないのが建設業の69.7%、最も格差が大きいのが金融・保険業の55.3%。
- 2 平成21年度青森労働局雇用均等室によせられた相談件数は277件で昨年度より127件増加。最も多いのはセクシュアルハラスメント防止対策についての142件。
- 3 家族経営協定を締結している農家は平成22年3月末現在830戸。平成10年度(58戸)の約14.3倍に増加。

第1節 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

1 労働力人口

本県における15歳以上の人口(平成17年国勢調査)は1,237,418人で、女性は659,938人、男性は577,480人となっている。

女性労働力人口(15歳以上人口のうち就業者と完全失業者の合計)は、326,517人で、労働力人口総数に占める割合は43.6%である。

女性15歳以上人口は、平成12年から平成17年までの間に3,402人(0.5%)減少した。女性労働力人口も4,940人(1.5%)減少し、女性労働力率(15歳以上人口に占める労働力人口の割合)は、平成17年は49.5%と前回に比べ0.5ポイント減少している。

表9 15歳以上人口、労働力人口、非労働力人口

男女別	年次	15歳以上人口 (A)人	労働力人口 (B)人	非労働力人口 人	労働力率 (B) / (A) %	労働力人口の 男女別構成比%
総数	7	1,228,056	775,411	451,323	63.1	100.0
	12	1,251,760	771,302	472,373	61.6	100.0
	17	1,237,418	748,122	475,552	60.5	100.0
女	7	653,545	328,610	324,218	50.3	42.4
	12	663,340	331,457	328,432	50.0	43.0
	17	659,938	326,517	327,845	49.5	43.6
男	7	574,511	446,801	127,105	77.8	57.6
	12	588,420	439,845	143,941	74.8	57.0
	17	577,480	421,605	147,707	73.0	56.4

(注)「労働力人口」と「非労働力人口」の計が「15歳以上人口」と一致しないのは<不祥>分があるためである。資料：総務省「国勢調査」

(1) 女性の就業状況

① 女性就業者の年齢構成

女性労働力人口を年齢階級別にみると、平成12年に比べ、30～34歳、35～39歳、55～59歳、65歳以上の階級で増加しているが、他の階級では減少している。

表10 女性の年齢階級別労働力人口

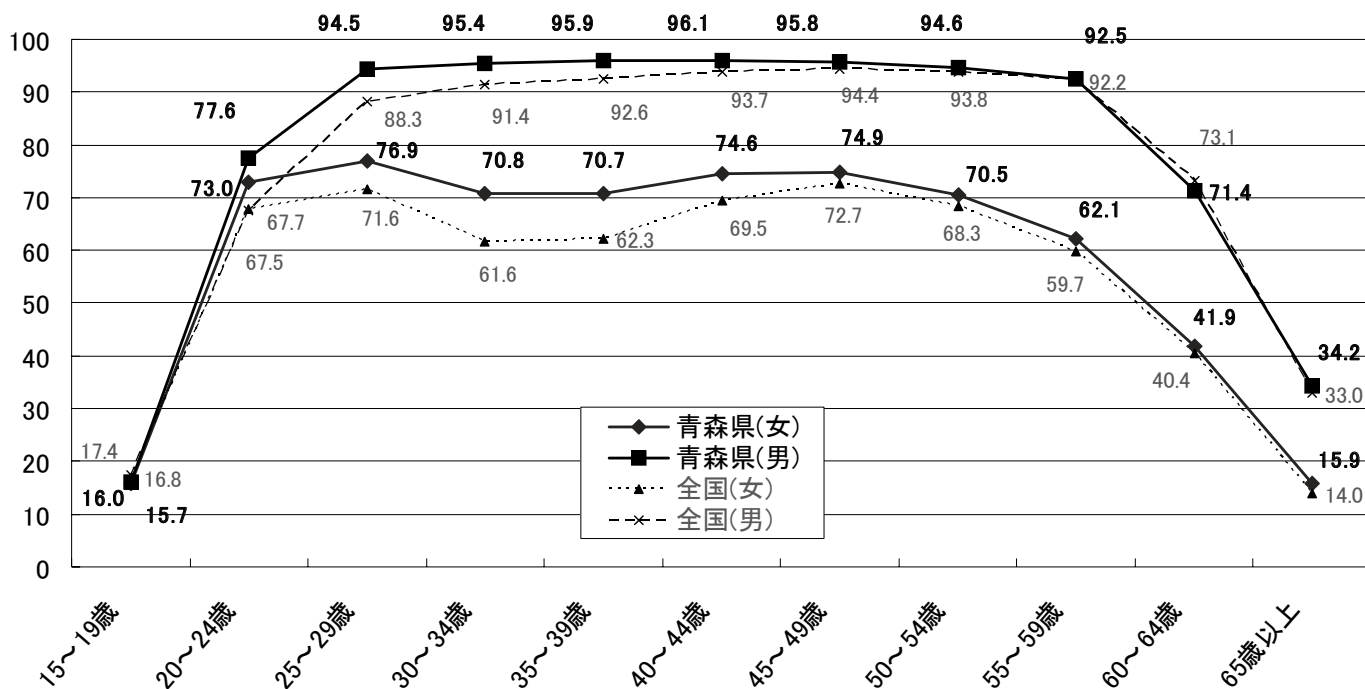
年次 年齢階級別	平成7年		平成12年		平成17年	
	労働力人口 (人)	割合 (%)	労働力人口 (人)	割合 (%)	労働力人口 (人)	割合 (%)
総数	328,610	100.0	331,457	100.0	326,517	100.0
15歳～19歳	7,718	2.3	6,646	2.0	5,840	1.8
20歳～24歳	33,100	10.1	29,865	9.0	25,850	8.0
25歳～29歳	29,353	8.9	32,920	9.9	30,387	9.3
30歳～34歳	27,828	8.5	28,876	8.7	31,906	9.8
35歳～39歳	33,660	10.3	31,529	9.5	31,272	9.6
40歳～44歳	42,494	12.9	36,848	11.1	34,524	10.6
45歳～49歳	44,823	13.7	42,703	12.9	37,252	11.4
50歳～54歳	34,230	10.4	42,235	12.8	40,092	12.3
55歳～59歳	29,954	9.1	30,296	9.1	37,403	11.5
60歳～64歳	22,624	6.9	21,399	6.5	20,934	6.4
65歳以上	22,826	6.9	28,140	8.5	31,057	9.6

資料：総務省「国勢調査」

男女別の年齢階級別労働力率をみると、男性が20歳代後半から50歳代までを山とする台形を描くのに対し、女性は30歳代を谷とするM字カーブを描いており、これは本県のみならず、日本の女性労働力率の特徴となっている。

本県の女性の労働力率は、20歳以上の年代においては全国の女性より高く、M字カーブも緩やかである。本県の男性の労働力率は、20歳代において全国の男性よりも高くなるが、全国の男性の労働力率が徐々に上昇し、本県の男性に近づいている。

図7 本県における性・年齢階級別労働力率 (平成17年)



資料：総務省「国勢調査」

② 女性就業者の推移

平成17年の本県女性労働力人口は326,517人で、女性就業者は304,052人、完全失業者は22,465人となっている。

従来、女性の労働は農業を中心とした家族労働が大きな部分を占めていたが、近年の産業構造の変化、高学歴化などにより、卸売業、小売業、サービス業を中心とする第3次産業に従事する割合が大きくなっている。

表11 女性就業者の推移

区分	就業者数 (人)			増加率 (%)		産業別割合 (%)		
	7	12	17	7～12	12～17	7	12	17
総数	736,263	729,472	685,401	△0.9	△6.0			
女	314,651	315,474	304,052	0.3	△3.6	100	100	100
第1次産業	56,229	47,729	43,348	△15.1	△9.2	17.9	15.1	14.3
第2次産業	63,163	58,927	43,890	△6.7	△25.5	20.1	18.7	14.4
第3次産業	194,721	207,339	214,158	6.5	3.3	61.9	65.7	70.4
分類不能	538	1,479	2,656	—	—	0.2	0.5	0.9

資料：総務省「国勢調査」

③ 女性労働者の賃金状況

平成21年の賃金構造基本統計調査によると、本県の女性の所定内給与額の平均は180,600円となっている。

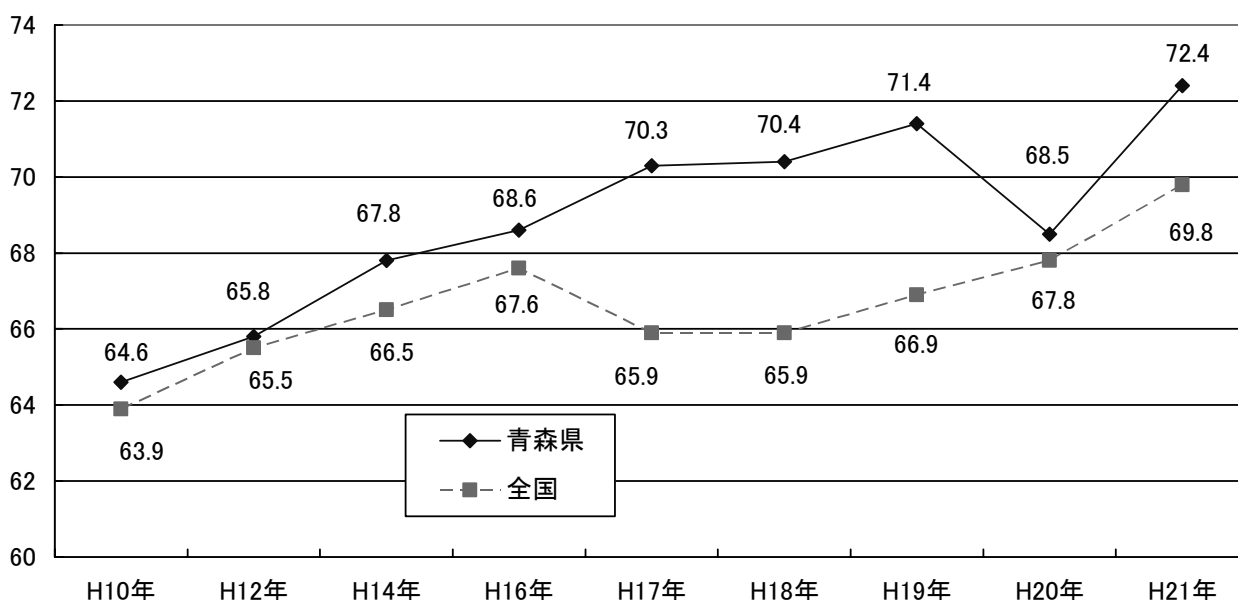
表 12 男女別一般労働者の所定内給与額（平均）

（平成 21 年）

区 分	青森県		女子の水準 (男=100) (%)	全 国		女子の水準 (男=100) (%)
	所定内給与額			所定内給与額		
	女 (円)	男 (円)	女 (円)	男 (円)		
産 業 計	180,600	249,400	72.4	228,000	326,800	69.8
建 設 業	172,600	247,800	69.7	217,900	331,900	65.7
製 造 業	145,000	232,300	62.4	196,600	315,100	62.4
卸売・小売業	163,000	254,300	64.1	218,000	334,200	65.2
金融・保険業	221,100	399,700	55.3	258,400	468,100	55.2
サービス業	137,500	216,700	63.5	206,100	271,700	75.9

資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

図 8 一般労働者の男女間所定内給与額格差の推移（男性=100として算出）



(2) 雇用における男女の機会均等の動き

男女雇用機会均等法（以下、「均等法」という。）が施行されて 20 年余りが経過し、この間女性の雇用者数の増加、勤続年数の伸長、職域の拡大等女性の就業に関する国民一般の意識や企業の取組も変化した。

しかし、妊娠・出産を理由とする解雇・退職勧奨などの不利益取扱いや職場におけるセクシュアルハラスメント等、均等法違反が疑われる事例も依然としてみられ、一方、管理職に就く女性の割合は低い等、雇用の分野における男女間の格差が未だみられるところである。

このような状況の下、労働者が性別により差別されることなく、かつ、働く女性が母性を尊重されつつ、その能力を十分に発揮できる雇用環境を整備することを目的に男女雇用機会均等法が改正され、平成 19 年 4 月 1 日より施行されている。

平成21年度、青森労働局雇用均等室に寄せられた男女雇用機会均等法の相談件数は277件であり、均等法第29条に基づく是正指導を行った件数は222件であった。

相談事項で多かったのは、セクシュアルハラスメント防止対策についてが142件、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いについてが46件、母性健康管理についてが26件であった。相談者の内訳は、女性労働者が150件(54.2%)、男性労働者が7件(2.5%)、事業主が50件(18.1%)、その他が70件(25.3%)であり、特に女性労働者からの相談が増加し、半数以上を占めた。

均等法第29条に基づく是正指導はセクシュアルハラスメント防止対策についてが全体の64.0%を占めていた。

表13 男女雇用機会均等法の相談、指導等状況

事 項	平成20年度		平成21年度	
	相 談 (単位：件)	均等法第29条に 基づく是正指導 (単位：%)	相 談 (単位：件)	均等法第29条に 基づく是正指導 (単位：%)
募集・採用関係	7	0.8	1	0.9
配置・昇進・降格・教育訓練関係	0	2.8	0	0.0
福利厚生関係	0	0.0	0	0.0
定年・退職・解雇・労働契約の更新等関係	4	0.0	1	0.0
間接差別	0	0.0	0	0.0
ポジティブ・アクション関係	0	—	1	—
妊娠等を理由とする不利益取扱い	25	0.0	46	0.9
セクシュアルハラスメント防止対策関係	59	61.9	142	64.0
母性健康管理関係	19	34.4	26	34.2
深夜業に従事する女性労働者に対する措置	0	0.0	0	0.0
その他	36	—	60	—
計	150	100.0	277	100.0
女性労働者	85		150	
男性労働者	6		7	
事業主	35		50	
その他	24		70	

資料：青森労働局雇用均等室

2 職業紹介（平成21年度）

(1) 一般職業紹介状況

① 新規求職

新規求職者（パートタイム除く）は105,078人となり、対前年度比4.7%減少した。女性は39,300人で同6.7%減少した。

② 新規求人

新規求人数は（パートタイム除く）は 40,456 人となり、対前年度比 13.1%減少した。また、常用求人数は同 17.6%の減少、臨時・季節求人数は同 16.2%の増加、パート求人数は同 5.0%の減少となった。

県外からの受入求人数（パートタイム除く）は同 47.8%減少の 200,310 人となった。新規求人倍率（パートタイム除く）は 0.39 倍で同 0.03 ポイントの低下、有効求人倍率（パートタイム含む）は同 0.09 ポイント低下の 0.29 倍となった。

③ 就職

就職者数は 22,300 人となり、前年度より 0.2%増加した。女性は 9,419 人で同 6.3%減少した。

また、常用就職者数は同 7.8%の減少、臨時・季節就職者数は同 45.6%の増加、パート就職者数は同 8.8%の増加となった。また、就職率（パートタイム除く）で同 1.0 ポイント上昇の 21.2%、女性では同 0.1 ポイント上昇の 24.0%となった。

表 14 一般職業紹介状況（パートを除く総数）

年度	新規求職申込件数			新規求人数 (人)	就職件数				
	総数 (件)	女性 (件)	男性 (件)		総数 (件)	女性 (件)	男性 (件)	県内 (件)	県外 (件)
20	110,316	42,122	67,993	46,546	22,245	10,051	12,152	19,302	2,943
21	105,078	39,300	65,582	40,456	22,300	9,419	12,845	19,646	2,654
対前年比	95.3%	93.3%	96.5%	86.9%	100.2%	93.7%	105.7%	101.8%	90.2%

資料：青森労働局職業安定部

表 15 臨時・季節労働者職業紹介状況

年度	新規求職申込件数			新規求人数 (人)	紹介件数 (件)
	総数 (件)	女性(件)	男性(件)		
20	27,989	6,092	21,897	6,278	11,067
21	24,902	5,659	19,243	7,293	16,141
対前年比	89.0%	92.9%	87.9%	116.2%	145.8%

就職件数			県内の就職者数			県外の就職者数		
総数 (件)	女性(件)	男性(件)	総数 (件)	女性(件)	男性(件)	総数 (件)	女性(件)	男性(件)
3,371	1,208	2,151	2,485	1,000	1,474	886	208	677
4,907	1,426	3,468	4,018	1,202	2,803	889	224	665
145.6%	118.0%	161.2%	161.7%	120.2%	190.2%	100.3%	107.7%	98.2%

資料：青森労働局職業安定部

表 16 パートタイマー職業紹介状況

項目 年度	新規求職者数 (人)	新規求人数 (人)	就職件数 (人)
20	28,066	31,665	14,449
21	27,808	30,075	15,724
対前年比	99.1%	95.0%	108.8%

資料：青森労働局職業安定部

表 17 県内外別求人・求職の構成（パートを除く）

年度	区分 求職者数 (人)	求人数		就職件数		求人構成		就職構成	
		県内 (人)	県外 (人)	県内 (人)	県外 (人)	県内 (%)	県外 (%)	県内 (%)	県外 (%)
20	110,316	46,546	383,629	19,302	2,943	10.8	89.2	86.8	13.2
21	105,078	40,456	200,310	19,646	2,654	16.8	83.2	88.1	11.9
対前年比	95.3%	86.9%	52.2%	101.8%	90.2%	—	—	—	—

資料：青森労働局職業安定部

(2) 新規学校卒業者職業紹介状況

高等学校卒業者は、前年度 14,100 人に比べて 14,371 人と 1.9%増加し、就職内定者（平成 22 年 3 月末現在）は 3,592 人に比べ 3,122 人と 13.1%減少した。求人は前年度に比べ 31.7%減少しており、地域別では県内が 14.9%減少し、県外が 41.1%減少した。また、就職希望者の地域別内訳では県内が 1.2%の増加、県外が 22.4%の減少となり、比率は県内が 53.9%（前年度 47.3%）と 4 年ぶりに県外を上回った。女性をみると就職希望者数は 12.4%減少し、地域別比率では県内が 62.8%と県外を上回った。

表 18 新規学卒求人就職状況（高等学校）

卒業年月	求人数			就職希望者数			県内の就職希望者数			県外の就職希望者数		
	全数	県内	県外	全数	女性	男性	全数	女性	男性	全数	女性	男性
20年3月	6,876	2,437	4,439	4,000	1,859	2,141	1,926	981	945	2,074	878	1,196
21年3月	6,268	2,256	4,012	3,980	1,800	2,180	1,884	918	966	2,096	882	1,214
22年3月	4,283	1,919	2,364	3,533	1,577	1,956	1,906	991	915	1,627	586	1,041
対前年比	68.3%	85.1%	58.9%	88.8%	87.6%	89.7%	101.2%	108.0%	94.7%	77.6%	66.4%	85.7%

資料：青森労働局職業安定部

3 公共職業能力開発

平成 22 年度における県立職業能力開発校は、青森市、弘前市、八戸市、むつ市に各 1 校の計 4 校あり、中卒者、高卒者及び離転職者を対象として訓練科延べ 13 科、訓練定員 470 名で職業訓練を実施している。

また、弘前市には県立障害者職業訓練校があり、訓練科は 3 科、訓練定員 40 名で職業訓練を実施している。

その他、独立行政法人雇用・能力開発機構立の職業能力開発施設として、東北職業能力開発大学校附属青森職業能力開発短期大学校（五所川原市）と雇用・能力開発機構青森センター（青森市）が設置されている。

4 女性パートタイマーの状況

パートタイム労働者の適正な労働条件の確保などを目的とする「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」と同法に基づく「パートタイム労働指針」では、事業主が行うべきパートタイム労働者の適正な労働条件の確保など、雇用管理の改善を図るための措置について定めている。

本県の女性パートタイマーの実態をみると、平均年齢 45.3 歳、平均勤続年数 5.6 年、1 日当たり所定内実労働時間 5.2 時間、1 時間当たり所定内給与額は 800 円となっている。

表 19 短時間労働者の労働実態

	産業計		製造業		卸売・小売業		宿泊業・飲食サービス業		サービス業（他に分類されないもの）	
	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性
平均年齢（歳）	45.3	42.9	46.3	51.4	44.3	38.5	42.5	27.1	54.5	53.0
平均勤続年数（年）	5.6	5.1	7.4	10.6	5.4	5.0	5.0	1.8	5.7	4.6
実労働日数（日）	20.7	19.5	20.8	21.8	20.9	20.5	19.9	16.2	21.8	17.7
1 日当たり所定内実労働時間数（時間）	5.2	5.2	5.9	6.4	5.1	4.9	5.0	5.2	4.2	4.9
1 時間当たり所定内給与額（円）	800	926	741	875	787	853	732	764	726	1,016
年間賞与その他特別給与額（千円）	35.2	40.6	36.1	60.8	47.1	42.7	8.9	7.2	16.6	12.2

資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（平成 21 年）

5 出稼労働者の状況

平成 21 年度の本県出稼労働者は 5,306 人で、前年度に比べ、率にして 16.8%、実数で 1,073 人の減少となった。これを過去 5 年間の推移で見ると、平成 17 年度と比較して 44.8%、4,307 人もの減少となっている。

表 20 出稼労働者数

区 分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
女性 (人)	856	733	640	525	456
対前年比 (%)	96.8	85.6	87.3	82.0	86.9
男性 (人)	8,757	8,062	7,172	5,854	4,850
対前年比 (%)	87.2	92.1	89.0	81.6	82.8
計 (人)	9,613	8,795	7,812	6,379	5,306
対前年比 (%)	88.0	91.5	88.8	81.7	83.2

資料：青森労働局職業安定部

6 年間総労働時間

平成 21 年毎月勤労統計調査結果（事業所規模 5 人以上）によると、本県の年間総労働時間は 1,850.4 時間で、全国の 1,732.8 時間に比べ 117.6 時間多くなっている。

所定内労働時間は、1,752.0 時間で、全国の 1,622.4 時間に比べ 129.6 時間多くなっている。

所定外労働時間は、98.4 時間で、全国の 110.4 時間に比べ 12 時間少なくなっている。

年間出勤日数は、244.8 日で、全国の 226.8 日に比べ 18 日多くなっている。

表 21 年間労働時間・出勤日数（事業所規模 5 人以上）

（単位：時間、日）

区 分	青 森 県			全 国		
	平成 20 年	平成 21 年	増減	平成 20 年	平成 21 年	増減
実労働時間	1,860.0	1,850.4	△9.6	1,791.6	1,732.8	△58.8
所定内労働時間	1,744.8	1,752.0	7.2	1,663.2	1,622.4	△40.8
所定外労働時間	115.2	98.4	△16.8	128.4	110.4	△1.8
出勤日数	246.0	244.8	△1.2	231.6	226.8	△4.8

資料：平成 21 年 毎月勤労統計調査

7 育児休業制度の利用状況

厚生労働省「平成 21 年度雇用均等基本調査」によると、平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの 1 年間に出産した者又は配偶者が出産した者のうち、平成 21 年 10 月 1 日までに育児休業を開始した者の割合は、女性 85.6%に対し、男性は 1.72%であった。

表 22 男女別育児休業取得者割合

(単位：%)

区 分 \ 年 度	14	16	17	19	20	21
出産した者に占める割合(女性)	64.0	70.6	72.3	89.7	90.6	85.6
配偶者が出産した者に占める割合(男性)	0.33	0.56	0.50	1.56	1.23	1.72

資料：雇用均等基本調査（厚生労働省）

なお、青森県内の事業所における平成 21 年 1 月 1 日から平成 21 年 12 月 31 日までの育児休業制度の利用状況は、青森県中小企業等労働条件実態調査（労政・能力開発課）によると、出産した女性の 84.0%が育児休業を利用したのに対し、配偶者が出産した男性の利用率は 0.4%であった。

第2節 農林水産業及び自営の商工業における男女共同参画の促進

1 農林水産業における女性の経営参画のための条件整備

農林水産業は生産と生活が結びついていることから、農林漁家経済全体の把握が必要である。家計運営を担当する女性が、パソコン活用等により経営簿記記帳・分析や労務管理を行い、データに基づく経営改善を主体的に実践してきている。

このような経営における女性の役割と位置づけを明確にするために、「家族経営協定」を文書で締結する農家が増えてきている。家族間で就業条件等の取り決めを行う家族経営協定締結農家数は、平成22年3月31日現在で830戸となっている。

表23 家族経営協定を締結している農家における女性の立場（単位：戸）

年 度		H20.3	H21.3	H22.3	
締結戸数		715	773	830	
女 性 の 立 場	経営主	65	67	95	
	経営主の配偶者	582	631	665	
	後継者	19	22	22	
	後継者の配偶者	100	108	121	
	その他	155	149	161	
	内	母	152	145	154
		長男の妻	0	1	1
		妹	3	3	2
娘		1	1	3	
姉				1	

資料：農林水産政策課

表 24 家族経営協定締結農家数(締結内容別) (単位：戸)

年 度 締結内容 (複数回答)	H20.3	H21.3	H22.3
農業経営の方針決定	680	737	793
労働時間・休日	663	721	779
労働報酬 (日給・月給)	604	708	705
農業面の役割分担	431	606	568
生活面の役割分担	406	442	519
労働衛生・健康管理	403	452	506
経営移譲	351	378	409
収益配分	242	—	334
社会・地域活動への参加	228	262	307
農業面の部門分担	168	—	219

資料：農林水産政策課

2 農山漁村における女性起業活動による地域の活性化

農山漁村女性による加工・直売や農家レストラン、各種体験受入等の起業活動が地域活性化や農林水産業振興の大きな原動力となっている。平成 21 年の女性起業数は 348 件 (うちグループ 215 件、個人 133 件) に増加した。

ここ 2～3 年で、家族経営協定の締結等により女性が加工部門の導入にとどまらず、農家民宿の開業や各種体験受入などに取り組む事例が増えている。

また、過去 1 年間の売り上げ金額で、1 千万円以上の起業は 83 件で全体の 24% となっている。一方、百万円未満は 89 件で全体の約 26% となっている。

表 25 農山漁村女性の起業経営体数 (単位：件数 (%))

形 態 年 度	個人経営	グループ経営	合 計
H17	72 (27.4)	191 (72.6)	263
H18	80 (28.3)	203 (71.7)	283
H19	123 (37.2)	208 (62.8)	331
H20	125 (36.0)	222 (64.0)	347
H21	133 (38.2)	215 (61.8)	348

資料：農林水産政策課

表 26 農山漁村の女性起業の過去一年間の売上金額

金額 年度	100 万円未満	100～ 300万円未満	300～ 500万円未満	500～ 1,000万円未満	1,000～ 3,000万円未満	3,000～ 5,000万円未満	5,000 万円以上	不明
H17	69(26.2)	48(18.3)	37(14.1)	36(13.7)	36(13.9)	16(6.1)	19(7.2)	2(0.8)
H18	75(26.5)	63(22.3)	36(12.7)	39(13.8)	34(12.0)	17(6.0)	18(6.4)	1(0.3)
H19	94(28.4)	87(26.3)	39(11.8)	45(13.6)	30(9.0)	14(4.2)	22(6.7)	0
H20	88(25.4)	100(28.8)	37(10.7)	42(12.1)	37(10.7)	17(4.9)	24(6.9)	2(0.5)
H21	89(25.6)	95(27.3)	36(10.3)	44(12.6)	40(11.5)	14(4.0)	29(8.4)	1(0.3)

資料：農林水産政策課

3 漁業における現状

(1) 漁業就業者数

漁業就業者を男女別にみると、女性は2,337人（構成比20.4%）、男性は9,132人（同79.6%）となり、女性の割合が増加傾向にある。また、平成15年に比べ女性は106人、男性は306人それぞれ増加した。

なお、漁業における女性の役割は大きく、特に陸奥湾におけるホタテガイ養殖経営体では、女性をはじめ家族が重要な働き手となっている。

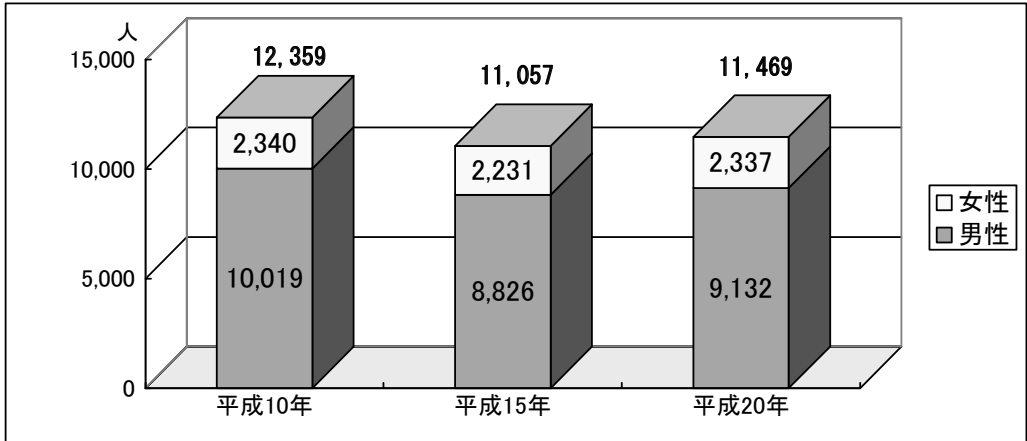
表 27 漁業就業者数

年 度	項 目	女 性	男 性	計
平成10年	人数(人)	2,340	10,019	12,359
	構成比(%)	18.9	81.1	100.0
平成15年	人数(人)	2,231	8,826	11,057
	構成比(%)	20.2	79.8	100.0
平成20年	人数(人)	2,337	9,132	11,469
	構成比(%)	20.4	79.6	100.0

注) 平成20年の漁業就業者数には、非沿海市町村に居住している漁業雇われの者が含まれる。

資料：農林水産省「漁業センサス」

図9 漁業就業者数の推移



資料：農林水産省「漁業センサス」

(2) 漁村における状況

漁村では、漁協の女性部を中心として生活改善、魚食普及、植林等多岐にわたる活動を展開しているほか、伝統文化の継承の担い手として、将来の後継者に対する教育、家族の健康管理等の面でも女性が重要な役割を果たしている。また、水産物の直販、地域特産品の一次加工による販売活動を通じ、水産物の付加価値向上に努め、漁家所得の向上にも寄与している。

平成20年度水産業協同組合統計表（水産庁水産経営課）によると、本県正組合員数は9,594人、女性は525人（構成比5.5%）、男性9,069人（同94.5%）となっており、女性の割合が増加傾向にある。漁村における漁業就業者の高齢化の進行や、後継者不足が深刻化する中、地域に密着し多様な活動をしている女性の意見を漁業協同組合等の運営に反映させていくため、今後とも女性の正組合員化の推進や役員への登用を積極的に行うことが重要である。

(3) 組織活動への参加

各漁業協同組合には女性部が組織され、またその上部団体として青森県漁協女性組織協議会が組織されており、各地において単協女性部ごとに、あるいは地域連合組織や県レベル組織である協議会において魚食普及や環境保全に係る各種の活動が展開されている。

4 林業における現状

山村では、過疎化・高齢化が進行し、このことが林業の担い手の減少・高齢化に大きく影響している。このままでは、森林の手入れが十分できなくなり、森林の持つ多様な機能を高度に発揮できなくなることが懸念されている中で、地域に密着し多様な活動をしている女性の意見を林業経営に反映させていくことが重要となっている。

このため県では、意欲ある女性で構成する林業研究グループを立ち上げて、山村ならではの山野草や山菜・キノコ等の地域資源を活用した特産物の生産・展示販売による林業の複合経営で林業経済の長期性を補完するための短期の現金収入源とし、山村地域の活性化を図っている。

表 28 林業研究グループの男女別構成員数一覧 (平成 22 年 3 月 31 日現在 (単位: 人))

区 分	グループ数	女 性	男 性	合 計
女性だけで組織するグループ	2 グループ	91	0	91
男性・女性で組織するグループ	6 グループ	22	100	122
男性だけで組織するグループ	18 グループ	0	287	287
合 計	26 グループ	113	387	500

資料: 林政課

表 29 女性林業研究グループの活動状況 (平成 21 年度)

活 動 項 目	活 動 内 容	備 考
山菜、手作り食品の加工・販売	三戸町「SAN・SUN産直ひろば」において串もち等の実演販売	貝守やまゆり会 交代制で常時販売
山菜、手作り食品の加工・販売	林業試験場参観デー等において串もち等の実演販売	貝守やまゆり会
草木染め講習会の開催及び製品の製作・販売	講習会を開催し制作した作品を町内の観光施設等で販売	白神レディス

資料: 林政課

5 自営業及び家族従事者の状況

平成 17 年女性自営業者についてみると、第 1 次産業は 4,821 人、第 2 次産業は 2,501 人、第 3 次産業は 18,654 人で女性就業者総数の 8.6%を占めている。

女性家族従事者は、第 1 次産業においては 33,362 人、第 2 次産業は 2,572 人、第 3 次産業は 13,260 人で女性就業者総数の 16.2%を占めている。

女性自営業主を産業別にみると、農業、卸売業・小売業・飲食業、サービス業に集中し、75.6%を占めている。また、家族従事者についても同業種でみると 86.6%を占めている。(数値は平成 17 年国勢調査)

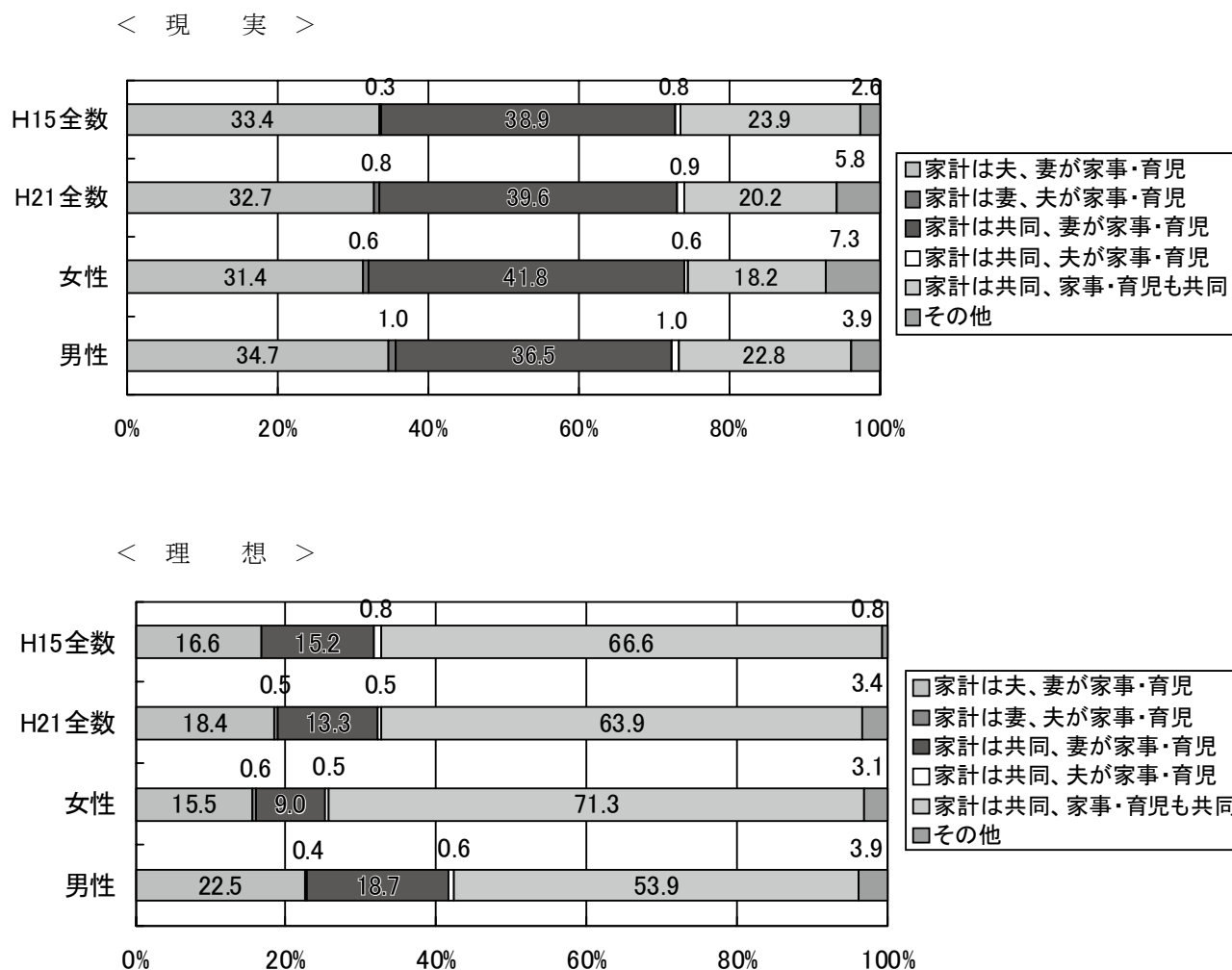
第3節 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立支援

1 家事・育児の理想と現実

平成21年に県が行った「青森県男女共同参画に関する意識調査」によると、家事・育児に関わる家庭内での夫婦の役割分担について、実際に「家計は共同、家事・育児も共同」であるとした人は回答者の20.2%（女性回答者の18.2%、男性回答者の22.8%）であり、前回（平成15年）の調査より3.7%減少している。また、家事・育児は妻が行っているとしたのが72.3%（女性回答者の73.2%、男性回答者の71.2%）で前回調査と同数であり、家事・育児は夫が行っているとしたのが1.7%（女性回答者の1.2%、男性回答者の2.0%）であり、前回調査より0.6%増加している。

一方、理想とする状態については、回答者の63.9%（女性回答者の71.3%、男性回答者の53.9%）が「家計は共同、家事・育児も共同」が理想としており、理想と現実には大きな差が見られ、その差は女性のほうが男性よりも大きい。

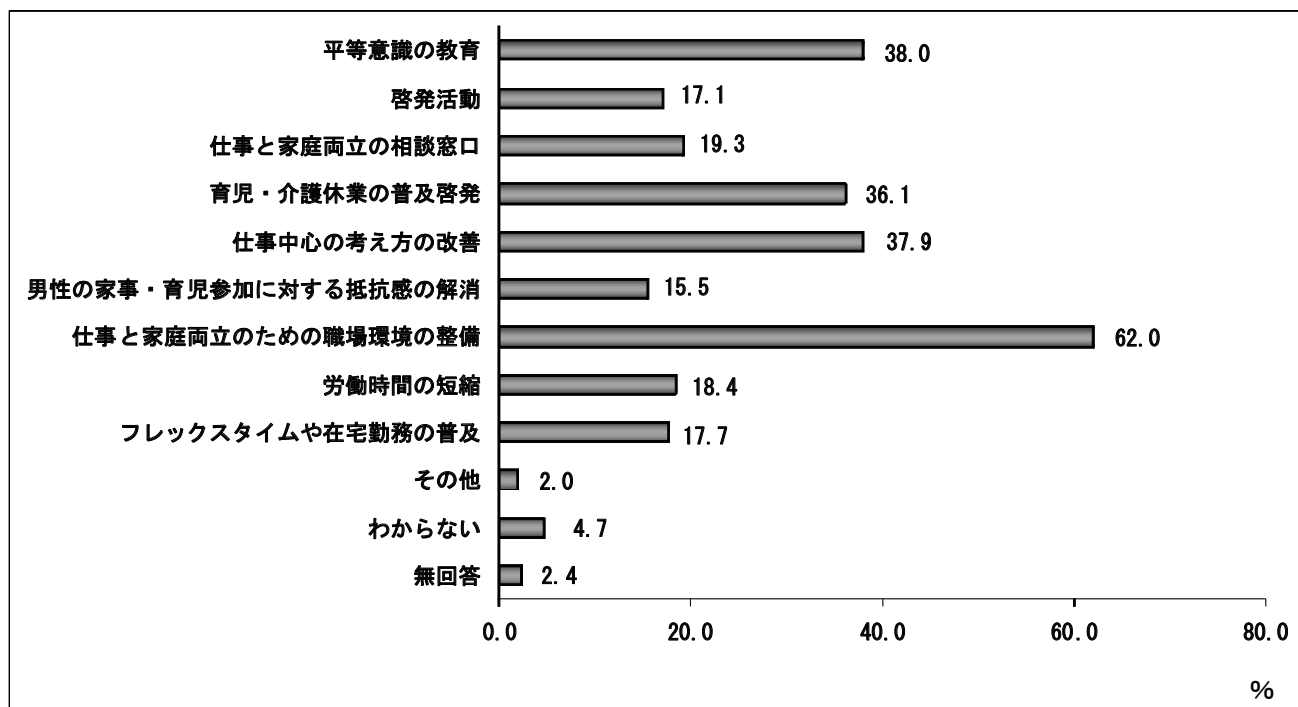
図10 夫婦の役割分担の理想と現実（全数・男女別）



資料：青少年・男女共同参画課

また、同調査で「男性が家事、育児、介護、地域活動に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか」という質問では、「仕事と家庭両立のための職場環境の整備」が 62.0%で最も多く、次いで「平等意識の教育」が 38.0%、「仕事中心の考え方の改善」が 37.9%、「育児・介護休業の普及啓発」が 36.1%となっている。

図 11 男性の家事等への参加に必要なこと



資料: 青少年・男女共同参画課

2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の現状

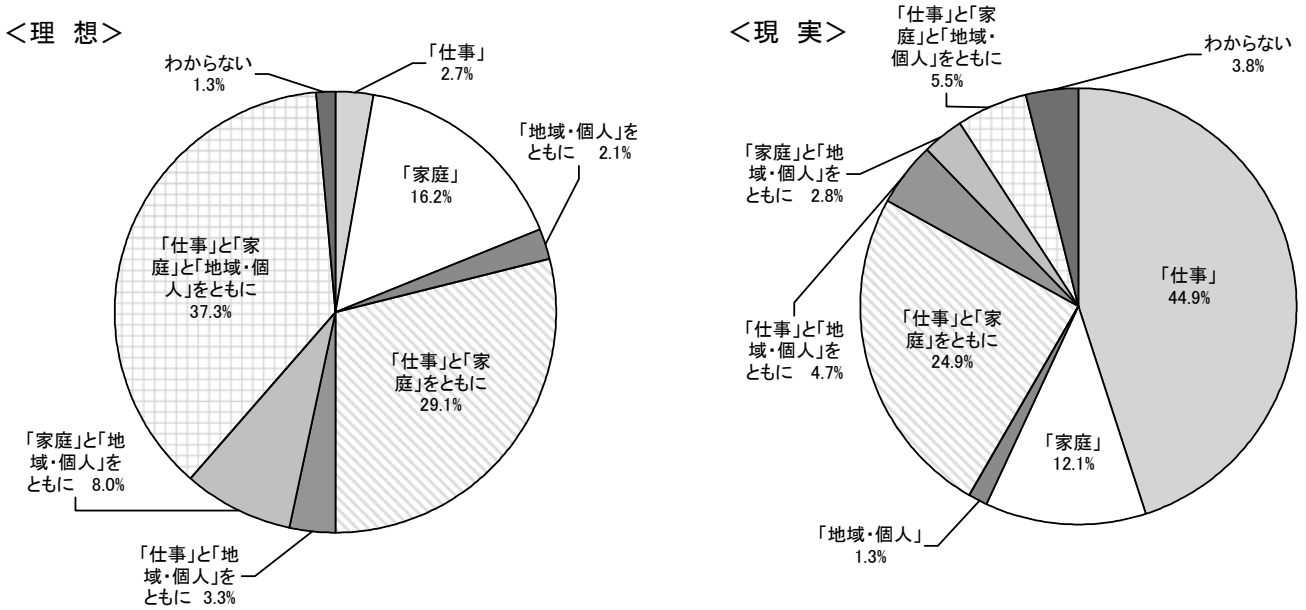
(1) 仕事、家庭生活等の優先度、理想と現実

平成 21 年に県が行った「青森県男女共同参画に関する意識調査」によると、生活バランスの理想は、「仕事と家庭生活と地域・個人の生活をともに優先」の三位一体が 37.3%と多く、次いで、「仕事と家庭生活をともに優先」29.1%が多かった。

一方、生活バランスの現実をみると、「仕事優先」が 44.9%を占め、「仕事と家庭生活をともに優先」が 24.9%、「家庭優先」が 12.1%となっている。これらに対し、「仕事と家庭と地域・個人をともに優先」の三位一体は 5.5%、「仕事と地域・個人をともに優先」4.7%と、ともに少なく、「家庭と地域・個人をともに優先」「地域・個人優先」はさらに少ない。

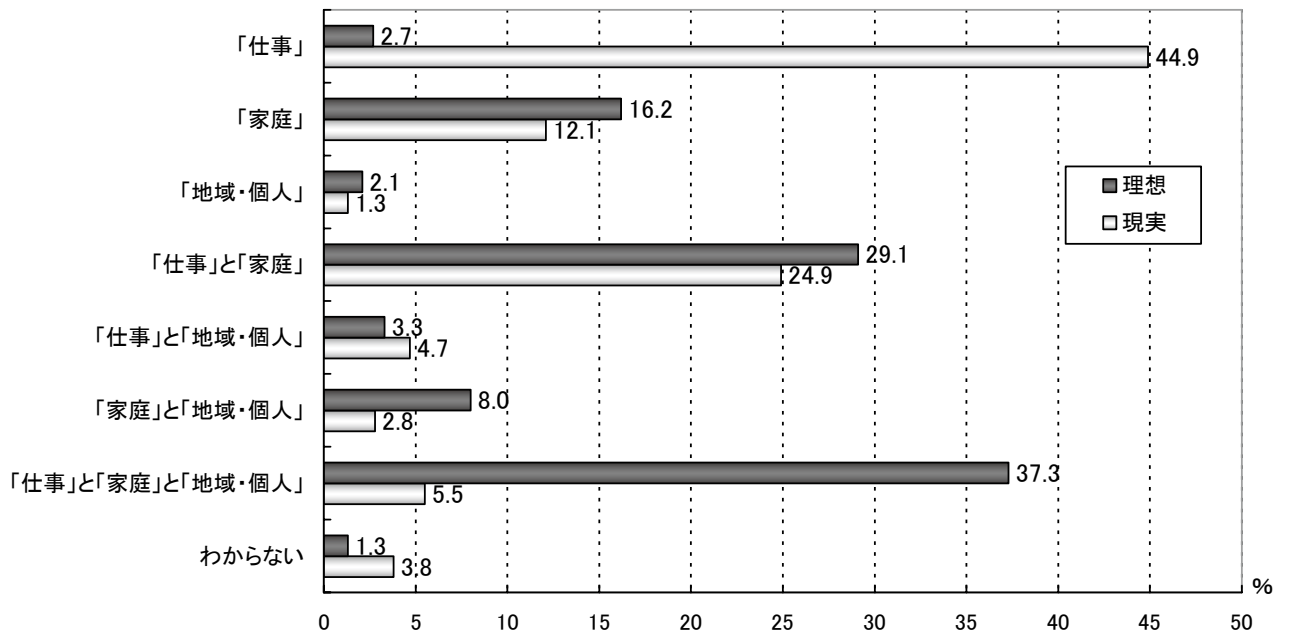
「仕事と家庭と地域・個人をともに優先」の三位一体を願う『理想』と「仕事優先」の『現実』との落差は大きい。

図 12 優先度についての理想と現実



資料：青少年・男女共同参画課

図 13 理想と現実の対比



資料：青少年・男女共同参画課

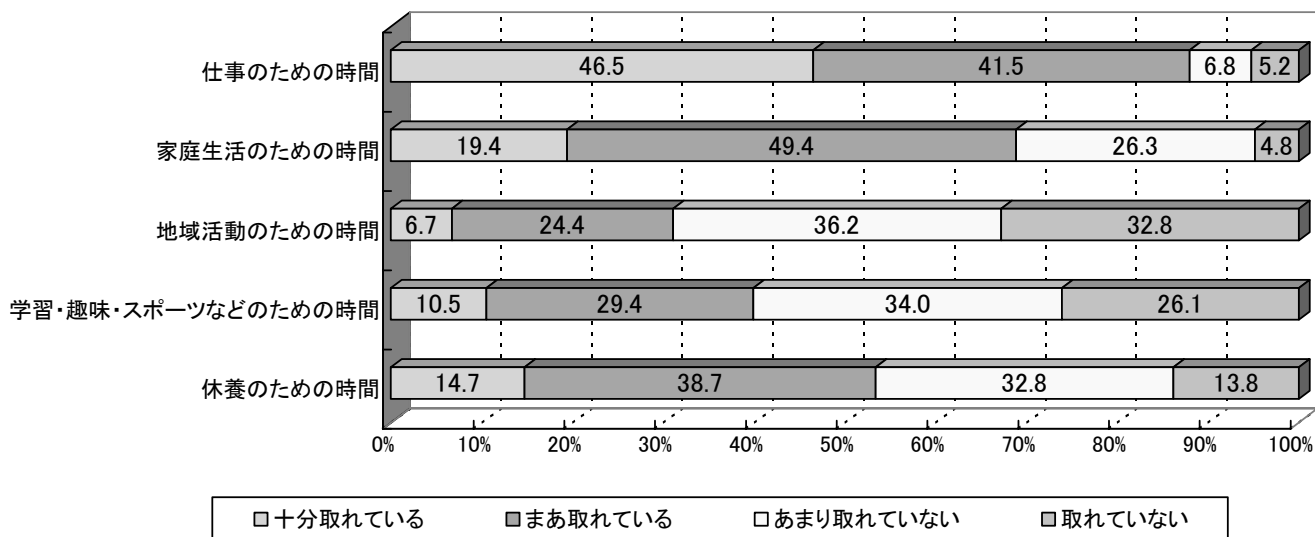
(2) 割当時間の認識

生活の中での割当時間の認識を見ると、「仕事」の時間が最優先され、次いで「家庭」の時間となっており、「休養」「学習・趣味・スポーツ」「地域活動」の時間は十分でない。

「十分とれている」「まあ取れている」の合計を見ると、「仕事のための時間」は88.0%が取れており、「家庭生活のための時間」も68.8%が取れている。時間が取れている比率を、回答者を10としたとき、「仕事」9：「家庭」7：「休養」5：「学習・趣味・スポーツ」4：「地域活動」3である。

一方、時間が「取れていない」「あまり取れていない」の合計を見ると、「地域活動」69.0%、「学習・趣味・スポーツ」が60.1%となっている。時間が十分でない比率は、回答者を10としたとき、「地域活動」7：「学習・趣味・スポーツ」6：「休養」5：「家庭」3：「仕事」1となっている。

図14 生活の中での割当時間



資料：青少年・男女共同参画課

3 仕事と家庭の両立支援

少子・高齢化、核家族化が進む中で、労働者の仕事と育児・介護といった家庭責任を両立させる職場環境づくりが重要な課題となっている。

平成17年4月施行の次世代育成支援対策推進法に基づき、次世代支援対策に取り組むための「一般事業主行動計画」（以下、行動計画）の策定及び届出が義務とされている労働者301人以上の事業主については、平成22年3月末現在青森労働局で把握している県内の事業主からは全て届出されている。

また、法改正により、平成21年4月1日以降に新たに行動計画を策定又は変更した場合は、当該行動計画の公表及び労働者への周知が義務付けられている。

なお、平成23年4月1日以降は、101人以上の事業主においても同様に義務づけられることになる。

また、県では県職員が育児・介護休業制度を円滑に利用できるよう、育児・介護休業制度の周知徹底を行うとともに休業中の代替職員を確保するなど、制度を利用しやすい職場環境づくりに努めており、平成21年度は109名（教育・警察職員を除く）が育児休業を取得し、1名が介護休暇を取得した。

4 子育て支援

(1) 保育所の利用状況

平成22年4月1日現在の保育所数は469カ所、定員は31,671人となっており、31,418人が入所している。

なお、保育所の待機児童は、平成22年4月1日現在で5人（平成21年4月1日現在28人）となっている。

(2) 保育対策等促進事業等

① 延長保育促進事業

保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴って生じる保育需要に応えるため、早朝・夕方を延長する延長保育を進め、平成 21 年度は 31 市町村、393 カ所で実施した。

表 30 延長保育促進事業実施状況（中核市分を含む）

年 度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
市町村数	33	29	27	28	28	31	31
カ 所 数	287	302	322	335	346	375	393

資料：こどもみらい課

② 一時預かり事業

専業主婦家庭等の育児疲れの解消、保護者の疾病や災害等により、一時的な保育需要に対応するため、平成 21 年度は 24 市町村、136 カ所で実施した。

表 31 一時預かり事業実施状況（中核市分を含む）

年 度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
市町村数	19	18	20	23	25	25	24
カ 所 数	83	100	116	136	154	172	136

資料：こどもみらい課

③ 特定保育事業

パートタイム勤務や育児短時間勤務等、保護者の就労形態の多様化に伴う保育需要に対応するため、平成 21 年度は 2 市町村、2 カ所で実施した。

表 32 特定保育事業実施状況（中核市分を含む）

年 度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
市町村数	—	—	2	2	2	2	2
カ 所 数	—	—	2	2	2	2	2

資料：こどもみらい課

④ 地域子育て支援拠点事業

地域に密着した児童福祉施設としての育児ノウハウを蓄積している保育所等を活用し、育児不安等についての相談指導や子育てサークル等への支援など、地域の保育所が連携して、子育て支援事業を総合的に実施している。平成 21 年度は 29 市町村 101 カ所で実施した。

表 33 地域子育て支援拠点事業実施状況（中核市分を含む）

年 度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
市町村数	38	32	29	29	29	29	29
カ 所 数	74	85	93	97	103	103	101

資料：こどもみらい課

⑤ 休日保育

日曜・祝日等の保護者の勤務等により保育に欠ける乳幼児に対する保育需要に対応し、休日保育の実施を進め、平成 21 年度は 16 市町村 83 カ所で実施した。（中核市分を含む）

(3) 保育所保育料軽減

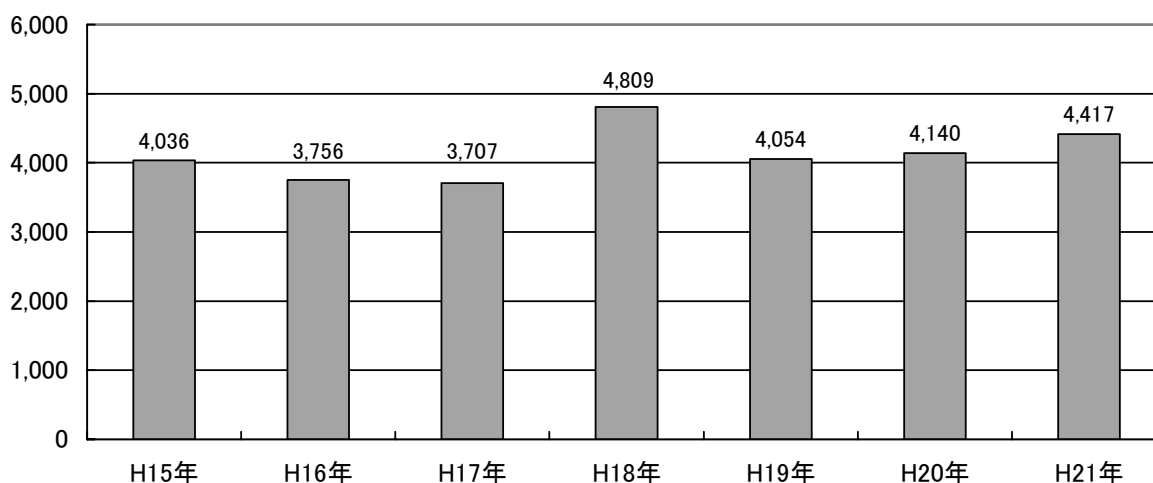
出生率の向上及び安心して子どもを産み育てる環境づくりを進めるため、保育所、へき地保育所、認可外保育施設に入所している第 3 子以降の児童（平成 19 年度からは、3 歳未満に限る。）に係る保育料の軽減を行っている。平成 21 年度は 38 市町村で、2,093 人を対象に補助を行った。（中核市分を含む）

5 子育て相談支援

(1) 児童相談所の利用状況

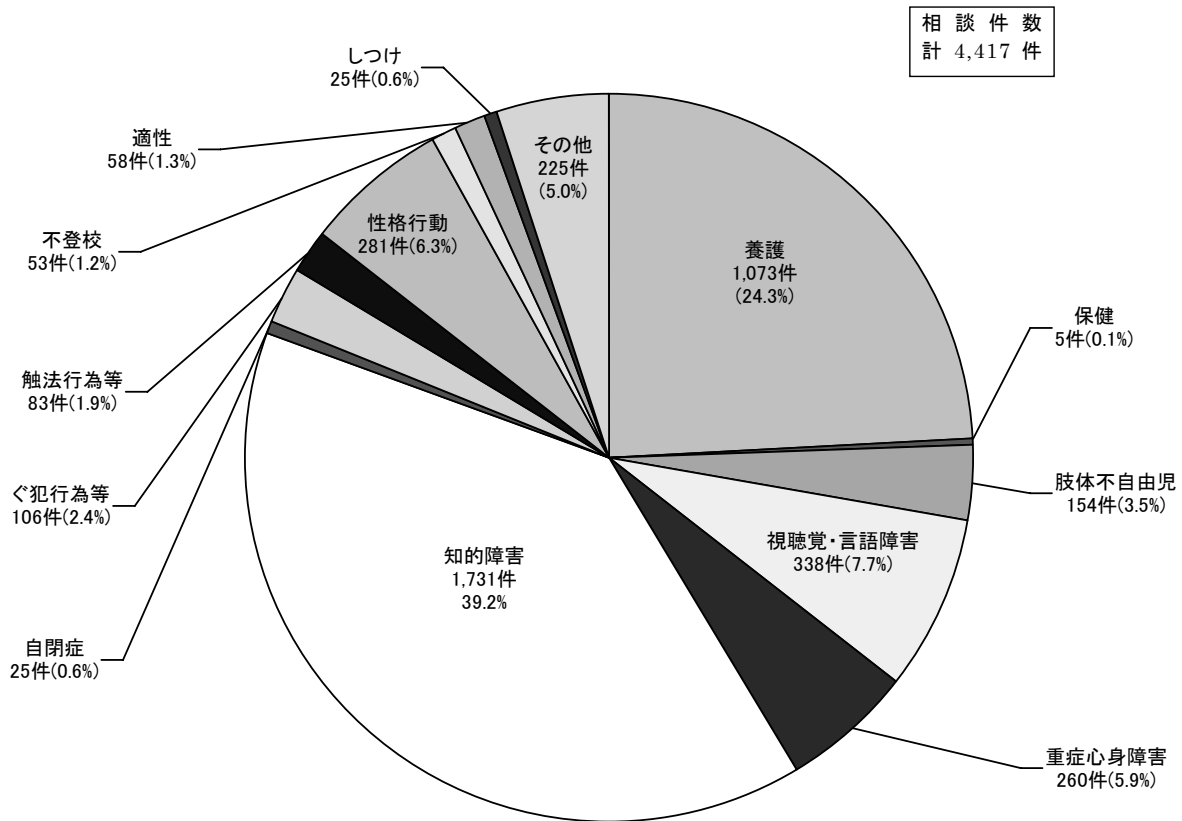
児童の問題について、家庭、学校等からの相談に応じ、必要な調査のほか、医学的、心理学的、教育学的及び精神保健上の判定並びに一時保護による行動観察等を行い、それぞれの診断に基づいた援助活動を行っている。

図 15 児童相談所相談対応件数



資料：こどもみらい課

図 16 平成 21 年度相談種別円グラフ



資料：こどもみらい課

(2) 子どもへの虐待防止対策

児童相談所への虐待相談対応件数は、平成 18 年度まで 300 件程度で推移してきたが、平成 19 年度に 400 件を超え、平成 21 年度も前年度より増加した。虐待の要因としては、近年の都市化や核家族化により、家庭が地域から孤立しがちな状況の下に、育児不安や育児の負担感等に起因する虐待そのものが増加していることと、従来は家庭内に潜在化していたものが、相談という形で顕在化してきたことなどが指摘されている。

子どもへの虐待は、子どもの健やかな発育・発達を損ない、心身に深刻な影響を及ぼすものであり、社会全体が取り組まなければならない課題であることから、児童相談所の体制強化を図るとともに、マスメディアを使った広報、研修会の開催などの啓発事業、ボランティアの養成等に取り組み、子どもへの虐待未然防止について、県民総ぐるみで取り組む気運の醸成を図ってきた。

なお、平成 17 年 4 月からは、児童福祉法の改正により、市町村が児童家庭相談の窓口となり、平成 21 年度は 92 件の児童虐待相談を受け、そのうち 11 件は市町村における対応が困難として児童相談所に送致されてきている。

また、全ての市町村に関係機関で構成する要保護児童対策地域協議会が設置され、虐待を受けている子どもの情報交換や支援内容の協議を通じて、早期発見や適切な保護が行われている。

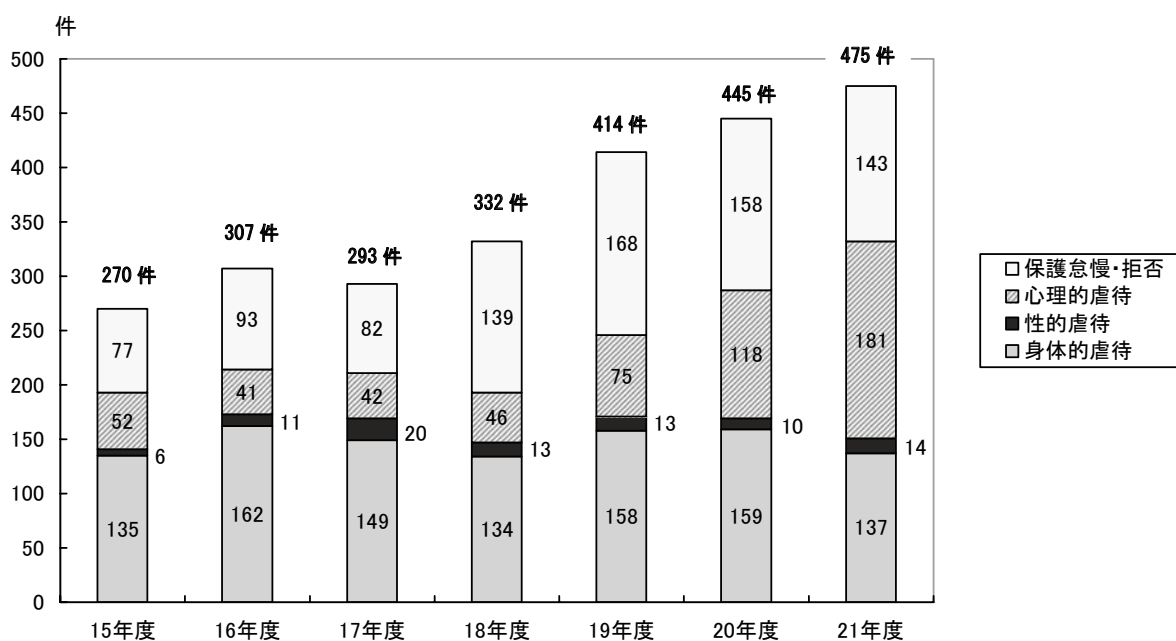
なお、平成 22 年度から 2 カ年では、「青森県基本計画未来への挑戦」の戦略キーワード 5 の『子ども』総合支援の事業の一環として、市町村要保護児童対策地域協議会をより実効性のあるものへと強化するため、「子どもを守る地域ネットワーク強化支援事業」を実施する。

表 34 児童虐待相談対応件数

相談種別 年度	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢・拒否	計
15年度	135	6	52	77	270
16年度	162	11	41	93	307
17年度	149	20	42	82	293
18年度	134	13	46	139	332
19年度	158	13	75	168	414
20年度	159	10	118	158	445
21年度	137	14	181	143	475

資料：こどもみらい課

図 17 児童虐待相談対応件数の年次推移



(3) 青森県子ども家庭支援センター

青森県子ども家庭支援センターは、「健やかに子どもを生き育てる環境づくり」を推進するため、平成 13 年 6 月 1 日、青森県男女共同参画センターとの複合施設「アピオあおもり」に設置され、平成 18 年 4 月には、民間事業者のノウハウを活用しつつ、住民サービスの向上及び経費の節減等を図ることを目的として、指定管理者制度を導入した。

同センターでは、情報提供、活動支援、総合相談、学習・体験、普及啓発、調査・研究に係る様々な事業を実施している。

6 児童健全育成

(1) 小型児童館・児童センター

小型児童館、児童センターは、児童に健全な遊びを与えてその健康を増進し、及び情操を豊かにすることを目的とする施設である。平成22年4月1日現在、小型児童館は18市町村に81館（休館中のものを含む）、児童館に体力増進機能を付加させた児童センターは7市町に26館設置されている。

表 35 児童館・児童センター設置数

(平成22年4月1日現在)

		児童館			児童センター		計	備 考
		公立公営	公立民営	民立民営	公立公営	公立民営		
市 部	青森市		17				17	
	弘前市		17			8	25	
	八戸市		6			9	15	
	黒石市		2	2		2	6	
	三沢市		4			4	8	
	むつ市	3					3	
	つがる市	3					3	2カ所休止中
	平川市		3	0			3	
	(小計)	6	49	2	0	23	80	
東 郡	平内町		1				1	
	(小計)		1				1	
南 郡	大鰐町		1				1	
	田舎館村	1					1	
	(小計)	1	1				2	
北 郡	鶴田町	2					2	
	(小計)	2					2	
上北郡	野辺地町	1					1	
	七戸町	1					1	
	横浜町					1	1	
	おいらせ町	2			2		4	
	(小計)	4			2	1	7	
下北郡	東通村	6					6	1カ所休止中
	(小計)	6					6	
三戸郡	三戸町	2					2	
	南部町	7					7	3カ所休止中
	(小計)	9					9	
	計	28	51	2	2	24	107	6カ所休止中

資料：こどもみらい課

(2) 放課後児童対策

○放課後子どもプラン

市町村において、放課後等に子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、すべての児童に対する総合的な放課後対策事業（放課後子どもプラン）を実施している。

放課後子どもプランは、「放課後子ども教室」と「放課後児童クラブ」で構成される。

○放課後児童健全育成事業

共働き等により昼間保護者がいない家庭の小学生低学年の児童等の健全育成を図るため、小学校の授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を確保する。

本県における放課後児童クラブの設置数は年々増加している。また、平成22年3月末における年間開設日数は281日～290日が92クラブで最も多く、開設時間は18時までが最多で82.0%を占めている。

○放課後子ども教室

すべての児童を対象として、学校の校庭や教室等を利用して、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の大人の参画により、放課後や週末における様々な体験活動や交流活動、学習支援等を実施する。

なお、「放課後子ども教室」のうち平日の放課後に活動している教室は「放課後児童クラブ」と同様の機能を合わせ持つ。

表 36 放課後児童クラブ実施市町村数及びクラブ数

年 度	市町村数	クラブ数
15 年度	42	199
16 年度	44	205
17 年度	32	200
18 年度	28	213
19 年度	28	219
20 年度	27	215
21 年度	27	219
22 年度	29	222

表 37 子ども教室実施市町村数及び教室数

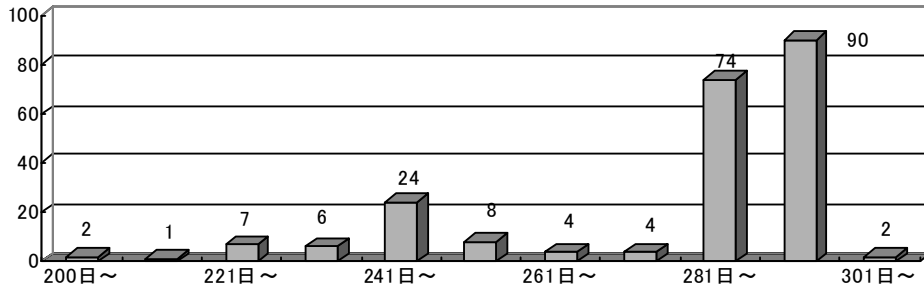
年 度	市町村数	子ども教室数
19 年度	24	66
20 年度	25	93
21 年度	26	99
22 年度	27	102

資料：生涯学習課

*各年度4月1日現在
 *放課後児童健全育成事業（国庫補助）及び放課後児童クラブ育成事業（県補助：平成16年度まで）の合計（中核市分を含む。）

資料：こどもみらい課

図 18 年間開設日数別（平成 22 年 3 月 31 日現在）



資料：こどもみらい課

表 38 開設時間別（平成 22 年 3 月 31 日現在）

開設時間	クラブ数
～17：00 まで	12 (5.4%)
17：01～18：00 まで	182 (82.0%)
18：01～19：00 まで	28 (12.6%)
計	222 (100.0%)

資料：こどもみらい課

(3) 地域組織活動

児童の健全育成を図るための地域組織として、児童の事故防止、家庭養育に関する研修活動等地域の実情に応じた活動を行う組織として、母親クラブによる活動がある。平成 22 年 4 月 1 日現在、18 市町村に 106 クラブ、会員数 6,602 人となっている。

7 子どもの豊かな心を育む環境づくり

(P117 第 2 部第 2 章 基本目標Ⅱ 重点目標 5 4 (25) 参照)

8 ひとり親家庭の生活の安定と自立支援

家族形態の多様化、離婚に関する意識の変化等により、離婚件数は長期的に見て増加している中で、母子家庭等ひとり親の下で監護、養育される子どもたちが増えている。子どもの健全な育成は少子・高齢社会の中で大きな課題となっているが、特に母子家庭については、母親の就労等による収入をもって自立できること、そしてその上で子育てができることが子どもの成長にとって重要であり、子どもを地域や社会全体で育てていくことが必要となっている。

このような状況の中、母子家庭に対する福祉対策は、母子家庭等に対する生活意欲の助長と経済的自立を促進するため、福祉事務所に母子自立支援員を配置して行う各種相談指導、母子家庭等就業・自立支援センターにおける各種の相談、就業支援講習会、就業支援バンク事業等の実施、児童扶養手当の支給、母子寡婦福祉資金の貸付、ひとり親家庭等医療費助成事業、母子家庭等介護人派遣事業、母子自立支援プログラム策定事業などの福祉施策を実施している。

第4節 高齢者等が安心して暮らせる環境づくり

1 高齢者の現状

平成21年度高齢者人口等調査（平成22年2月1日現在市町村報告）によると、本県の65歳以上人口（高齢者人口）は352,963人で、総人口に占める高齢者人口の割合（高齢化率）は25.00%となっている。

また、本県の平均寿命は、平成17年において女性84.8歳（全国平均85.8歳）、男性76.3歳（78.8歳）となっており、男女とも全国最下位である。

何らかの介護を必要とする要介護者等（要支援を含む）の高齢者人口に対する割合（要介護認定率）は、平成21年11月で18.5%（全国平均16.7%）となっている。

総じて見れば、本県の高齢者の健康状態は芳しいとは言えず、男女共同参画を推進するためには、高齢者がすこやかで、かつ自立した生活を送ることが出来ることは重要なことである。

表39 平均寿命、健康寿命、要介護認定率

区 分	青森県	全 国
平均寿命（女性）平成17年	84.8歳（全国47位）	85.8歳
平均寿命（男性）平成17年	76.3歳（全国47位）	78.8歳
要介護認定率	18.5%	16.7%

※要介護認定率（要支援を含む。）は平成21年11月末現在 資料：保健衛生課、高齢福祉保険課

2 保健・予防事業の推進

高齢者がいつまでもすこやかでいられるために、①生涯を通じた「健康あおもり21」、②壮年期からの健康づくり事業、③効果を見極めた介護予防事業、を積極的に進めていく必要がある。

まず、平成13年1月に「健康あおもり21」を策定し、生涯を通じた健康づくりを目指し、食生活の改善、身体活動の改善、喫煙対策等の各種事業を実施して、健康の保持、増進に努めている。

また、脳卒中などの後遺症などにより寝たきり状態になってしまうことが多いため、壮年期からの健康づくりと生活習慣病の予防、早期発見、早期治療を図ること等を目指して、健康づくり事業の実施を支援している。

平成21年3月、「あおもり高齢者すこやか自立プラン2009」を策定し、基本目標として、「高齢者が生きがいを持って安心して暮らせる環境づくり」を目指している。また、①「生涯現役で活躍できる社会づくり」、②「地域生活支援体制の整備」、③「介護予防の取組」、④「介護サービスの充実と質の確保」を推進戦略とし、市町村と連携しながら計画的に推進していくこととしている。

平成20年度から、生活習慣病を予防するための新しい健診制度である特定健康診査、特定保健指導が始まっている。市町村に対し、特定健康診査等に要する費用の一部を負担するとともに、取組が効率的かつ効果的に実施されるよう支援している。

3 福祉サービス・介護保険サービスの効果的な活用

高齢者が住み慣れた地域や家庭の中で、自立して暮らすことができるよう、①福祉サービスや、②介護保険サービスが効果的に活用されることが必要である。

(1) 福祉サービス

① 在宅介護支援センター

在宅での生活をしている高齢者やその家族からの相談に応じ、これらの介護等に関するニーズに対応し、各種の保健・福祉サービスが、総合的に受けられるように、市町村等関係行政機関、サービス実施機関、居宅介護支援事業所等との連絡調整等を行っている。

県内の各地域に平成 22 年 4 月 1 日現在で 149 か所の在宅介護支援センターがある。

② 施設サービス

環境上及び経済的な理由により居宅での生活が困難な人については、養護老人ホームを利用することができる。

(2) 介護保険サービス

介護保険制度は、住民みんなで介護を支える制度であり、可能な限り在宅において、高齢者の持つ心身の能力を活かした自立した日常生活を営めるよう、保健医療と福祉の両面から総合的・一体的に必要な給付を行うものである。原則として、介護支援専門員（ケアマネジャー）が作成するサービス計画（ケアプラン）に基づき、要介護状態又は要支援状態の軽減又は悪化の防止が図られるよう行われる。本県の介護保険サービスの利用者の高齢者に占める割合は、高い要介護認定率を反映して、居宅サービスで 11.9%（全国平均 10.1%）、地域密着型サービスで 1.6%（全国 0.9%）、施設サービス（介護老人福祉施設等）で 3.1%（全国 2.9%）と極めて高い水準となっている。量的には相当程度充実しており、これを次の段階に進め、サービスの中身・使い方を効果的なものにしていくことが必要である。

表 40 介護保険サービスの利用状況

区 分	青森県	全 国
居宅サービス	11.9%（全国第 6 位）	10.1%
地域密着型サービス	1.6%（全国第 2 位）	0.9%
施設サービス	3.1%（全国第 29 位）	2.9%

※65 歳以上人口に対する平成 21 年 11 月のサービス受給者割合 資料：高齢福祉保険課

① 居宅サービスの効果的な活用

居宅サービスの利用状況は全国を大きく上回る水準となっており、真に在宅生活を支えられるようなサービスの組み合わせや中身となるよう指導・助言を行っていく。

表 41 居宅サービスの利用状況（第1号被保険者1人当たり給付費月額）（単位：円）

区分	訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	訪問リハビリテーション	居宅療養管理指導	通所介護	通所リハビリテーション	短期入所サービス	福祉用具・住宅改修	特定施設入居者生活介護	介護予防・居宅介護支援	合計
青森県 (A)	2,678	157	402	18	56	3,214	1,531	903	559	185	1,314	11,017
全国 (B)	1,830	141	348	58	100	2,725	1,071	950	654	768	1,002	9,647
差 (A-B)	848	16	54	△40	△44	489	460	△47	△95	△587	312	1,370

※介護保険事業状況報告月報（厚生労働省）を基に作成 資料：高齢福祉保険課
 （平成21年11月サービス提供分に係る給付費）÷（平成21年11月末現在の第1号被保険者数）

② 施設・居住系サービスの原則に立ち返った活用

居宅サービスを利用しても在宅生活が困難な場合、施設・居住系サービスを受ける必要性が高いと認められる者が優先的に施設等に入所できる体制の構築を目指し、平成18年度において、施設・居住系サービスにおける入所等指針を策定した。

4 高齢者の社会参加と地域コミュニティによる支え合い

高齢者が住み慣れた地域や家庭の中で、いつまでもいきいきと生活できるよう社会参加を進めていくことが必要である。また、介護を必要とする高齢者を支えていくため、福祉サービスや介護保険サービスだけではなく、高齢者自身も福祉ボランティア等の社会参加を行うことができるよう、地域で支えていくことも重要である。

また、今後、高齢者の仲間入りをする、「団塊・ポスト団塊世代」も視野に入れ、これらの世代が魅力を感じるような自由度の高い活動等を創出し、スムーズに地域活動できるような環境づくりを進めることも重要となる。

この他、自立意欲旺盛な高齢者の組織として、青森県長寿社会振興センターでは平成14年7月に「あすなろ友の会」を発足し、自発的に健康づくり活動やボランティア活動を行っている。

また、老人クラブにおいても、友愛訪問活動等を通して、高齢者が地域福祉の担い手として活躍している。

表 42 老人クラブの会員数

年 度	会 員 数
平成17年度	92,252人
平成18年度	89,777人
平成19年度	79,428人
平成20年度	76,573人
平成21年度	71,618人

資料：高齢福祉保険課

第5節 青森県男女共同参画センターの充実

県は、平成13年6月に、男女共同参画推進の一環として青森県男女共同参画センター（愛称：アピオあおもり）を設立した。

平成18年4月からは指定管理者に管理・運営を委託しており、現在は指定管理者ASTAC・G（アスタグループ）（構成員「株式会社阿部重組」、「芝管工株式会社」、「株式会社テレコム青森」）と協定を結んでいる。

センターは、情報機能、啓発・学習機能、交流機能、自主活動支援機能、相談機能、文化活動機能の6つの機能に基づく事業を体系的、総合的に推進するとともに、市町村や県民の取組を支援している。

1 事業概要（平成22年度）

(1) 情報事業

男女共同参画に関する情報を幅広く収集、整理し、利用者に提供する。

①情報ライブラリーの整備・運営

男女共同参画や女性、子育て関連の図書、資料、ビデオ等を整備し、それらの閲覧、貸出及びレファレンスを行う。

②インターネットによる情報提供

青森県男女共同参画センターのホームページを作成・更新し、主催事業や図書等の検索ができるようにするとともに、来館者が自由に県内市町村及び各都道府県の情報を検索できるパソコンを設置する。

③ビデオ上映会（アピオシアター）

ビデオ映画を観ることで、自分の生き方を考え、多様な生き方が存在することを知る機会とする。ワークショップやアンケートの回答を通して、自分の考えを表現することや他者の意見を聞くことを学び、自分の生き方を考えながら、自己実現につなげる「気づき」の場とする。

④ライブラリーニュースの発行

テーマをもった特集及び関連の図書等の紹介、及び情報ライブラリーの活用についての紹介をする。

⑤展示パネルの作成及び貸出

男女共同参画に関するテーマに沿ったパネルを作成し、館内での展示及び市町村等への貸出を行い、啓発活動に役立てる。

⑥テーマ展示及びテーマ本のリスト作成

男女共同参画の視点に立ったテーマを設定し展示することで、関心を持ってもらう。

⑦出前貸出

オープンカレッジ等の事業に合わせ、アピオあおもり館外の場所においても所蔵図書の貸出を行い、県内における男女共同参画の推進に結びつける。

(2) 啓発・学習事業

男女共同参画に関し、男性を含め広く県民の理解を深めるとともに、女性のエンパワーメントを図るため、啓発・学習及び自主的な学習活動の支援を行う。

①オープンカレッジ

広く県民を対象に、男女共同参画社会の実現に向けて意識啓発を図る様々な講演会等を市町村と共催で実施する。(平成21年度6回開催：うち、5回は市町村で開催)

②啓発・情報誌「クローバーあおもり」発行

県民向けの啓発・情報誌「クローバーあおもり」を年2回発行する。

③あおもりウィメンズアカデミー

男女共同参画に関する様々な課題の解消に向けて問題意識を持って、政策・方針決定の場に参画し活躍できる女性人材の養成を目的とし、講座や参加型学習を実施する。

・開催日 平成22年6月8日～平成23年2月 計17講座

④企業啓発事業<自主事業>

個性を尊重し、性別にこだわらず能力が発揮できる男女共同参画の21世紀の働き方について、企業の方々に理解してもらうよう、企業啓発の一環として、情報提供や講師派遣を実施する。

(3) 交流事業

性別、年齢、地域等の枠を超えた多くの人々が交流し、男女共同参画に対する理解を深め合う場を提供する。

①パートナーセッション

男女共同参画になじみの少なかった県民を多く呼び込むことにより、一人でも多くの男女が男女共同参画の必要性を実感し、行動に移してもらうことを目的に講演会等を実施する。

・開催日 平成22年11月

・主催は県、青森県男女共同参画センター

②登録団体活動パネル展示及びワークショップ

アピオあおもりの登録団体を中心に、男女共同参画社会の実現を目指し活動している団体が、活動紹介や研究発表等を行うことで、団体間の交流・ネットワークづくりと、県民への啓発へとつなげていく。

・開催日 平成22年11月

(4) 自主活動支援事業<自主事業>

男女共同参画社会づくりに取り組む団体・グループ等の活性化とリーダー養成を支援する。

①スキルアップセミナー

男女共同参画社会づくりを推進するために活動を行っている県内の団体・グループがより目的のある効果的で効率的な活動を展開し成果を上げられるよう、様々な情報提供、すぐに役立つ具体的なスキルアップの機会を提供する。

第1弾：Web広報セミナー

第2弾：コミュニケーションセミナー

②市町村担当者情報交換会

男女共同参画に関する各市町村間の情報交換の場を設定し、男女共同参画の推進における活性化、相互協力の可能性を拡大していく。

③活動支援事業

男女共同参画社会の形成を目的として、アピオあおもりを会場に実施する事業等に対して、企画募集し、広報面等において支援していく。

(5) 相談事業

男女共同参画の視点に立った総合相談窓口として、情報提供及び問題解決の助言等を行うとともに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)に基づく配偶者暴力相談支援センターの業務を行う。

一般相談、専門相談の他、平成 22 年度は「ミニ講座 (法律と制度)」を実施する。

(6) 文化・活動支援事業

○ビデオ上映会 (アピオシアター)

ビデオ映画を観ることで、自分の生き方を考え、多様な生き方が存在することを知る機会とする。ワークショップやアンケートの回答を通して、自分の考えを表現することや他者の意見を聞くことを学び、自分の生き方を考えながら、自己実現につなげる「気づき」の場とする。

・開催回数 年 6 回

2 県民参加による事業の推進

ホームページや事業終了時のアンケートにより、県民の意見やニーズを把握し、県民が主体的に事業運営に関われるようにパートナーシップを図っていく。

3 市町村や国、各都道府県の女性センターとの連携

(1) 市町村や国、各都道府県の情報をホームページに積極的に取り入れるとともに情報提供を行う。

(2) 事業の連携等 (平成 22 年度)

○平成 22 年度あおもりウィメンズアカデミー

講座の実施に当たり、独立行政法人国立女性教育会館と連携することで、内容の充実を図り、女性人材の育成の機会とする。

・開催日 平成 22 年 6 月 8 日～平成 23 年 2 月

第3章 男女の人権が推進・擁護される社会の形成

女性に対する暴力を許さない社会環境づくりを推進するとともに、固定的な役割分担意識にとられない表現の普及に努めている。また、生涯を通じた女性の健康づくりを支援している。

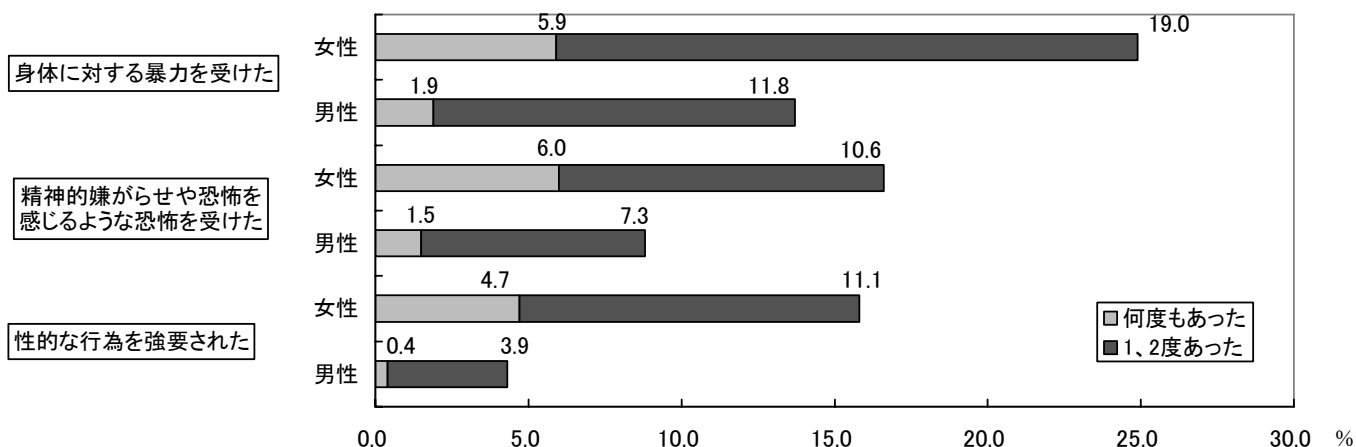
- 1 平成21年度に配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数は1,194件。
- 2 平成21年に警察に寄せられたDV相談件数は208件。検挙件数は、刑法犯等20件。
- 3 平成21年に警察に寄せられたストーカー行為等相談件数は190件。検挙件数は、刑法犯等6件、ストーカー規制法違反1件。
- 4 女性が安心して妊娠・出産の時期を過ごせるよう母子保健医療対策の促進を図る指標として掲げている乳児死亡率（概数）は、平成21年3.5（出生千対）。〈全国率2.4（出生千対）〉
- 5 人工妊娠中絶実施率（女子人口千対）は、20～24歳が最も多く、平成20年度で16.5、20歳未満は8.1。総数は平成19年度10.2から平成20年度9.8に減少。

第1節 女性に対するあらゆる暴力の根絶

1 女性に対する暴力

内閣府が平成20年に実施した「男女間における暴力に関する調査」によると、女性の24.9%が配偶者（事実婚、別居中を含む）から身体的暴力を受けたことがあり、また、女性の16.6%が心理的攻撃（精神的な嫌がらせや自分の家族に危害が加えられるのではないかという恐怖を感じるような脅迫）を受けているという結果になっている。

図19 配偶者からの被害経験



資料：内閣府「男女間における暴力に関する調査」

表 43 配偶者（内縁関係含む）による殺人、傷害並びに暴行事件の検挙件数

	殺 人	傷 害	暴 行
平成 18 年	117/179 件 (65.4%)	1,294/1,353 件 (95.6%)	671/707 件 (94.9%)
平成 19 年	107/192 件 (55.7%)	1,255/1,346 件 (93.2%)	870/933 件 (93.5%)
平成 20 年	126/200 件 (63.0%)	1,268/1,339 件 (94.7%)	975/1,045 件 (93.3%)
平成 21 年	99/152 件 (65.1%)	1,212/1,282 件 (94.5%)	1,013/1,082 件 (93.6%)

* 分母は検挙件数、分子は総検挙件数のうち夫を検挙した件数（%はその率）

警察庁

2 配偶者暴力相談支援センター

平成 13 年 4 月、配偶者からの暴力の問題を総合的に規定した最初の法律である「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「配偶者暴力防止法という。）」が成立し、同年 10 月 13 日（一部は 14 年 4 月 1 日）から施行された。

この法律では、県が設置する女性相談所等が、「配偶者暴力相談支援センター」として被害者からの相談に応じ、指導及び一時保護、情報提供、その他の援助を行うことや、被害者がさらなる配偶者からの暴力により、生命や身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときには、被害者からの申し立てにより、裁判所が一定期間、加害者を被害者から引き離すための保護命令を発することが規定されている。平成 16 年 12 月には改正法が施行となり、配偶者からの暴力の定義が拡大され、元配偶者に対しても保護命令を発することが可能となり、また、加害者に対して被害者と同居する未成年の子への接近禁止命令を発することが可能となるなどの改正がなされた。

さらに 2 回目の改正法が平成 20 年 1 月に施行された。その主な改正内容は、市町村における DV 基本計画の策定と配偶者暴力相談支援センターの設置の努力義務と、保護命令の拡充（生命又は身体に対する脅迫行為にも対象が拡大、被害者に対する電話等の禁止、被害者の親族等への接近禁止命令の発令）、裁判所から配偶者暴力支援センターへの保護命令に関する通知等である。

本県においては、平成 14 年 4 月から女性相談所、6 ヶ所の各地域県民局地域健康福祉部福祉総室・福祉子ども総室、青森県男女共同参画センターの計 8 ヶ所で「配偶者暴力相談支援センター」の業務を始めている。

平成 21 年度に配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数は 1,194 件（女性 1,190 件、男性 4 件）となっている。

女性相談所では、これまでも、婦人保護事業の中核機関として、様々な支援を必要とする女性からの相談に広く応じ、必要な保護、指導等を行い、問題の解決に向けての支援を行ってきたが、配偶者暴力防止法の施行により、県内 8 ヶ所の配偶者暴力相談支援センターの基幹センターとして関係機関の調整や一時保護等の業務を行っている。

さらに、県が女性相談所、各地域県民局地域健康福祉部福祉総室、福祉子ども総室に配置した 8 名の婦人相談員と、市が設置する 7 名の婦人相談員が、様々な支援を必要とする女性に対して、相談・指導・援助を行っている。

表 44 配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数

	青 森 県	全 国
平成 14 年度	436 件	35,943 件
平成 15 年度	917 件	43,225 件
平成 16 年度	1,485 件	49,329 件
平成 17 年度	1,314 件	52,145 件
平成 18 年度	1,194 件	58,528 件
平成 19 年度	1,088 件	62,078 件
平成 20 年度	1,090 件	68,196 件
平成 21 年度	1,194 件	72,792 件
累 計	8,718 件	442,236 件

資料：こどもみらい課、内閣府

表 45 配偶者暴力相談支援センターにおける性別相談件数（平成 14 年度～21 年度）

	青 森 県	全 国
女 性	8,708 件 (99.9%)	439,130 件 (99.3%)
男 性	10 件 (0.1%)	3,106 件 (0.7%)

資料：こどもみらい課、内閣府

3 青森県女性相談所

(1) 女性相談所は、婦人保護事業の中核機関として要保護女子、配偶者からの暴力被害女性及び日常生活を営む上で何らかの問題を有する女性について広く相談に応じ、必要な保護、指導等を行うとともに婦人保護事業の啓発活動を行っている。

①相談

来所相談、電話相談及び巡回相談を実施し、指導、助言を行っている。

②調査及び判定

本人及びその家庭環境について、その実情を把握するため、本人の了解を得て調査を行うとともに、必要に応じて医学的、心理学的、職務的判定を行っている。

③指導・援助

相談、調査及び判定の結果に基づき、各種制度の活用等の指導・援助を行っている。

表 46 経路別相談受付状況

(単位：件)

区分	年度	経路	本 人 自 身	警 察 関 係	法 務 関 係	他 の 婦 人 相 談 所	福 祉 事 務 所	そ 福 祉 の 相 談 機 他 関	縁 故 者 ・ 知 人 等	そ の 他 (医療・教育機関含)
		総数								
総 数	10年度	1,298 100%	899 69.3%	6 0.5%	8 0.6%	12 0.9%	158 12.2%	160 12.3%	54 4.2%	1 0.0%
	17年度	4,034 100%	3,298 81.8%	106 2.6%	17 0.4%	27 0.7%	94 2.3%	132 3.3%	241 6.0%	119 2.9%
	18年度	3,924 100%	3,353 85.4%	92 2.3%	18 0.5%	20 0.5%	140 3.6%	59 1.5%	187 4.8%	55 1.4%
	19年度	3,739 100%	3,255 87.1%	63 1.7%	14 0.4%	3 0.1%	93 2.5%	85 2.3%	176 4.7%	50 1.3%
	20年度	3,472 100%	3,058 88.1%	40 1.2%	8 0.2%	16 0.5%	121 3.5%	67 1.9%	132 3.8%	30 0.9%
	21年度	3,040 100%	2,633 86.6%	34 1.1%	13 0.4%	29 1.0%	76 2.5%	57 1.9%	153 5.0%	45 1.5%
相 談 所	10年度	67 11.5%	36	4	2	0	18	4	3	0
	17年度	1,115 27.6%	962	19	1	0	16	9	95	13
	18年度	1,392 35.5%	1,236	26	1	1	19	16	79	14
	19年度	1,274 34.1%	1,131	28	0	0	15	9	85	6
	20年度	1,274 34.1%	1,147	11	1	1	4	8	72	7
	21年度	1,098 36.1%	978	13	0	0	10	8	76	13
相 談 員	10年度	1,231 88.5%	863	2	6	12	140	156	51	1
	17年度	2,919 72.4%	2,336	87	16	27	78	123	146	106
	18年度	2,532 64.5%	2,117	66	17	19	121	43	108	41
	19年度	2,465 65.9%	2,124	35	14	3	78	76	91	44
	20年度	2,221 64.0%	1,911	29	7	15	117	59	60	23
	21年度	1,942 63.9%	1,655	21	13	29	66	49	77	32

資料：こどもみらい課

表 47 女性相談所一時保護所主訴別入所状況

(単位：人)

区分	本人の問題								家庭の問題						その他	
	計	生活 困窮	借金・ サラ 金	未婚 の 母	不純 異性 交遊	男女 問題	帰住 先 なし	その他	計	夫 の 暴力 ・ 酒 乱	そ夫 の 他 問 題	離 婚 問 題	子 供 の 問 題	家 庭 不 和	親 ・ 親 族 の 問 題	計
年度	総数															
15	91	17					17		74	55		2	9	1	7	
16	65	17				5	12		48	36		2	9		3	
17	65	12	2			1	8	1	53	44			2		7	
18	56	10					9	1	46	39	1	1	4		1	
19	42	7					7		35	33		1			1	
20	36	6					6		30	27			3			
21	42	5				1	4		37	29			4		4	

資料：こどもみらい課

4 警察におけるDV被害状況

平成 21 年に警察に寄せられたDV相談件数は 208 件に及んでいる。

また、検挙件数は、刑法犯等（傷害、暴行など）が 20 件である。

なお、配偶者暴力防止法の保護命令に基づく保護対策の件数は 20 件に及んでおり、うち、接近禁止命令が 10 件、接近禁止・電話等禁止命令が 10 件となっている。

表 48 DV相談取扱状況

(平成 21 年)

取扱件数	検 挙 件 数		計	保 護 命 令 件 数			
	刑法犯等	配偶者暴力 防 止 法		接近禁止 命令	接近禁止・ 退去命令	接近禁止・ 電話等禁止 命令	接近禁止・ 退去・電話 等禁止命令
208	20	0	20	10	0	10	0

資料：県警生活安全企画課子ども・女性安全推進室

DV事案は、被害者のほとんどが女性であり、暴力行為が長期間に及ぶことが多いため、被害者の早期相談が望まれる。

5 ストーカー行為の実態

平成 21 年に警察に寄せられたストーカー行為等に関する相談件数は 190 件に及んでいる。

また、検挙件数は、刑法犯等（傷害、脅迫など）が 6 件、ストーカー規制法違反が 1 件である。

なお、ストーカー規制法に基づく警告件数は 3 件、被害者に対する警察本部長等による援助件数は 6 件となっている。

表 49 ストーカー相談取扱状況

(平成 21 年)

年	取扱 件数	措 置 状 況					
		行為者への 注意指導・ 被害者への 防犯指導	検挙・警告 ・援助事案	検挙・警告・援助事案件数内訳			
				検 挙		警 告	援助の実施
				刑法等	ストーカー 規 制 法		
平成 18 年	118	104	14	6	0	3	5
平成 19 年	148	132	16	9	0	0	7
平成 20 年	212	188	24	15	1	3	5
平成 21 年	190	174	16	6	1	3	6

資料：県警生活安全企画課子ども・女性安全推進室

表 50 被害者と行為者の関係

(平成 21 年)

面 識 あ り					面識なし	その他 (行為者不明等)
配偶者 (元含む)	交際相手 (元含む)	知人友人	職場関係	その他		
12 (6.3%)	125 (65.8%)	22 (11.6%)	10 (5.3%)	1 (0.5%)	6 (3.1%)	14 (7.4%)

資料：県警生活安全企画課子ども・女性安全推進室

被害者と行為者の関係では、面識のある行為者が全体の 89.5%、面識なし・その他（行為者不明等）が 10.5% となっている。

面識のある行為者の内訳は、交際相手（元含む）が 65.8%、知人友人が 11.6%、配偶者（元配偶者を含む）が 6.3%、職場の同僚等の職場関係が 5.3%、その他が 0.5%となっている。

ストーカー事案は、行為そのものが徐々にエスカレートする傾向が強いため、警察への早期相談が望まれる。

なお、被害者のほとんどが女性である。

6 セクシュアル・ハラスメント

平成21年に実施した「青森県男女共同参画に関する意識調査」によると、セクシュアル・ハラスメントの被害経験の中では、「性的ジョーク（嫌がっているのに性に関する話やジョーク、冗談を聞かされた）」（29.7%）、「差別的な言い方（をされた）」（28.4%）、「容姿の中傷」（18.7%）、「結婚や出産の話題」（15.2%）となっており、このうち平成15年実施の調査から大きく増加したものは「性的ジョーク」（9.3%増）、「結婚や出産の話題」（7.3%増）であり、「差別的な言い方」は4.1%の減少となっている。

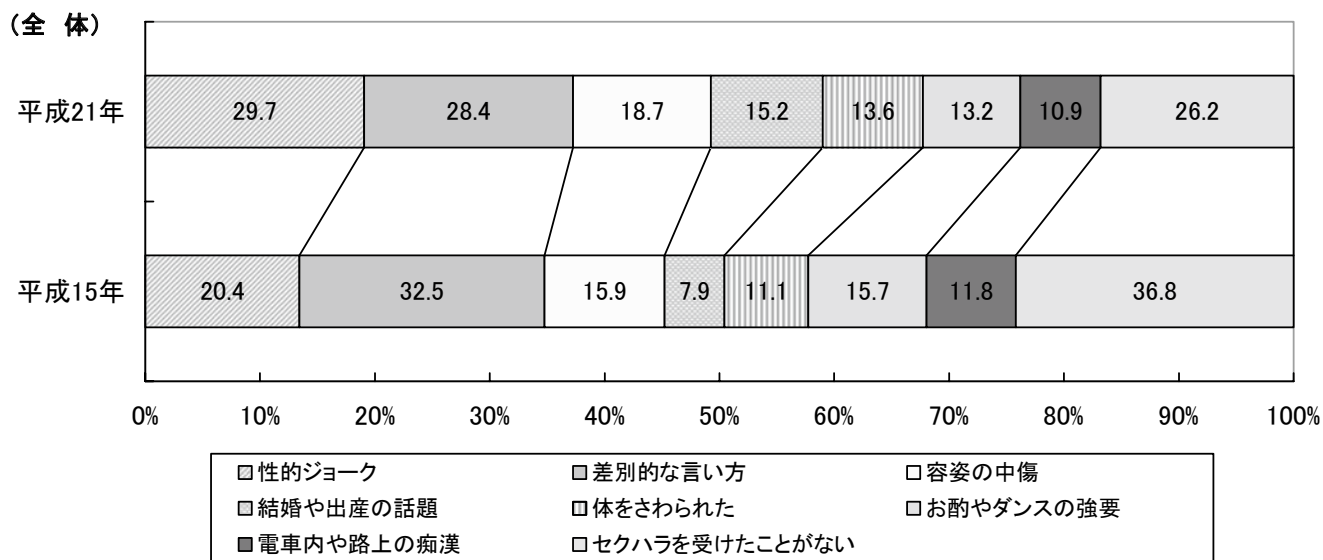
「セクシュアル・ハラスメントを受けたことがない」は、平成15年では36.8%であったが、平成21年では26.2%であり全体で10.6%の減少となっているが、特に男性ではその差が大きく、19.0%の減少となっている。

表51 セクシュアル・ハラスメントの経験（複数回答あり）（平成21年実施）

被害経験	率 (%)					
	全体	平成15年	女	平成15年	男	平成15年
性的ジョーク	29.7	20.4	34.1	24.3	24.3	15.1
差別的な言い方	28.4	32.5	29.2	38.8	26.4	24.6
容姿の中傷	18.7	15.9	20.6	19.7	16.5	11.4
結婚や出産の話題	15.2	7.9	18.2	10.2	11.5	5.0
体をさわられた	13.6	11.1	21.5	17.0	3.2	3.5
お酌やダンスの強要	13.2	15.7	19.2	22.5	5.4	7.0
電車内や路上の痴漢	10.9	11.8	17.9	18.8	1.4	2.7
セクハラを受けたことがない	26.2	36.8	23.2	27.7	30.4	49.4

資料：青少年・男女共同参画課

図20 セクシュアル・ハラスメントの経験（複数回答あり）



資料：青少年・男女共同参画課

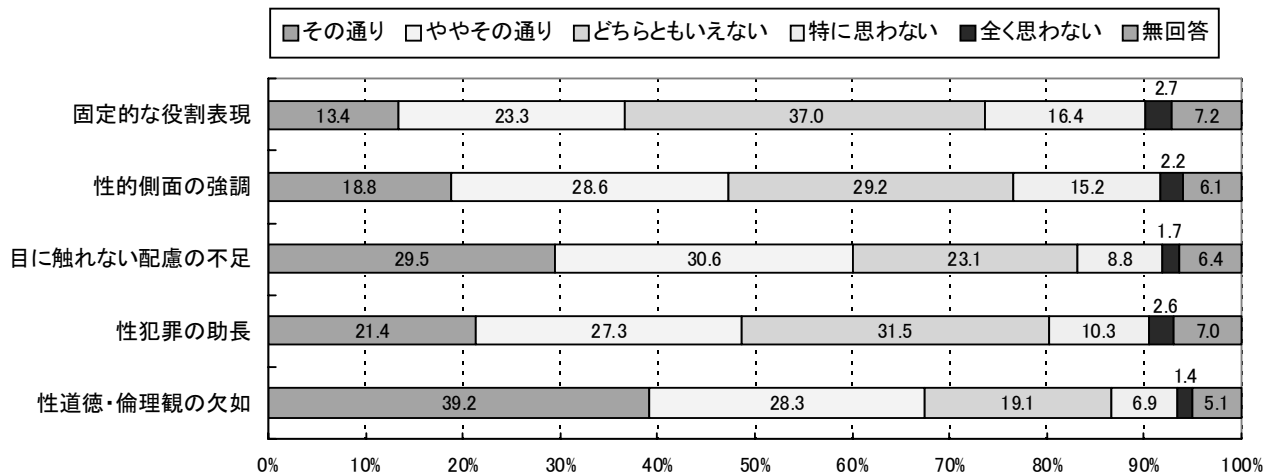
第2節 メディアにおける男女共同参画の推進

1 女性の人権尊重の表現推進のためのメディアへの取組

「青森県男女共同参画に関する意識調査」（平成21年）で、テレビ、映画、新聞、雑誌など、メディアにおける男女の表現に関する意識を尋ねた結果、「社会全体の性に関する道徳観・倫理観が損なわれている」を「その通り」「ややその通り」と思う人は67.5%であり、「そのような表現を望まない人や子どもの目に触れないような配慮の不足」については、「その通り」（29.5%）、「ややその通り」（30.6%）を加えると60.1%が同感している。

前回の平成15年実施の調査では、「その通り」「ややその通り」と感じていたのが過半数を占めていた「女性の性的側面を強調しすぎるなど、行きすぎた表現が目立つ（前回60.2%）」及び「性犯罪の助長（女性に対する犯罪を助長するおそれがある）（前回60.3%）」については、それぞれ47.4%及び48.7%となり、同感している人が減少している。

図21 メディアにおける男女表現についての意識



資料：青少年・男女共同参画課

活字・映像をはじめとするメディアは、人々の意識形成に様々な形で影響を与える。表現の自由は尊重されるべきではあるが、表現される側の人権も尊重されなければならない。性の商品化や暴力表現が女性の人権侵害を助長する可能性があることに留意する必要がある。メディアが自主的に人権に配慮した表現に取り組むとともに、男女共同参画社会づくりに寄与することが求められる。

2 行政の作成する広報・刊行物等における性にとらわれない表現の促進

平成13年7月に公布・施行した青森県男女共同参画推進条例第9条第2項においては、「県は文書、図画等の作成に当たっては、性別による固定的な役割分担等を助長し、又は連想させるような表現を用いることにより男女共同参画の推進に影響を及ぼすことのないよう配慮するものとする。」と定められている。

このため、職員一人ひとりが男女共同参画の意識を持って県の文書・刊行物等を作成できるよう、平成14年度に作成した「公的広報表現ガイドライン」を知事部局、教育庁、警察本部、各種委員会、県内市町村、都道府県、関係機関等に配布している。

第3節 生涯を通じた男女の健康支援

1 生活習慣の動向と対策

医学、医療技術の著しい進歩に伴い、感染症の疾患による死亡が減少する一方で、生活習慣病による死亡が人口の高齢化とともに増加しており、特にがん（悪性新生物）、心疾患、脳血管疾患の三大疾患による死亡が1位から3位までとなっている。また、三大疾患による死亡の総死亡数に対する割合も約6割を占めている。

がんによる死亡を部位別に見た場合、女性は大腸がんが1位であり、胃がん、肺がんの順である。一方、男性では肺がんによる死亡が1位であり、胃がん、大腸がんの順となっている。

県では、国の「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」を受け、健康の増進と発病を予防する「一次予防」に重点を置き、壮年期の死亡を減少させ、認知症や寝たきりにならない状態で生活できる期間（健康寿命）を延伸させることなどを目標に「健康あおもり21」を平成13年1月に策定し、平成18年度には中間評価を行い改定した。また、平成19年度には、医療制度改革に伴う計画の見直しを行い、新規指標の追加等を行った。

今後とも個人の努力と併せて、社会全体で個人の健康づくりを総合的に支援する環境づくりを推進し、生活習慣病対策を進めることとしている。

表52 生活習慣病による死亡率（人口10万対）の推移（青森県）

区分	年次	平成17年		平成18年		平成19年		平成20年	
		総数		総数		総数		総数	
		死亡率	死亡全体に占める割合	死亡率	死亡全体に占める割合	死亡率	死亡全体に占める割合	死亡率	死亡全体に占める割合
がん		305.9	29.5	313.9	30.2	327.7	30.7	334.7	30.2
心疾患		172.9	16.6	171.2	16.5	167.6	15.7	173.1	15.6
脳血管疾患		141.3	13.6	134.8	13.0	134.3	12.6	136.2	12.3
小計		620.1	59.7	619.9	59.7	629.6	59.0	644.0	58.1
高血圧症		3.8	0.4	4.1	0.4	3.7	0.3	4.3	0.4
糖尿病		13.3	1.3	13.6	1.3	16.9	1.6	16.9	1.5
五疾患による死亡の合計		637.2	61.4	637.6	61.4	650.2	60.9	665.2	60.0

区分	年次	平成21年（概数）			
		総数		女性	男性
		死亡率	死亡全体に占める割合	死亡率	死亡率
がん		328.4	29.4	247.3	420.0
心疾患		179.9	16.1	169.4	191.6
脳血管疾患		133.6	11.9	128.9	138.9
小計		641.9	57.4	545.6	750.5
高血圧症		5.5	0.5	7.5	3.1
糖尿病		15.3	1.4	13.7	17.0
五疾患による死亡の合計		662.7	59.3	566.8	770.6

資料：厚生労働省「人口動態統計」

表 53 がんの部位別男女別死亡率（人口10万対）の推移

区分	年次	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年 (概数)	構成比 (%)	
							男女別	計
胃がん	女	29.8	32.0	35.6	32.8	32.1	13.0	14.9
	男	65.2	63.4	71.0	65.8	67.0	15.9	
肺がん	女	23.6	26.3	31.9	30.2	29.8	12.1	19.4
	男	91.6	90.1	96.1	94.8	99.8	23.8	
肝臓がん	女	16.8	16.0	18.3	19.9	14.4	5.8	7.4
	男	37.0	37.0	35.6	35.4	35.0	8.3	
膵臓がん	女	21.1	20.3	25.1	26.3	25.1	10.1	7.7
	男	25.7	26.6	31.5	30.2	26.3	6.3	
食道がん	女	2.0	2.1	2.4	2.0	2.3	0.9	3.4
	男	19.8	20.3	20.7	19.8	20.6	4.9	
大腸がん	女	37.3	39.5	37.7	43.4	39.1	15.8	14.2
	男	47.5	51.6	55.2	59.4	55.7	13.3	
子宮がん	女	8.2	9.1	8.5	10.1	9.7	3.9	1.5
乳がん	女	17.1	21.6	20.6	20.3	19.2	7.8	2.9
	男	0.1	0.1	0.0	0.5	0.3	0.1	
その他	女	64.9	71.4	64.6	70.9	75.6	30.6	28.6
	男	113.8	109.0	110.8	117.8	115.3	27.5	
合計	女	220.8	238.5	244.7	255.8	247.3	100.0	100.0
	男	400.7	398.2	420.9	423.6	420.0	100.0	

※ 大腸がんは、平成7年から取扱部位が変更となり、平成6年までは「直腸・直腸S状結腸移行部及び肛門」を、平成7年からは「結腸と直腸S状結腸移行部及び直腸」を示す。

資料：厚生労働省「人口動態統計」

図 22 がん部位別死亡率（人口10万対）の年次推移（女性）

(人口10万対)

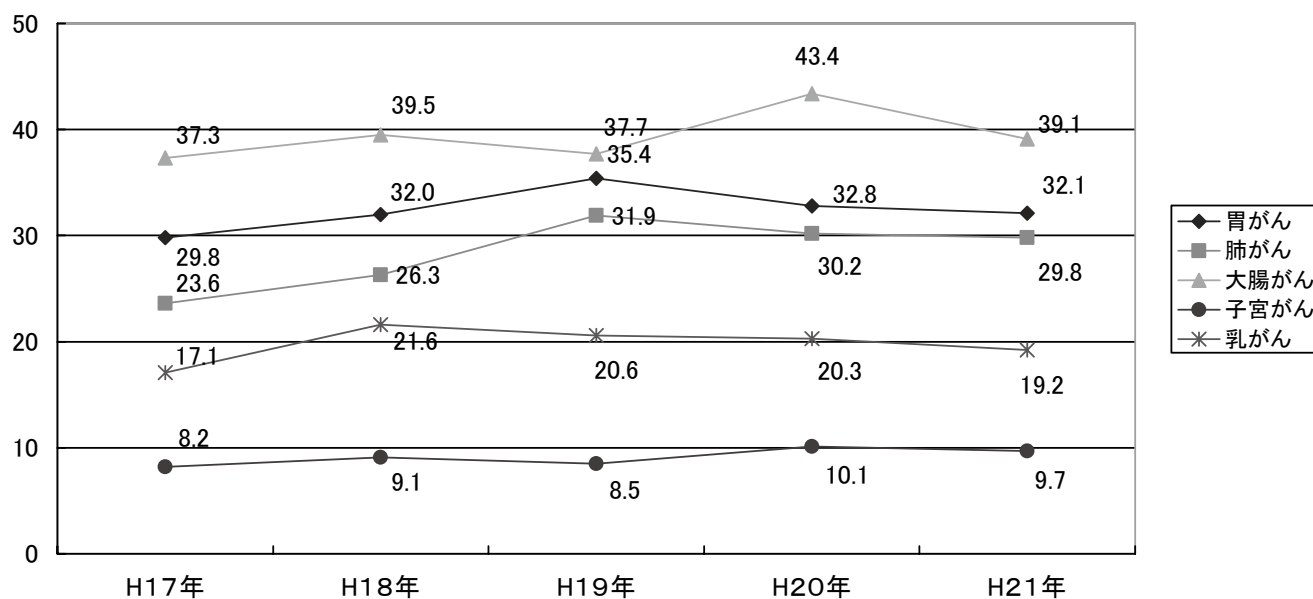


表 54 がん検診受診率の推移（男女計、青森県分）

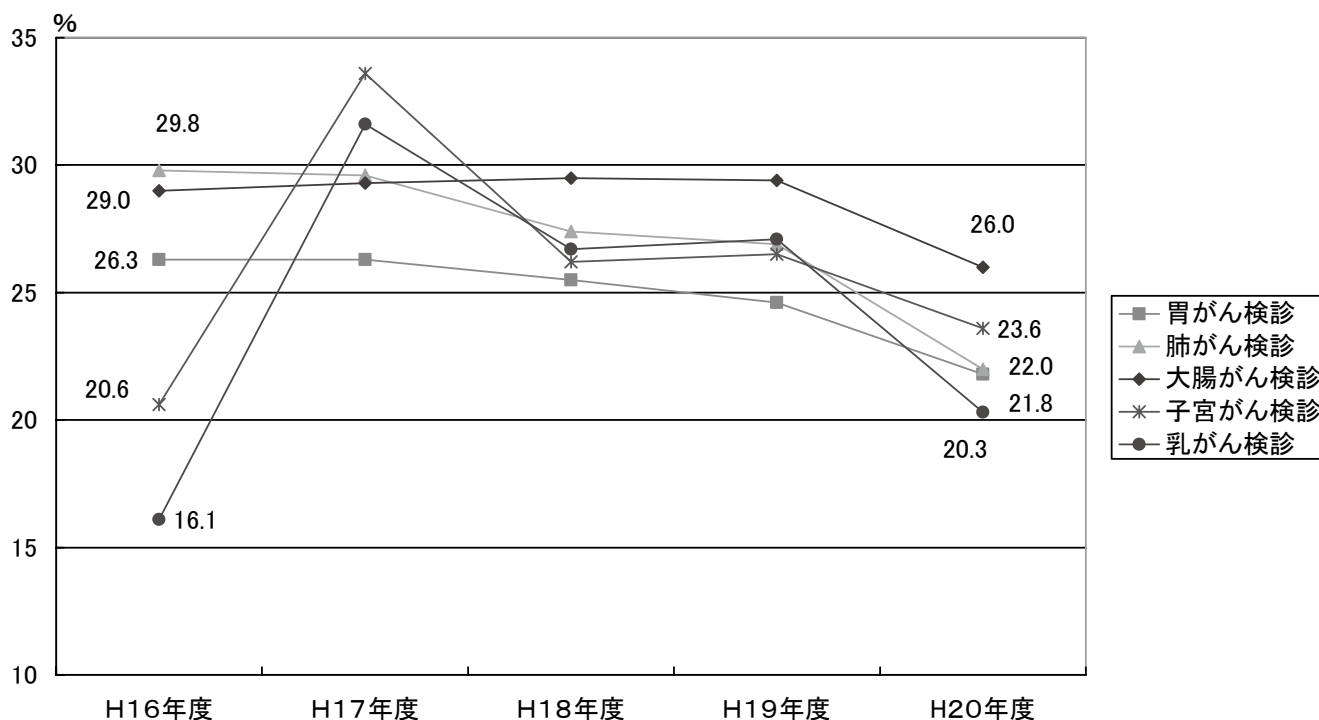
単位%

区分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
胃がん検診	26.3	26.3	25.5	24.6	21.8
肺がん検診	29.8	29.6	27.4	26.9	22.0
大腸がん検診	29.0	29.3	29.5	29.4	26.0
子宮がん検診	20.6	33.6	26.2	26.5	23.6
乳がん検診	16.1	31.6	26.7	27.1	20.3

※ 平成 16 年度から子宮がん検診の対象は 30 歳以上から 20 歳以上に、乳がん検診の対象は 30 歳以上から 40 歳以上になり、いずれも隔年実施となった。

出典：平成 19 年度まで 厚生労働省「地域保健・老人保健事業報告」
平成 20 年度 厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」

図 23 各種健診（検診）受診率の年次推移



2 不慮の事故・自殺

平成 21 年における不慮の事故による死亡者数（概数）を男女別にみると、女 165 人、男 305 人と男性が女性の約 1.8 倍となっている。年齢階層別にみると、男女ともに 50 歳以降での死亡が多くなっている。

自殺による死亡者数を男女別にみると、女 117 人、男 358 人と男性が女性の約 3 倍となっている。年齢階層別にみると、女性では 60 歳以上の死亡が多く、男性では 50 歳代をピークとした壮年期の自殺が多くなっている。

表 55 男女別・年齢階層別の不慮の事故・自殺死亡者数

(平成 21 年)

死因	年齢	0～9	10～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80～	総数
	性別										
不慮の事故	女	1	1	1	1	14	15	9	30	93	165
	男	1	5	9	16	24	35	51	79	85	305
	総数	2	6	10	17	38	50	60	109	178	470
自殺	女	—	1	5	19	14	16	26	15	21	117
	男	—	3	31	34	66	92	72	39	21	358
	総数	—	4	36	53	80	108	98	54	42	475

資料：厚生労働省「人口動態統計」

3 健康づくりスポーツ・レクリエーション

(1) スポーツ活動の機会充実

スポーツは、「こころ」と「からだ」の健全な発達を促すとともに、明るく豊かで活力に満ちた、生きがいのある社会の形成に寄与するものであり、県民一人ひとりが、日常の中で「する」「みる」「ささえる」というスポーツとの関わりの中で、生涯にわたってスポーツに親しむことができるようスポーツ活動の機会充実を図ることは重要である。

このため、県では、広く県民にスポーツ・レクリエーション活動の場を提供し、スポーツ活動への参加意欲を喚起するとともに、県民の生涯を通じたスポーツ活動の推進を図るため、平成 3 年度から「青森県民生涯スポーツフェスティバル」を開催している。同フェスティバルは、平成 19 年度に見直しを図り、新たに「青森県民スポーツ・レクリエーション祭」として開催することとなり、平成 21 年度の第 2 回祭典においては、県内から約 6,000 人が参加した。

また、毎年開催する県民駅伝競争大会には約 700 人、県民体育大会には約 6,000 人が全市町村から参加している。

(2) スポーツ指導者の資質の向上

県民が、生涯にわたってスポーツに親しむことができる環境をつくるためには、年齢やレベル、目的に応じた指導ができるスポーツ指導者の育成が重要である。

このため、県では、指導者として必要な知識の習得や指導技術の向上を図るため、関係機関・団体等と連携し、「体育指導委員地区研修会」等各種研修会を毎年実施しているほか、平成 21 年度は八戸市において「東北地区体育指導委員研修会」を開催した。

なお、平成 21 年度現在、青森県内の体育指導委員数は次のとおりとなっている。

表 56 青森県内の体育指導委員数

(平成 21 年度)

全登録者	女	男
602	175 (29.1%)	427 (70.9%)

資料：スポーツ健康課

表 57 スポーツ指導者の資質向上に係る研修会参加状況 (平成 21 年度)

事業名	全体参加者	女性参加者数	男性参加者数
東北地区体育指導委員研修会	1,007	277 (27.5%)	730 (72.5%)
体育指導委員地区研修会	209	54 (25.8%)	155 (74.2%)

資料：スポーツ健康課

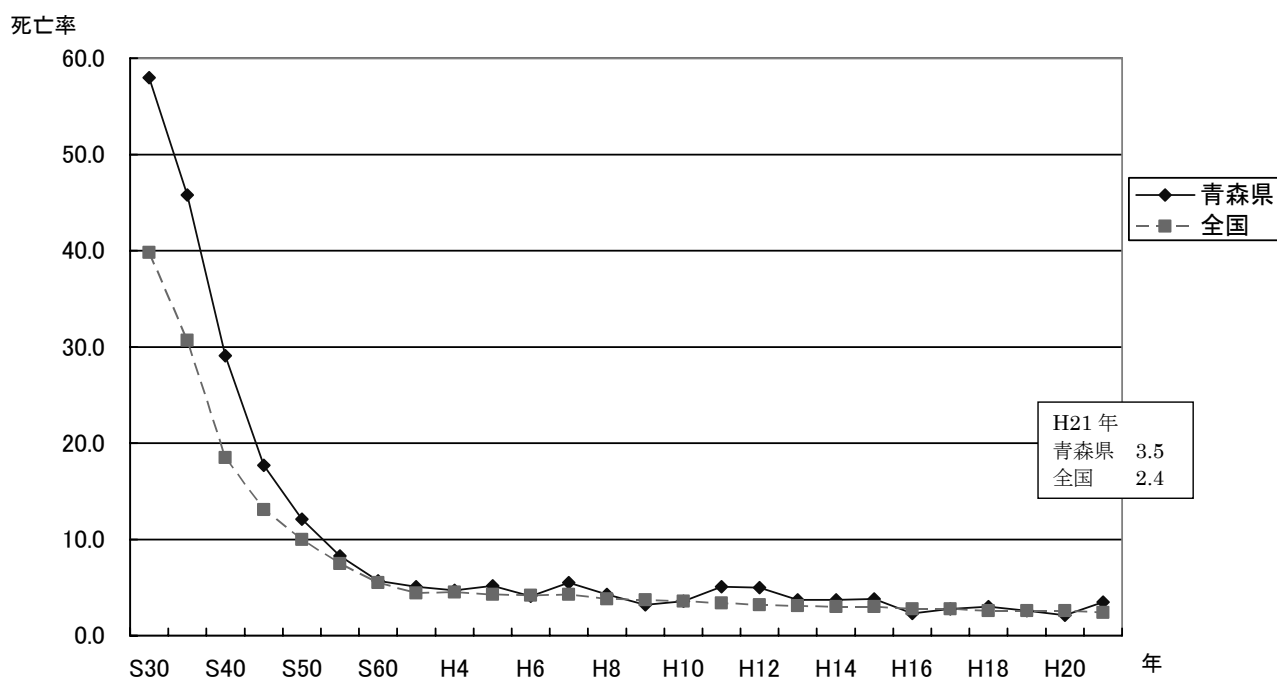
4 母子保健関係指標

本県における乳児死亡率（1年間の出生 1000 に対する生後 1 年未満の死亡の割合）は、昭和 30 年は 58.0 であり、全国平均の 39.8 に比べ非常に高率であった。その後の母子保健・医療施策等の推進により、平成 6 年には 4.1 と全国平均の 4.2 を初めて下回ったが、再び上昇し、全国平均より高い状況が続いた。その後、平成 19 年に全国と同率である 2.6 となったが、平成 21 年の乳児死亡率（概数）は 3.5 で、全国平均（2.4）を上回った。平成 21 年の乳児死亡の原因は、「周産期に発生した病態」14 件（42.5%）、「先天奇形、変形及び染色体異常」8 件（24.2%）であった。

新生児死亡率（1年間の出生 1000 に対する生後 4 週未満の死亡の割合）及び周産期死亡率（妊娠満 28 週以降の死産と生後 1 週未満の早期新生児死亡の出産 1000 に対する割合）は、全国平均より高い状態が続いており、平成 21 年新生児死亡率（概数）は 1.8、周産期死亡率（概数）は 4.8 となっている。

平成 16 年には、本県の周産期医療対策の拠点として、青森県立中央病院に総合周産期母子医療センターが設立されたが、乳児死亡率等を低減するためには、母体の管理や乳幼児の事故防止等、県民一人ひとりの理解と取組及び母子保健及び医療体制の整備の推進、保健と医療の連携強化などの対策を今後も維持していく必要がある。

図 24 乳児死亡率の推移（出生千対）



資料：こどもみらい課

表 58 新生児・乳児・周産期死亡率

	乳児死亡			新生児死亡			周産期死亡		
	青森県		全国率 (出生千対)	青森県		全国率 (出生千対)	青森県		全国率 (出産千対)
	実数 (人)	率 (出生千対)		実数 (人)	率 (出生千対)		実数 (件)	率 (出産千対)	
17年	29	2.8	2.8	20	1.9	1.4	56	5.3	4.8
18年	32	3.0	2.6	22	2.1	1.3	68	6.4	4.7
19年	26	2.6	2.6	17	1.7	1.3	55	5.4	4.5
20年	21	2.1	2.6	11	1.1	1.2	45	4.4	4.3
21年	33	3.5	2.4	17	1.8	1.2	46	4.8	4.2

※21年は概数

資料：厚生労働省「人口動態統計」

表 59 乳児死亡の主要死因別割合

	平成19年		平成20年		平成21年	
	死亡率	構成比	死亡率	構成比	死亡率	構成比
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
先天奇形、変形及び染色体異常	6	23.1	8	38.1	8	24.2
周産期に発生した病態	12	46.2	6	28.6	14	42.5
乳幼児突然死症候群	0	0.0	3	14.3	3	9.1
不慮の事故	2	7.7	0	0.0	0	0.0
その他	6	23.0	4	19.0	8	24.2
計	26	100.0	21	100.0	33	100.0

※21年は概数

資料：こどもみらい課

5 人工妊娠中絶、出生数

戦後の人口増加と経済のアンバランスによる窮乏は、人工妊娠中絶の増加を招いたが、その後、受胎調節の普及や家族計画事業の推進により、平成6年までは減少していた。しかし、件数では減少であるが、実施率（15～49歳女子人口1000対）は増加傾向を示していたが、平成14年度の12.1から減少となり、平成20年度は9.6となった。

年齢階層別にみると、最も多いのは20～24歳で、平成20年度は16.5（年齢階級別女子人口1000対）であった。また、20歳未満の人工妊娠中絶は、平成13年が16.4で、それまで増加傾向であったが、その後減少に転じ、平成20年度は8.1であった。

出生数については、昭和35年頃から減少傾向となっており、平成21年（概数）は9,523人であった。また、母の年齢階層別では、25～34歳までの出生率が63.4%を占めている。

表 60 年齢階級別人工妊娠中絶実施率（15～49 歳女子人口千対）

	総数	20歳未満	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49
16年度	11.5	12.7	20.6	18.2	14.3	13.2	4.8	0.4
17年度	11.1	11.6	21.9	17.2	14.8	11.8	4.5	0.5
18年度	10.5	10.7	21.3	16.3	14.0	11.2	4.2	0.2
19年度	10.2	8.7	20.3	16.9	14.0	10.3	4.5	0.4
20年度	9.6	8.1	16.5	15.9	14.2	11.0	4.0	0.3

(注) 衛生行政報告例（年度）による。

資料：こどもみらい課

表 61 出生数の年次推移、母の年齢（5歳階級）別

	総数		20歳未満		20～24		25～29		30～34		35～39		40～44		45歳以上	
	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
17年	人 10,524	% 100.0	人 192	% 1.8	人 1,730	% 16.4	人 3,473	% 33.0	人 3,451	% 32.8	人 1,446	% 13.7	人 227	% 2.2	人 5	% 0.10
18年	10,556	100.0	183	1.7	1,702	16.1	3,423	32.4	3,541	33.5	1,475	14.0	229	2.2	3	0.10
19年	10,162	100.0	174	1.7	1,601	15.8	3,246	31.9	3,380	33.3	1,529	15.0	230	2.3	2	0.02
20年	10,187	100.0	168	1.6	1,521	14.9	3,244	31.8	3,423	33.6	1,553	15.2	272	2.7	6	0.10
21年	9,523	100.0	149	1.6	1,427	15.0	2,941	30.9	3,093	32.5	1,640	17.2	269	2.8	4	0.04

※21年は概数

資料：厚生労働省「人口動態統計」

6 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の普及

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）は、いつ何人子どもを産むか、あるいは産まないかを選ぶ自由、安全な妊娠・出産などを含む、女性の人権の重要な一つである。

※平成6年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、個人、特に女性が生涯に渡って、主体的に自らの身体と健康の保持増進と自己決定を図ること、そのための身体的・精神的・社会的な諸権利が基本的人権として保障されることをいう。中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で、満足のいく性関係、安全な妊娠、出産、子どもが生まれ育つことなどが含まれる。

第4章 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革

男女が性別にかかわらず、社会の構成員として、その能力を十分に発揮することができるよう、男女共同参画社会の実現に向けた気運の醸成を図っている。また、人権尊重と男女平等を推進する教育に取り組んでいる。

- 1 市町村基本計画の策定状況は平成22年4月1日現在15市町村（37.5%）で変更なし。
- 2 性別役割分担意識に同感する人の割合は、平成15年には14.2%、平成21年には14.1%とほぼ横ばい。
- 3 平成21年5月1日現在、県内の教員に占める女性教員の割合は、小学校では63.6%、中学校では44.5%、高等学校（全日制）では29.0%、大学では19.7%と、上位の学校ほど女性が少ない傾向。
- 4 高等学校女子卒業者（平成21年3月末）のうち、31.0%は大学へ、11.7%は短期大学へ進学し、進学率の合計は43.8%であった。
- 5 大学進学者の学部別比率は、女子が社会科学、保健、人文科学で63.1%となった。また、男子は社会科学、工学で62.7%となった。

第1節 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

1 市町村における条例、基本計画の策定状況

(1) 市町村における条例の策定状況

八戸市が平成13年9月に「八戸市男女共同参画基本条例」を公布（同年10月施行）している。

表 62 男女共同参画に関する条例の策定状況 （平成22年4月1日現在）

市町村	条例名称	可決日	公布日	施行日
八戸市	八戸市男女共同参画基本条例	平成13年9月20日	平成13年9月27日	平成13年10月1日

資料：青少年・男女共同参画課

(2) 市町村における基本計画の策定状況

平成22年4月1日現在15市町村において男女共同参画基本計画を策定している。

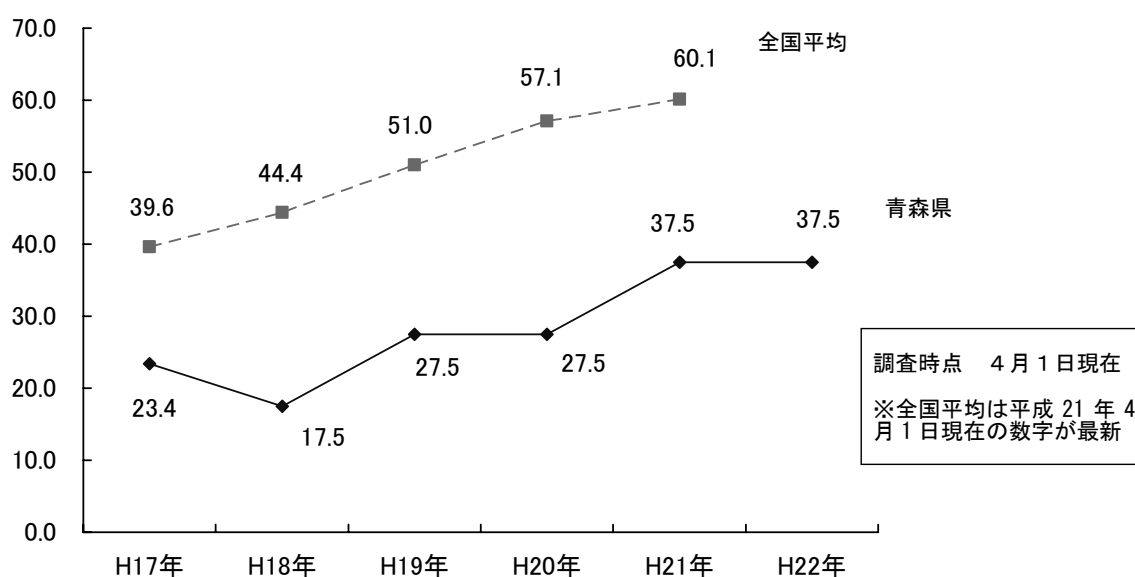
表 63 男女共同参画基本計画の策定状況 （平成22年4月1日現在、策定順）

市町村名	男女共同参画に関する基本計画等名	策定年月
八戸市	八戸市男女共同参画基本計画 （男女共同参画社会をめざすはちのへプラン2006）	（平成8年12月策定） 平成18年2月 改定
十和田市	十和田市男女共同参画社会推進計画 「女と男（ひととひと）がともに輝くまち」	平成13年3月
平内町	平内町男女共同参画プラン	平成13年4月
黒石市	くろいし男女共同参画推進プラン	平成13年12月

三 沢 市	みさわハーモニープラン	平成 14 年 3 月
む つ 市	むつ市男女共同参画推進基本計画～むつみあいプラン～	平成 14 年 11 月
中 泊 町	男女共同参画推進プラン	平成 19 年 3 月
五所川原市	五所川原市男女共同参画計画	平成 19 年 3 月
つ がる 市	つがる市男女共同参画プラン	平成 19 年 3 月
平 川 市	平川市男女共同参画推進プラン	平成 19 年 3 月
今 別 町	今別町男女共同参画推進計画	平成 20 年 3 月
東 通 村	東通村男女共同参画推進計画	平成 20 年 10 月
七 戸 町	七戸町男女共同参画基本計画 「心と心をつなぐ思いやりのある暮らし」	平成 20 年 11 月
おいらせ町	おいらせ町男女共同参画プラン「自分らしく一人ひとりが輝くまち 共にささえ 共に暮らす 笑顔あふれるまち」	平成 21 年 2 月
南 部 町	南部町男女共同参画基本計画 ～人権の尊重と男女共同参画社会を目指して～	平成 21 年 3 月

資料：青少年・男女共同参画課

図 25 市町村における男女共同参画基本計画策定割合



市町村における男女共同参画に関する基本計画の策定については、県が各市町村へ直接働きかけているほか、市町村男女共同参画行政担当課長会議を通じ要請している。また、基本計画策定等を支援するアドバイザーを派遣している。

2 男女をめぐる意識

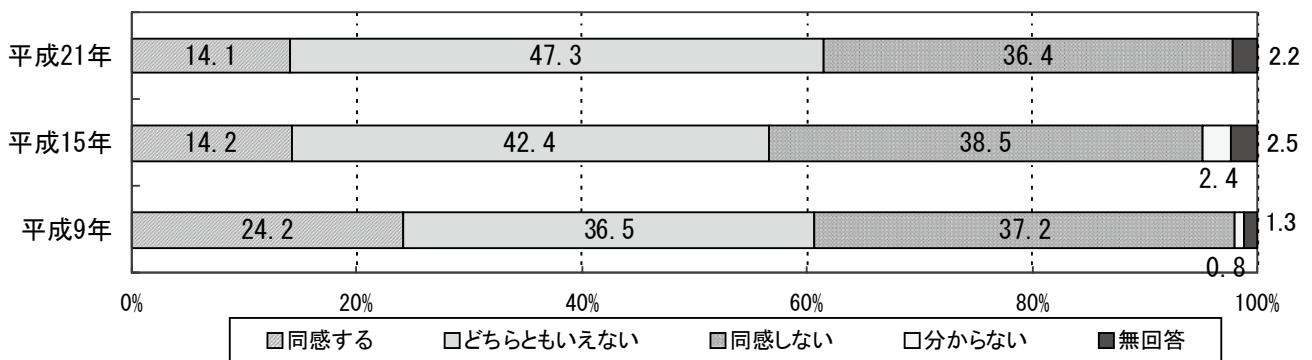
(1) 性別役割分担意識の変化

平成 21 年に県が行った「青森県男女共同参画に関する意識調査」によると、「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感する割合は全体で 14.1%、同感しない割合は全体で 36.4%となっている。

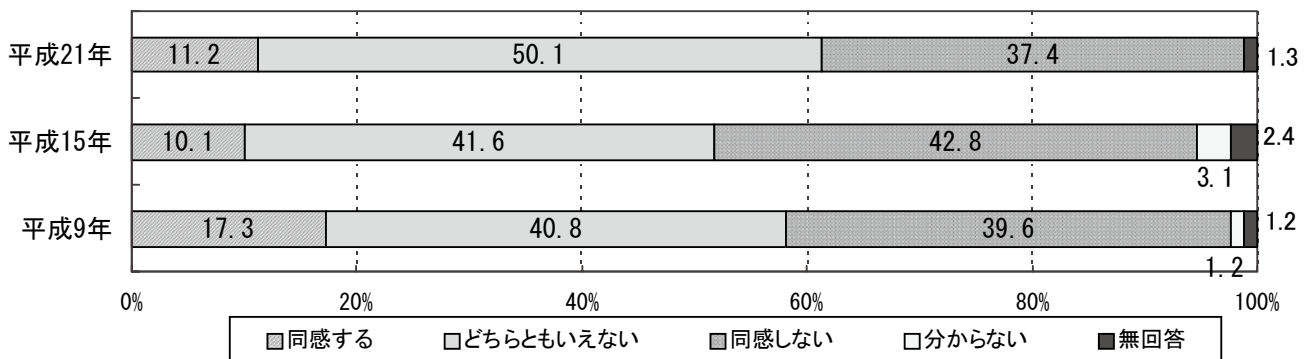
男女別では、女性は「同感する」が 11.2%、「同感しない」が 37.4%、男性では「同感する」が 17.5%、「同感しない」が 35.8%であった。平成 9 年に行った意識調査と比較すると、性別役割分担意識に同感する割合は男女ともに減少している。

図 26 「男は仕事、女は家庭」という考え方について

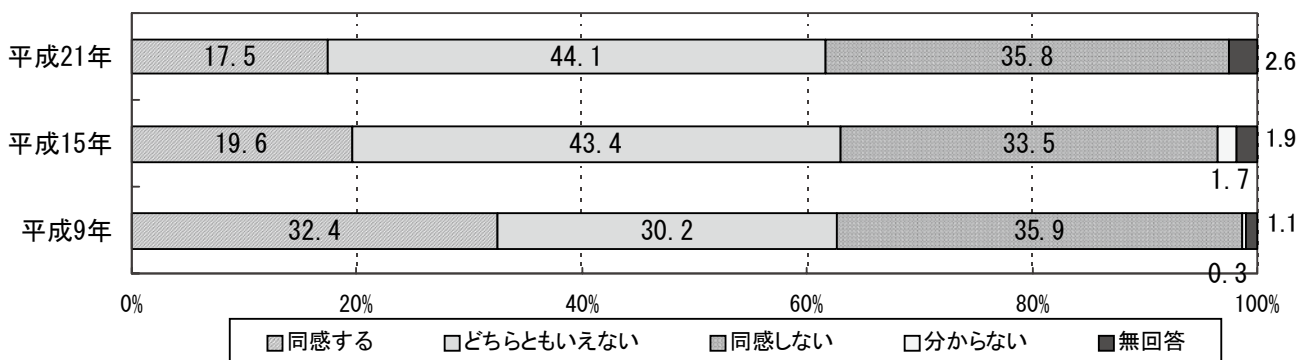
<全体>



<女性>



<男性>



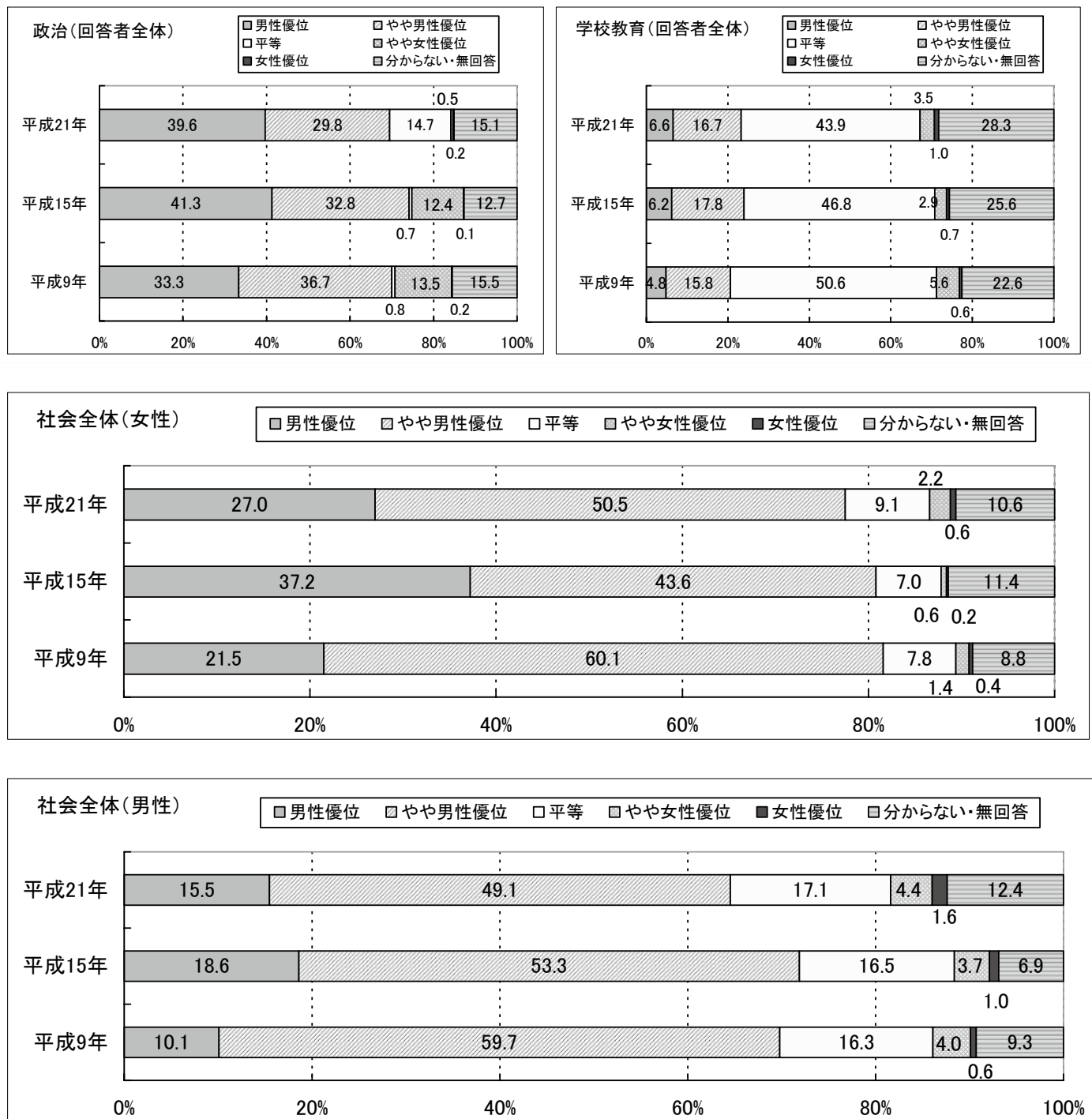
資料：青少年・男女共同参画課

(2) 男女の平等意識

平成 21 年の「青森県男女共同参画に関する意識調査」結果によると、日常生活のあらゆる場面における男女の地位について男性が優位と感じる割合が最も高かったのは政治の場で、「男性優位」又は「やや男性優位」をあわせると 69.4%となった。また、男女が平等と感じる割合が最も高かったのは学校教育の場で 43.9%が平等と感じているという結果となった。

男女別にみると、社会全体における男女の地位について「男性優位」と感じる人が女性で 37.2%（平成 15 年）から 27.0%（平成 21 年）に、男性で 18.6%（平成 15 年）から 15.5%（平成 21 年）に減少している。

図 27 男女の地位に関する意識



資料：青少年・男女共同参画課

3 男女共同参画週間

男女の固定的な性別役割分担意識に根ざした家庭や職場、地域社会など多くの領域に存続している男女間格差の問題を解消していくためには、意識の改革が最も重要である。

県では、男女共同参画週間（6月23日～29日）に呼応して、男女共同参画社会づくりに対する県民の理解を深めることを目的としたラジオ広報を実施したほか、平成22年度は地元紙において、男女共同参画に関する普及啓発を内容とする新聞広告を実施した。

男女共同参画センターでは、平成22年度は、6月27日に「貧困と格差社会」をテーマにオープンカレッジ（講演会）を開催した。6月24日には一人ひとりを尊重したコミュニケーション講座、6月25日には環境問題を男女共同参画の視点で考える講座、貸館利用者への啓発リーフレットの配布を実施した。

4 農山漁村女性の日

農林水産省が主唱し、昭和63年度から毎年3月10日を「農山漁村女性の日」として設定している。毎年、「農山漁村女性の日」青森県大会を開催し、農山漁村の男女が対等なパートナーとして、農林漁業経営や地域活動に参画することが日常になるような社会的気運の醸成を図るため、啓発活動を行っている。この記念行事を核に、県内の農山漁村の女性団体が中心となり、各地域でも農山漁村における男女共同参画の推進を図るため、様々な活動を展開している。

※「農山漁村女性の日」は女性が有する「知恵」、「技」、「経験」、この3つをトータル（10）に発揮することを願って3月10日としている。

第2節 多様な選択を可能にする教育・学習の機会の充実

1 学校教育の状況

(1) 校長・副校長・教頭への女性の登用状況

平成21年5月1日現在の幼稚園を除く本県の教員（本務教員数）の状況は、表64のとおりである。

校長についてみると、小学校では351人のうち女性は54人で、その割合は15.4%である。中学校で13人（8.1%）、高等学校（定時制を含む。）で8人（10.4%）、特別支援学校で1人（5.6%）の女性が登用されている。

次いで副校長についてみると、高等学校で10人のうち3人（30.0%）の女性が登用されている。

また、教頭についてみると、小学校では360人のうち女性は98人で、その割合は27.2%である。中学校で6人（3.4%）、高等学校で1人（0.9%）、特別支援学校で7人（26.9%）の女性が登用されている。

表64 校長・副校長・教頭への登用状況

(平成21年5月1日現在)

		校 長				副 校 長				教 頭				総 教 員 数				
		女性	男性	女性 の割合	%	女性	男性	女性 の割合	%	女性	男性	女性 の割合	%	女性	男性	女性 の割合	%	
小学校	国 立	0	0	0	-	1	0	1	0.0	1	0	1	0.0	32	18	14	56.3	
	公 立	351	54	297	15.4	0	0	0	-	359	98	261	27.3	5,446	3,467	1,979	63.7	
	小 計	351	54	297	15.4	1	0	1	0.0	360	98	262	27.2	5,478	3,485	1,993	63.6	
中学校	国 立	0	0	0	-	1	0	1	0.0	1	0	1	0.0	31	14	17	45.2	
	公 立	160	13	147	8.1	0	0	0	-	175	6	169	3.4	3,348	1,490	1,858	44.5	
	私 立	0	0	0	-	3	0	3	0.0	2	0	2	0.0	26	11	15	42.3	
	小 計	160	13	147	8.1	4	0	4	0.0	178	6	172	3.4	3,405	1,515	1,890	44.5	
高等学校	全日制	県 立	59	2	57	3.4	0	0	0	-	79	1	78	1.3	2,516	746	1,770	29.7
		私 立	16	5	11	31.3	10	3	7	30.0	17	0	17	0.0	707	189	518	26.7
		小 計	75	7	68	9.3	10	3	7	30.0	96	1	95	1.0	3,223	935	2,288	29.0
	定時制	県 立	2	1	1	50.0	0	0	0	-	13	0	13	0.0	159	50	109	31.4
		市町村立	0	0	0	-	0	0	0	-	1	0	1	0.0	8	3	5	37.5
小 計	2	1	1	50.0	0	0	0	-	14	0	14	0.0	167	53	114	31.7		
特別支援学校	国 立	0	0	0	-	1	0	1	0.0	1	0	1	0.0	31	16	15	51.6	
	県 立	18	1	17	5.6	0	0	0	-	25	7	18	28.0	1,003	600	403	59.8	
	小 計	18	1	17	5.6	1	0	1	0.0	26	7	19	26.9	1,034	616	418	59.6	
合 計		606	76	530	12.5	16	3	13	18.8	674	112	562	16.6	13,307	6,604	6,703	49.6	

※「総教員数」欄は、校長、副校長及び教頭を含めた教員数

資料：青森県教育委員会「学校一覧」

(2) 大学・短期大学の教員数の推移

大学・短期大学の女性の教員数の推移をみると、大学では、平成21年度は前年度より24人増え235人となっている。また、短期大学においては、平成21年度は前年度より7人増え95人となっている。

女性の教員の割合については、大学では平成21年度は19.7%と低い状況にあり、短期大学では割合が高く、平成21年度は54.9%となっている。

表 65 大学・短期大学の教員数の推移

(平成 21 年 5 月 1 日現在)

区 分		年 度					
		16	17	18	19	20	21
大 学	学 校 数	10	10	10	10	10	11
	教 員 数	1,153	1,181	1,180	1,182	1,171	1,191
	女 性	176	198	202	212	211	235
	男 性	977	983	978	970	960	956
	女性 の 割合	15.3	16.8	17.1	17.9	18.0	19.7
短 期 大 学	学 校 数	6	6	6	6	6	6
	教 員 数	136	142	148	148	152	173
	女 性	64	71	76	82	88	95
	男 性	72	71	72	66	64	78
	女性 の 割合	47.1	50.0	51.4	55.4	57.9	54.9

資料：青森県教育委員会「学校一覧」

(3) 高等学校の生徒在籍及び進学等状況

平成 21 年 5 月 1 日現在の高等学校数は本校 87 校、分校 10 校、計 97 校で全日制課程 85 校、定時制課程 12 校となっているが、女子のみが在籍する学校数は 3 校（私立 3 校）である。

生徒数は 41,826 人、うち女子が 20,628 人 (49.3%)、男子が 21,198 人 (50.7%) で、学科別在籍数をみると、女子は普通科在籍者が最も多く、次いで商業科、総合学科、男子は普通科、工業科、農業科の順になっている。

表 66 高等学校の生徒の学科別在籍状況

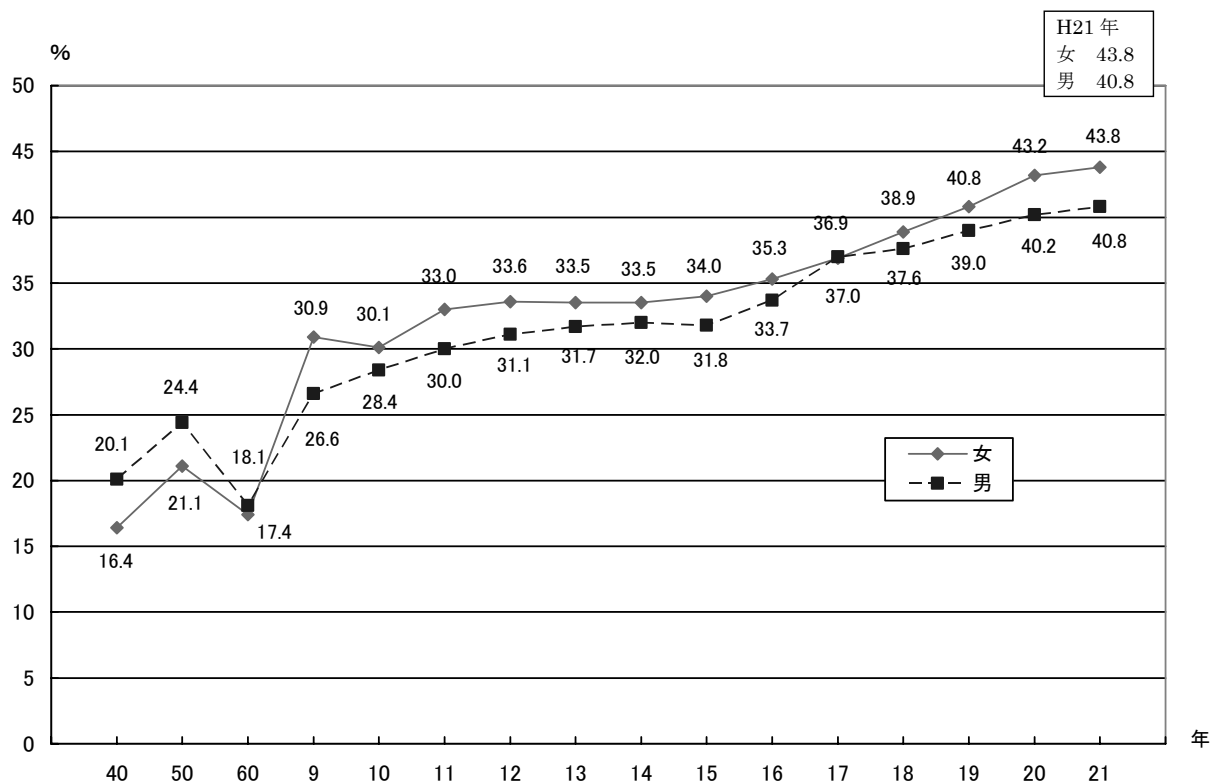
(平成 21 年 5 月 1 日現在)

	女			男			合計 人 (%)
	全日制	定時制	計 人 (%)	全日制	定時制	計 人 (%)	
普 通	11,938	555	12,493(60.6)	10,288	503	10,791(50.9)	23,284(55.7)
農 業	864	0	864(4.2)	1,301	0	1,301(6.1)	2,165(5.2)
工 業	706	20	726(3.5)	5,170	160	5,330(25.1)	6,056(14.5)
商 業	2,243	0	2,243(10.9)	1,322	0	1,322(6.2)	3,565(8.5)
水 産	153	0	153(0.7)	261	0	261(1.2)	414(1.0)
家 庭	1,046	0	1,046(5.1)	196	0	196(0.9)	1,242(3.0)
看 護	215	0	215(1.0)	9	0	9(0.0)	224(0.5)
情 報	29	0	29(0.1)	62	0	62(0.3)	91(0.2)
福 祉	156	0	156(0.8)	54	0	54(0.3)	210(0.5)
その他	960	0	960(4.7)	581	0	581(2.7)	1,541(3.7)
総 合	1,743	0	1,743(8.4)	1,291	0	1,291(6.1)	3,034(7.3)
計	20,053	575	20,628	20,535	663	21,198	41,826

資料：青森県教育委員会「学校一覧」

高等学校卒業者の大学・短期大学等への女子の進学率の推移をみると、平成12年度以降はほぼ横ばいとなっていたが、平成15年度以降は上昇傾向にある。

図 28 大学・短期大学等への進学率



平成21年度の進学者数を学校種別にみると、大学への進学者数は4,692人で、うち女子は2,032人で43.3%を占めている。また、短期大学への進学者数は867人で、うち女子が765人で88.2%を占め、短期大学については女子の進学者が圧倒的に多くなっている。

学部学科別にみた女子の比率は、大学では社会科学、保健、人文科学への進学者で63.1%を占め、短期大学では教育、家政、保健で75.8%を占めている。

表 67 高等学校卒業者の進学状況

(平成 21 年 5 月 1 日現在)

区分	平成 21 年 3 月 高等学校 卒業 者 数	進学者数		左 の 学 校 種 類 別 進 学 者 数					
				大学 (学部)		短期大学 (本科)		その他	
		進学率	割合	割合	割合	割合			
女	人 6,555	人 2,870	% (50.6) 43.8	人 2,032	% (43.3) 31.0	人 765	% (88.2) 11.7	人 73	% (64.0) 1.1
男	人 6,871	人 2,803	(49.4) 40.8	人 2,660	(56.7) 38.7	人 102	(11.8) 1.5	人 41	(36.0) 0.6
計	人 13,426	人 5,673	(100.0) 42.3	人 4,692	(100.0) 34.9	人 867	(100.0) 6.5	人 114	(100.0) 0.8

資料：教育政策課「高等学校等卒業者の進路状況」

表 68 進学者の学部学科別比率

(平成 21 年 5 月 1 日現在)

大 学 (学 部)				短 期 大 学 (本 科)			
女 (%)		男 (%)		女 (%)		男 (%)	
社会科学	25.4	社会科学	34.2	教 育	33.3	社会科学	37.3
保 健	21.2	工 学	28.5	家 政	27.7	教 育	24.5
人文科学	16.5	保 健	8.4	保 健	14.8	保 健	13.7
教 育	13.3	教 育	8.1	社会科学	10.3	工 学	9.8
家 政	7.7	人文科学	7.4	人文科学	6.7	家 政	7.8
工 学	5.1	理 学	4.8	芸 術	2.5	農 学	2.0
農 学	3.4	農 学	3.8	工 学	0.5	芸 術	2.0
芸 術	2.2	芸 術	1.1	農 学	0.3	人文科学	1.0
そ の 他	5.1	そ の 他	3.6	そ の 他	3.9	そ の 他	2.0

資料：教育政策課「高等学校等卒業者の進路状況」

(4) 学校教育における男女共同参画の推進

学校(園)では、教育活動全体を通して、幼児児童生徒が互いにその人格を尊重し、思いやりの気持ちをもって協力し合うとともに、その個性と能力を十分に発揮することができるよう発達段階に応じた指導に努めている。

学校生活における慣習や慣例の中に、無意識のうちに性別による役割分担がないかどうか見定め直し、個々の適性や能力を尊重した教育を進めるよう配慮している。

(5) 大学・短期大学の在学状況

県内の大学数は国立1校、公立2校、私立8校、短期大学数は私立6校で、女子校は大学1校である。

学生数は、大学が15,202人で、女子6,355人(41.8%)、男性8,847人(58.2%)、短期大学が1,680人で、女子1,428人(85.0%)、男子252人(15.0%)となっており、大学では6割が男子、短期大学では8割超が女子である。

区分別にみると、国立大学では女子44.5%、男子55.5%、公立大学では女子57.3%、男子42.7%、私立大学では女子34.8%、男子65.2%、また、短期大学(私立)では女子85.0%、男子15.0%の在学状況となっている。

表 69 大学・短期大学の設置者別在学状況

(平成21年5月1日現在)

区分	女 子				男 子				合 計
	国立	公立	私立	小計	国立	公立	私立	小計	
大学	2,697 (42.4)	1,206 (19.0)	2,452 (38.6)	6,355	3,362 (38.0)	900 (10.2)	4,585 (51.8)	8,847	15,202
短期 大学	-	-	1,428 (100.0)	1,428	-	-	252 (100.0)	252	1,680

資料：青森県教育委員会「学校一覧」

2 家庭教育

近年の都市化や核家族化、少子化、地域における地縁的なつながりの希薄化など、家庭や家族を取り巻く社会状況の変化の中で、子育てに悩みや不安を抱える親が増えており、父親の家庭教育への参加や社会全体での子育て支援の必要性が認識されるようになってきた。

このため、子育て中の親が、家庭教育のあり方や親の役割について学ぶ学習機会の充実を図るほか、父親の家庭教育参加を促進する集いを提供している。また、家庭教育相談員や家庭教育支援者により、子育てに悩みや不安を持つ親の相談に応じるとともに、家庭教育支援者を養成している。

家庭教育と子育ては密接不可分な関係にあり、教育分野だけでなく、保健、福祉、労働、男女共同参画など子育て支援に関係する分野が連携して支援をしていく必要がある。

3 学校支援ボランティア

地域とのつながりが希薄化することにより、子どもたちは、多様な人の交わりの中で様々な経験をする機会が減少している。また、それとともに、地域の教育力も低下している。

このため、地域の大人が学校を支援する活動を通じて、地域の連帯感を形成するとともに、地域全体で子どもを育成する社会づくりを推進している。

表 70 学校支援ボランティアを導入している小・中学校の割合

年 度	割 合
平成19年度	77.6%
平成20年度	78.0%
平成21年度	80.6%

資料：生涯学習課

第5章 国際社会を視野に入れた男女共同参画の推進

政治・経済・文化など社会のあらゆる分野で地球規模化（グローバル化）が進む中で、国内・県内の男女共同参画社会の実現に向けた取組は一層緊密に関連し、共通の基盤を有するようになってきている。

世界の動向を踏まえ国際的な視野に立った男女共同参画社会の形成をめざす。

また、男女共同参画社会にふさわしいライフスタイルや、消費・生産への転換により、近年、地球規模で進むオゾン層の破壊、地球温暖化などの環境問題解決に寄与する。

第1節 国際交流・国際協力の推進

1 国際交流

(1) 国際交流ボランティア

(財) 青森県国際交流協会における通訳やホームステイ等のボランティア活動を行う。

表71 国際交流ボランティア登録者数

区 分	登録者数	女 性	男 性
平成17年度	146人	116人	30人
平成18年度	156人	115人	41人
平成19年度	243人	187人	56人
平成20年度	319人	237人	82人
平成21年度	354人	264人	90人

資料：(財) 青森県国際交流協会

(2) 外国青年招致事業

国際時代に対応した行政施策の推進、語学指導等を行うため、県、県教育委員会、市町村等に国際交流員（CIR）、外国語指導助手（ALT）を配置した。この事業を通じ、指導する側もされる側もお互いに国際的視野を広げ、男女共同参画にも寄与すると考えられる。

表72 外国青年招致人数

区 分	招致人数	女 性	男 性
平成17年度	120人	55人	65人
平成18年度	120人	57人	63人
平成19年度	121人	56人	65人
平成20年度	115人	54人	61人
平成21年度	117人	60人	57人

資料：国際交流推進課

2 国際協力

○ 青年海外協力活動促進事業

開発途上国からの技術養成により国際協力機構（JICA）が実施する青年海外協力隊等の派遣事業に対し、県が啓発・募集等について協力している。

表 73 青年海外協力隊員等派遣人数等

区 分	募集回数	説明会	派遣人数	女性	男性
平成 17 年度	年 2 回	年 2 回	11 人	9 人	2 人
平成 18 年度	年 2 回	年 2 回	14 人	7 人	7 人
平成 19 年度	年 2 回	年 2 回	15 人	7 人	8 人
平成 20 年度	年 2 回	年 2 回	14 人	8 人	6 人
平成 21 年度	年 2 回	年 2 回	14 人	6 人	8 人

資料：国際交流推進課

第 2 節 地球環境保全活動の推進

(P148～149 第 2 部第 2 章 基本目標 V 重点目標 14 参照)

<資料> 青森県の人口

1 人口の推移

平成21年10月1日現在の推計(青森県人口移動統計調査)による本県の総人口は、1,382,517人である。女性は732,828人(53.0%)、男性は649,689人(47.0%)で、平成20年に比べて女性が6,121人、男性が6,168人減少した。

なお、平成21年青森県人口移動統計調査(年齢別)における女性の人口を年齢別階級別にみると年少人口(0～14歳)が87,655人、生産年齢人口(15～64歳)が433,604人、老年人口(65歳以上)は211,501人で、その割合は女性全体のそれぞれ12.0%、59.2%、28.9%となっており、老年人口の割合は男性21.5%(139,873人)に比べて7.4ポイントも高くなっている。

表74 青森県の人口の推移

(毎年10月1日現在)

年次	世帯数	人口			前年に対する 総数の増減	女100人に 対する男
		総数	女性	男性		
昭和50年	387,587	1,468,646	761,414	707,232	29,996	92.9
55年	428,557	1,523,907	788,463	735,444	12,610	93.3
60年	443,995	1,524,448	793,009	731,439	△2,915	92.2
平成2年	455,304	1,482,873	778,115	704,758	△17,879	90.6
7年	482,731	1,481,663	777,474	704,189	10,667	90.6
12年	506,540	1,475,728	773,155	702,573	650	90.9
13年		1,472,672	772,192	700,480	△3,056	90.7
14年		1,467,925	769,881	698,044	△4,747	90.7
15年		1,460,050	766,613	693,437	△7,875	90.5
16年		1,450,947	762,738	688,209	△9,103	90.2
17年	510,779	1,436,657	757,580	679,077	△14,290	89.6
18年		1,423,412	751,761	671,651	△13,245	89.3
19年		1,408,589	745,129	663,460	△14,823	89.0
20年		1,394,806	738,949	655,857	△13,783	88.8
21年		1,382,517	732,828	649,689	△12,289	88.7

※世帯数については、国勢調査(確定値)による。

資料：統計分析課

図29 青森県の人口の推移

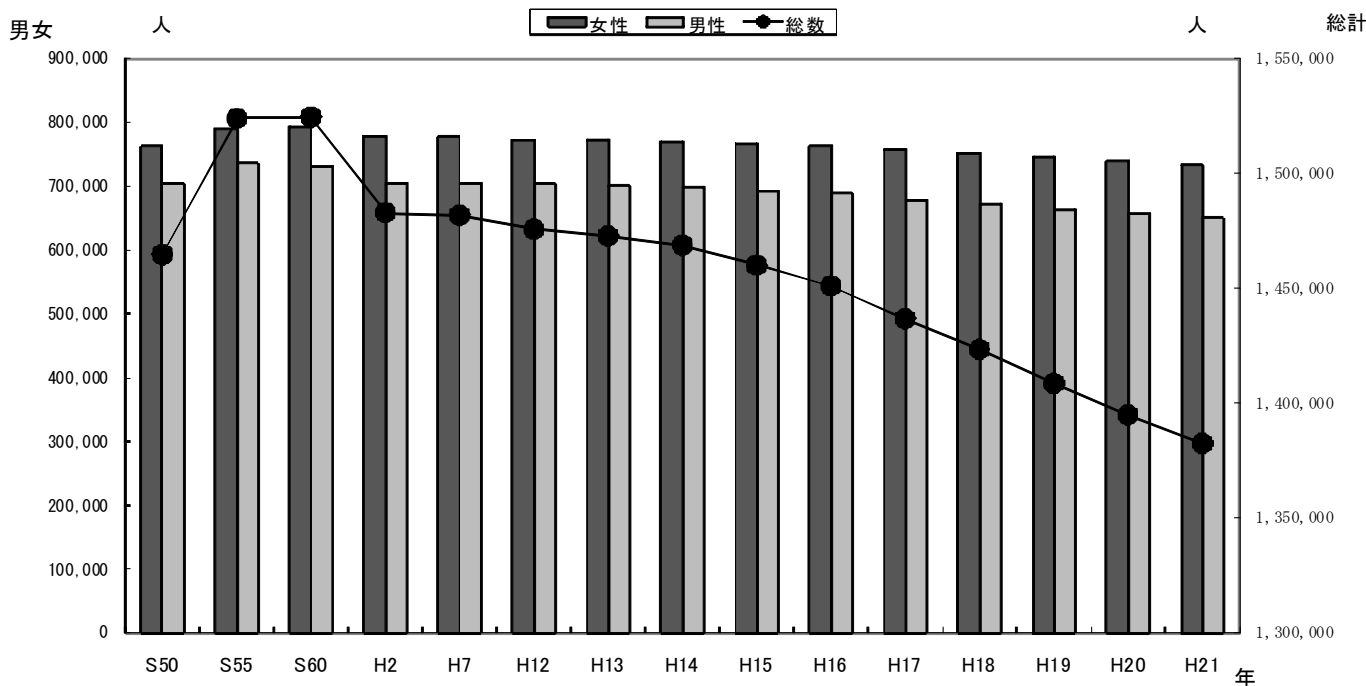


表75 年齢（5歳階級）、男女別人口

	総数	女性	男性	総数	女性	男性	総数	女性	男性
	青森県			市部			郡部		
総数	1,382,517	732,828	649,689	1,061,081	563,951	497,130	321,556	168,859	152,697
0～4	50,937	24,976	25,961	40,472	19,897	20,575	10,438	5,066	5,372
5～9	59,801	29,254	30,547	46,958	22,869	24,089	12,858	6,386	6,472
10～14	68,090	33,425	34,665	52,876	26,036	26,840	15,221	7,396	7,825
15～19	69,932	34,365	35,567	54,137	26,644	27,493	15,781	7,716	8,065
20～24	60,653	29,735	30,918	48,637	24,041	24,596	11,933	5,658	6,275
25～29	65,811	32,478	33,333	52,457	26,225	26,232	13,369	6,253	7,116
30～34	79,790	39,870	39,920	63,854	32,355	31,499	15,985	7,525	8,460
35～39	88,270	44,625	43,645	70,514	35,875	34,639	17,782	8,766	9,016
40～44	85,321	43,868	41,453	67,403	34,894	32,509	17,928	8,980	8,948
45～49	89,196	45,738	43,458	69,352	35,907	33,445	19,886	9,846	10,040
50～54	96,945	50,333	46,612	73,350	38,380	34,970	23,603	11,652	11,951
55～59	112,681	58,350	54,331	84,843	44,320	40,523	27,889	14,028	13,861
60～64	103,436	54,242	46,194	79,094	41,881	37,213	24,369	12,362	12,007
65～69	90,500	50,018	40,482	68,535	37,861	30,674	21,970	12,156	9,814
70～74	86,614	49,095	37,519	63,679	36,012	27,667	22,931	13,078	9,853
75～79	77,745	46,160	31,585	56,354	33,560	22,794	21,383	12,591	8,792
80～84	54,177	34,610	19,567	38,390	24,588	13,802	15,786	10,019	5,767
85～89	27,948	20,215	7,733	19,820	14,415	5,405	8,125	5,797	2,328
90歳以上	14,390	11,403	2,987	10,211	8,126	2,085	4,184	3,282	902
年齢不詳	280	68	212	145	65	80	135	3	132
15歳未満	178,828	87,655	91,173	140,306	68,802	71,504	38,517	18,685	19,669
15～64歳	852,035	433,604	418,431	663,641	340,522	323,119	188,525	93,085	95,440
65歳以上	351,374	211,501	139,873	256,989	154,562	102,427	94,379	56,923	37,456

資料：青森県人口移動統計調査（平成21年10月1日現在）

2 出生・死亡の状況

(1) 出生

本県の平成21年の出生数（概数）は9,523人で、平成20年に比べて664人減少しており、出生率（人口千対）は6.9で前年より0.4ポイント下回った。

なお、男性を100とした女性の出生比率は95.4である。

表76 出生数の推移

年次	出生数（人）			割合（％）	
	女性	男性	総数	出生率（人口千対）	女性出生比率（女性/男性）
昭和60年	9,288	9,807	19,095	12.6	94.7
平成2年	7,057	7,578	14,635	9.9	93.1
7年	6,964	7,008	13,972	9.4	99.4
12年	6,326	6,594	12,920	8.7	95.9
16年	5,670	5,885	11,555	8.0	96.3
17年	5,144	5,380	10,524	7.3	95.6
18年	5,255	5,301	10,556	7.4	99.1
19年	4,997	5,165	10,162	7.2	96.7
20年	4,920	5,267	10,187	7.3	93.4
21年	4,650	4,873	9,523	6.9	95.4

資料：健康福祉政策課「青森県人口動態統計」

(2) 死亡

本県の平成21年の死亡数（概数）は15,385人で、平成20年に比べて15人減少しており、死亡率（人口千対）は11.2で前年より0.1ポイント上回った。

なお、男性を100とした女性の死亡比率は85.1である。

表77 死亡数の推移

年次	死亡数（人）			割合（％）	
	女性	男性	総数	死亡率（人口千対）	女性死亡比率（女性/男性）
昭和60年	4,703	5,844	10,547	6.9	80.5
平成2年	4,757	6,055	10,812	7.3	78.6
7年	5,576	6,920	12,496	8.4	80.6
12年	5,809	7,338	13,147	8.9	79.2
16年	6,416	7,956	14,372	9.9	80.6
17年	6,671	8,211	14,882	10.4	81.2
18年	6,778	7,955	14,732	10.4	85.2
19年	6,861	8,107	14,968	10.7	84.6
20年	7,127	8,273	15,400	11.1	86.1
21年	7,075	8,310	15,385	11.2	85.1

資料：健康福祉政策課「青森県人口動態統計」

3 婚姻と離婚の状況

(1) 婚姻

本県の平成21年の婚姻件数（概数）は6,067組で、平成20年に比べて334組減少した。婚姻率（人口千対）は4.4で、全国順位は44位となっている。

(2) 離婚

本県の平成21年の離婚件数（概数）は2,769組で、平成20年に比べて59組減少した。離婚率（人口千対）は2.01で、全国順位は12位となっている。

表78 婚姻、離婚件数・率の推移

年次	婚姻		離婚	
	件数	率(人口千対)	件数	率(人口千対)
昭和60年	9,175	6.0	2,512	1.65
平成2年	7,892	5.3	2,001	1.53
7年	8,306	5.6	2,429	1.64
12年	8,138	5.5	3,092	2.10
16年	6,924	4.8	3,429	2.37
17年	6,584	4.6	3,281	2.29
18年	6,642	4.7	3,044	2.15
19年	6,405	4.6	3,014	2.15
20年	6,401	4.6	2,828	2.04
21年	6,067	4.4	2,769	2.01

資料：健康福祉政策課「青森県人口動態統計」